印西市立図書館サービス計画（案）

印西市教育委員会

印西市立図書館サービス計画（案）　目次

第１章　計画の策定に向けて 1
　１　計画策定の趣旨 1
　２　計画の位置づけ 1
　３　計画の期間 2
　４　計画の策定体制 2

第２章　現状と課題 3
　１　図書館を取り巻く現状 3
　２　市立図書館を取り巻く現状 6
　３　図書館サービスに関する市民意識調査結果 22
　４　課題の整理 30

第３章　目指す市立図書館の姿 32
　１　図書館の使命 32
　２　基本理念 32
　３　印西市立図書館の目指す姿 33
　４　図書館の基本方針 34

第４章　基本方針の実現に向けた図書館サービス計画 35
　１　市民の「知りたい」「学びたい」「調べたい」を支える図書館サービス 36
　２　子どもたちの未来を育み可能性を広げる図書館 54
　３　市民のくらし、地域の拠点となる図書館 64
　４　住みよさを実感できる図書館 67

第５章　計画の推進に向けて 72
　１　サービス計画評価の指標 72
　２　計画の進行管理 72

資料編 73
　１　計画の策定体制 73
　２　条例・規則等 89
　３　法令等 94
　４　統計資料 99

第１章　計画の策定に向けて

１　計画策定の趣旨

平成20年の図書館法の改正に伴い、第７条の２設置及び運営上望ましい基準、第７条の３運営の状況に関する評価など、第７条の４運営の状況に関する情報の提供という三つの条項が新設されました。

それに伴い、平成24年「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が改正され、公立図書館は、事業の実施などに関する基本的な運営の方針を策定するとともに、目標指標を設定し、年度ごとの事業計画を策定し公表するよう努めることとなりました。また、各年度の運営状況に関する点検・評価を行うよう努めるものとなりました。

印西市立図書館では平成 23 年度より「印西市立図書館サービス評価指標」を作成し、評価指標に係る目標の設定、自己点検及び自己評価を行い、印西市立図書館協議会による第三者評価を受けその結果を公表してまいりました。

これまでは、「印西市立図書館サービス評価指標」による業務の改善を図ってきましたが、社会や生活の変化に伴い公共図書館に求められる機能に変化が生じ、図書館サービスの内容も多様化していることから、令和４年 11 月８日に「印西市立図書館の運営のあり方」について印西市立図書館協議会に諮問し、答申をいただきました。この答申を受け、取り組む目標を定めた図書館サービス計画を策定し、市民のための施設として、市民ニーズの増大や多様化に応えサービスの充実を図ってまいります。

２　計画の位置づけ

本計画は、図書館法をはじめとする図書館に関する法令及び関係法令などを踏まえ、図書館の設置及び運営上の望ましい基準で求められている運営方針及び事業計画として策定するものです。

策定にあたっては、市の最上位計画である「印西市総合計画」、市の教育に関する総合的な方針である「印西市教育大綱」、「印西市教育振興基本計画」を踏まえ、「印西市子ども読書活動推進計画」と連携・整合を図るものとします。

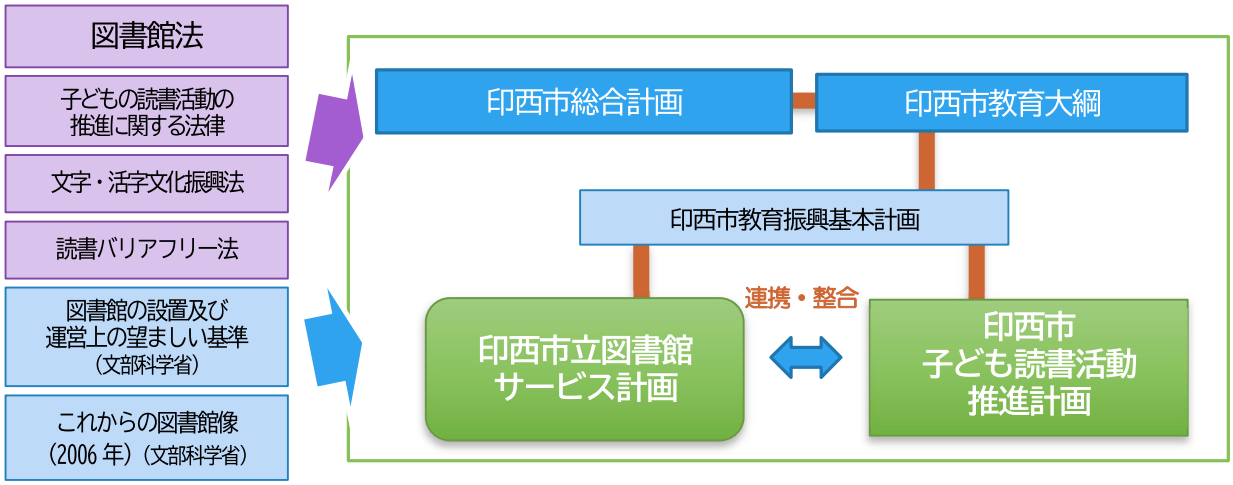

３　計画の期間

計画の期間は令和６年度（2024 年度）から令和 15 年度（2033 年度）までの 10 年間とします。計画の中間年度にあたる令和１０年度（2028 年度）に中間評価を実施し、計画の達成状況、図書館を取り巻く社会状況の変化、上位計画の変更を踏まえ、施策の見直しなどを行います。

４　計画の策定体制

「印西市立図書館サービス計画」は図書館が主体となり策定します。印西市立図書館協議会へ計画の進捗状況を報告し、意見を聴取するとともに、アンケートによる市民意向の把握とパブリックコメントによる意見聴取を行い、計画に反映します。計画は印西市教育委員会により決定します。

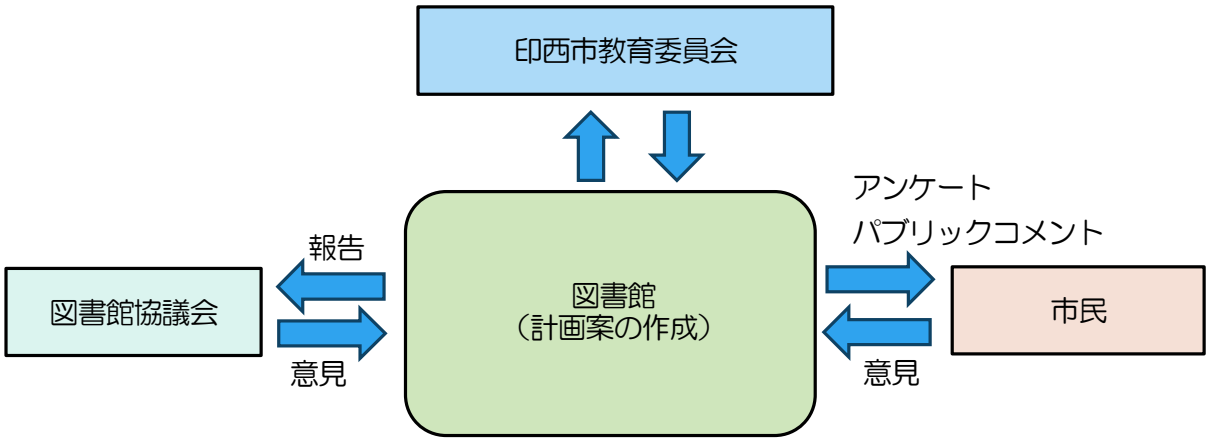

第２章　現状と課題

１　図書館を取り巻く現状

● 印西市の現状

印西市の人口は、令和５年（2023 年）４月１日時点で 110,208 人となっており、平成 15 年（2003 年）以降、一貫して増加しています。

年齢３区分別人口の推移を見ると、人口割合では、0～14 歳の割合は平成 20 年に減少しましたが、平成 25 年以降は増加傾向にあります。65 歳以上の割合は増加が続いており、平成 30 年には 20%を超えています。

●総人口・世帯数の推移

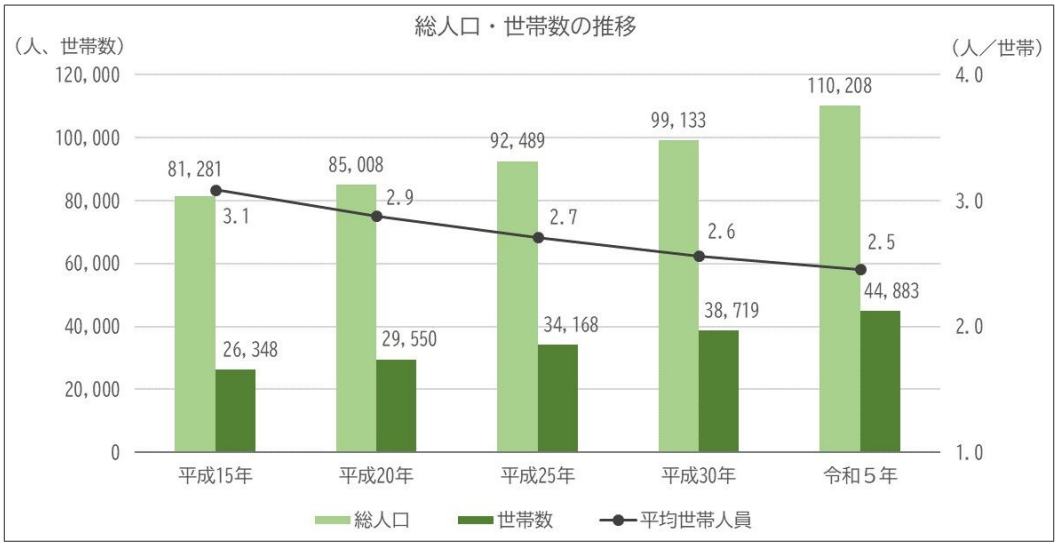

（資料：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年４月１日時点））

※平成 15 年及び平成 20 年は、合併前の印旛村及び本埜村人口を合算した数値である。

●年齢３区分別人口の推移（人口数・割合）

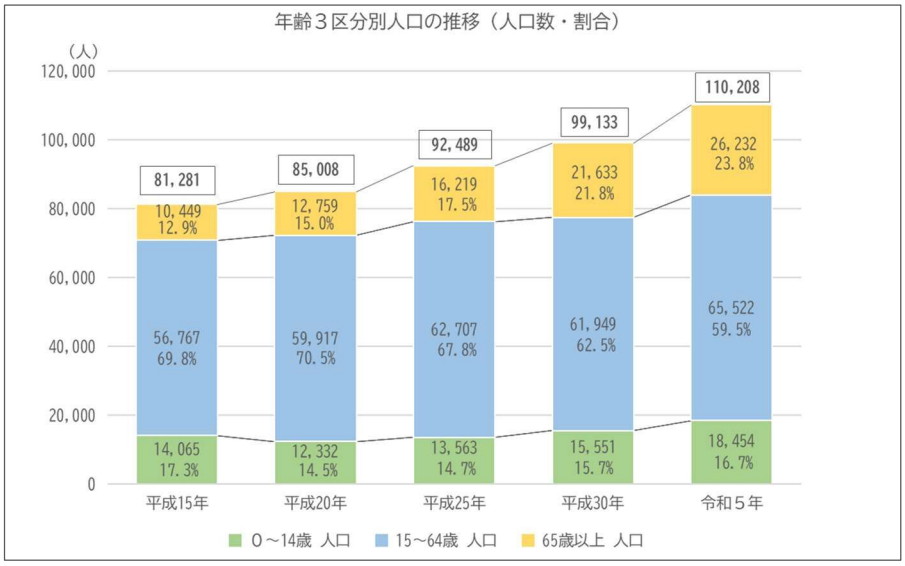

（資料：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年４月１日時点））

●地区別人口の推移

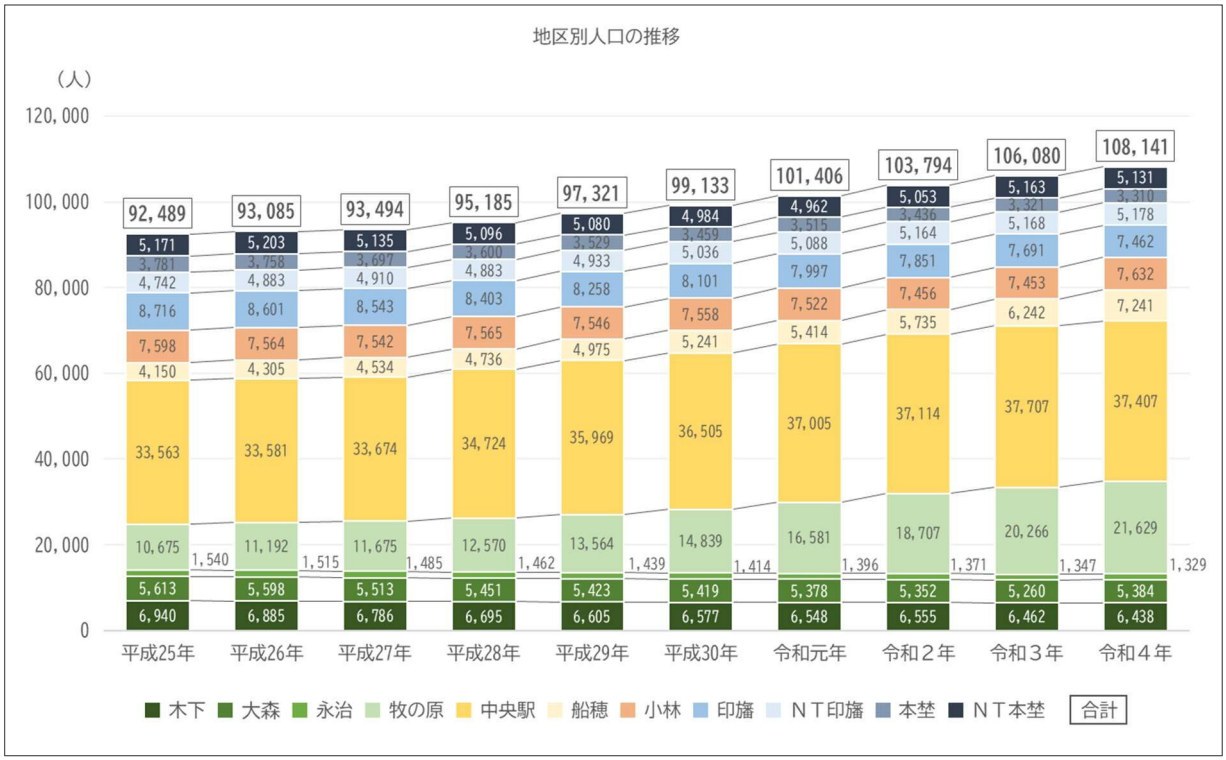

（資料：データいんざい2022）

● 千葉県の公立図書館の現状

令和５年（2023 年）の印西市の図書館の蔵書冊数は 548,493 冊で、人口１人あたりの蔵書冊数は 5.10 冊となり、これは千葉県の市町村立図書館（分館・移動図書館、公民館などを含む。）の平均値よりも高くなっています。また、印西市の図書館の個人貸出冊数は 814,954 冊で、人口１人あたりの貸出冊数は 7.58 冊となり、こちらも同様に県内市町村平均値よりも高くなっています。

一方、人口１人あたりの図書費は、137.62 円で県内市町村平均を下回っています。

人口１人あたりの蔵書冊数及び貸出冊数

	印西市	県内市町村平均
管内人口※1（人）	107,463	116,103.2
蔵書冊数（冊）	548,493	367,265.0
個人貸出冊数（冊）	814,954	507,854.6
人口１人あたりの蔵書冊数（冊／人）	**5.10**	**3.90※2**
人口１人あたりの貸出冊数（冊／人）	**7.58**	**3.52※2**
人口１人あたりの図書費（円／人）	**137.62**	**207.15※2**

（資料：千葉県の図書館 2023）

※1　管内人口の総数は、『千葉県毎月常住人口調査月報』（令和５年４月１日現在）

※2　県内市町村平均値は、各市町村の人口１人あたりの蔵書冊数、人口１人あたりの貸出冊数及び人口１人あたりの図書費の平均値をとったものである。

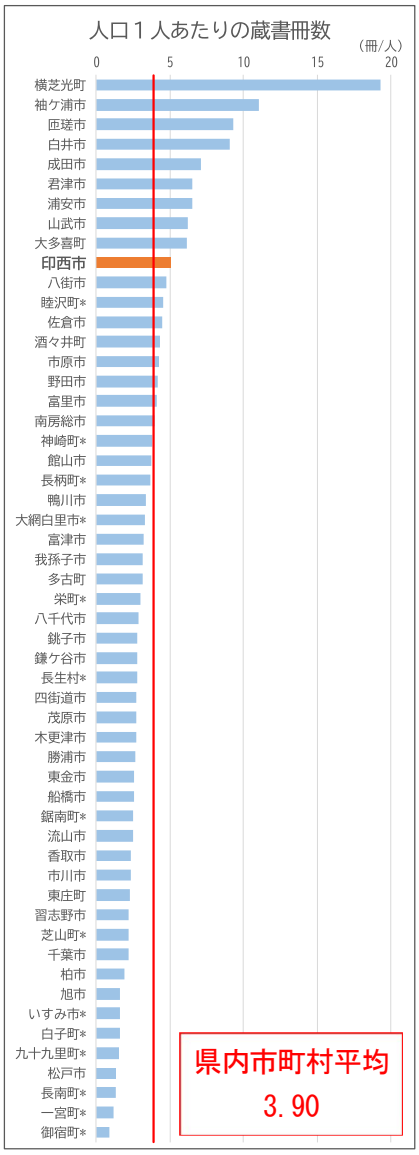

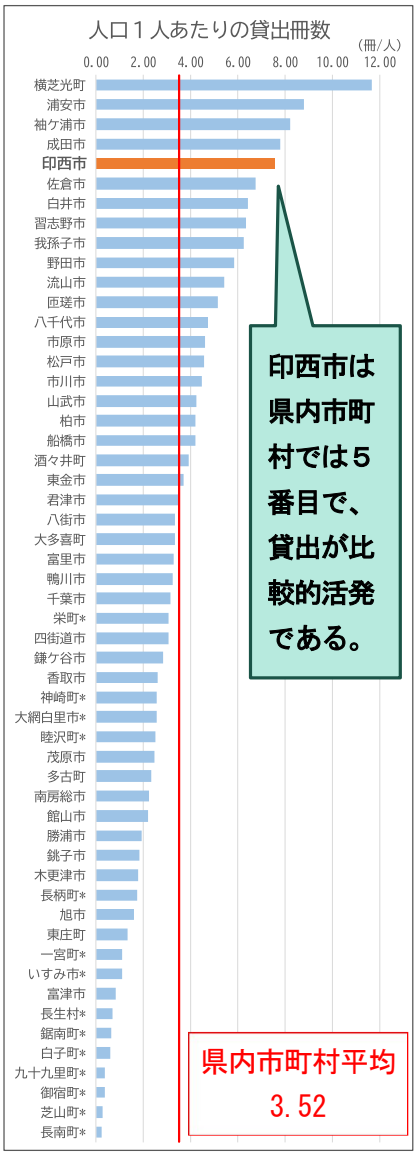

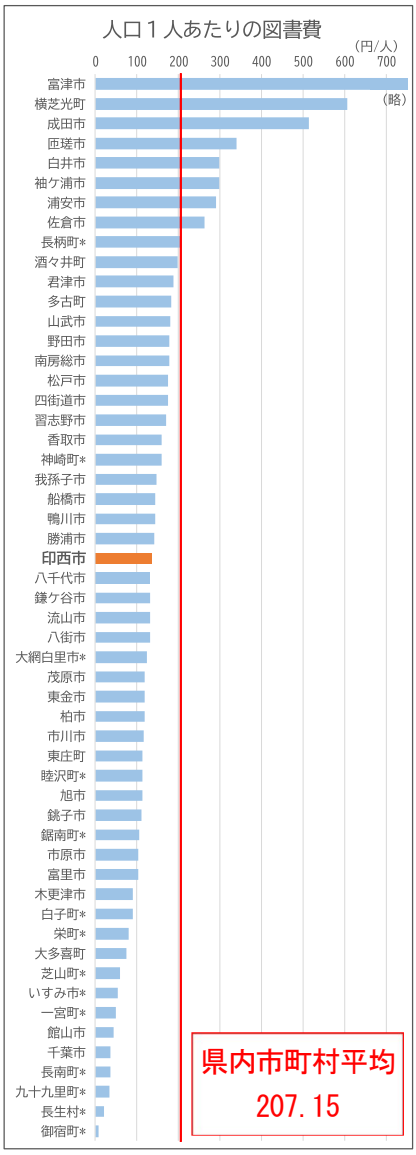

「*」は公民館等の図書館を示す（私立図書館を除く。）

2　市立図書館を取り巻く現状

●市立図書館の現状

●市の財政に占める図書館費　令和４年度決算額

市の令和４年度決算額では、一般会計に占める教育費の割合は 18.0%でした。さらに、教育費に占める社会教育費の割合は 13.9%でした。

社会教育費に占める図書館費、図書館費に占める図書館資料購入費は下図のとおりです。

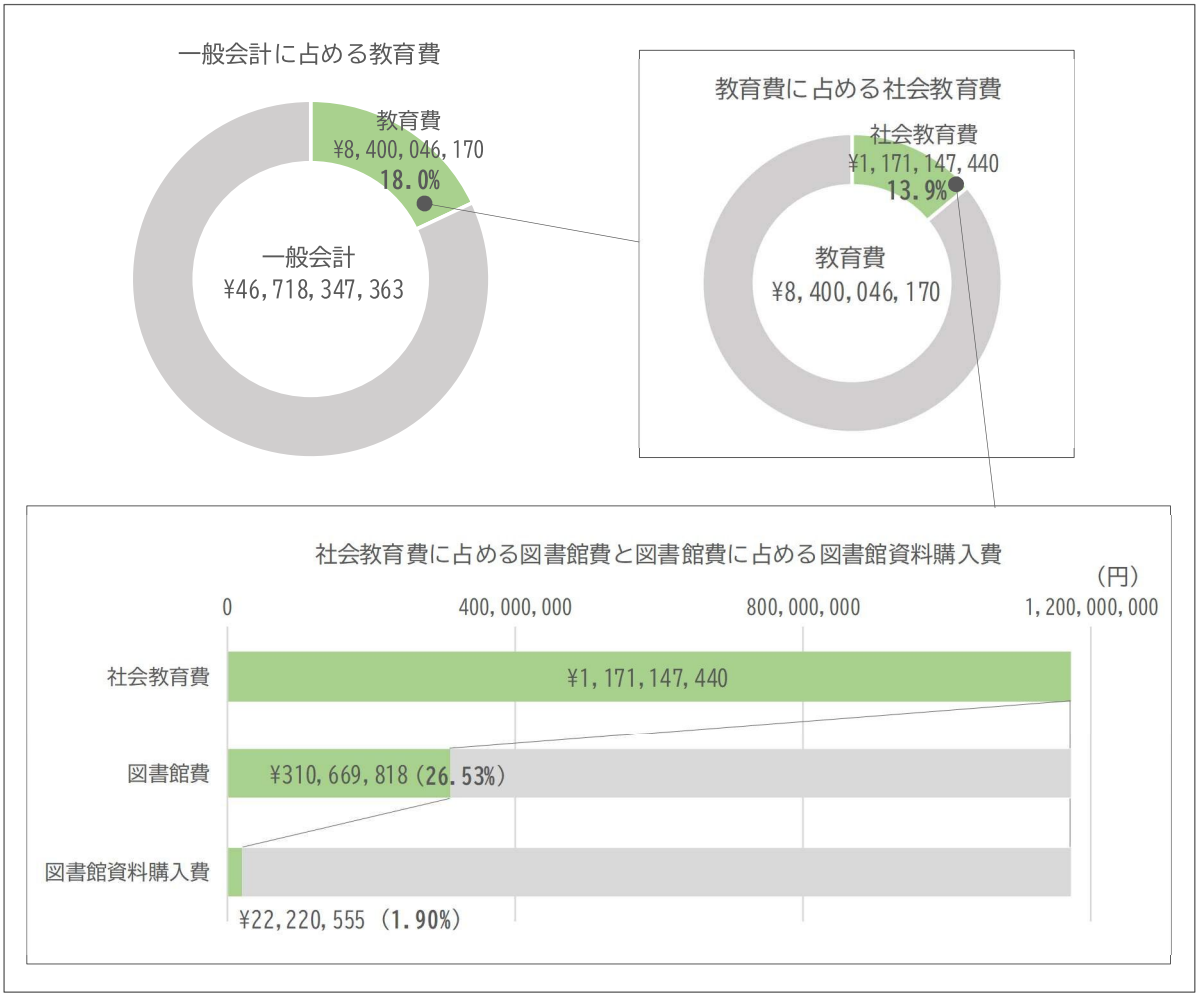

（資料：印西市立図書館年報（令和４年度統計））

●年齢-地区別個人登録者数（令和４年度）

登録者数は小倉台が最も多くなっています。小林は 60 歳以上の登録者が半数近くを占めています。

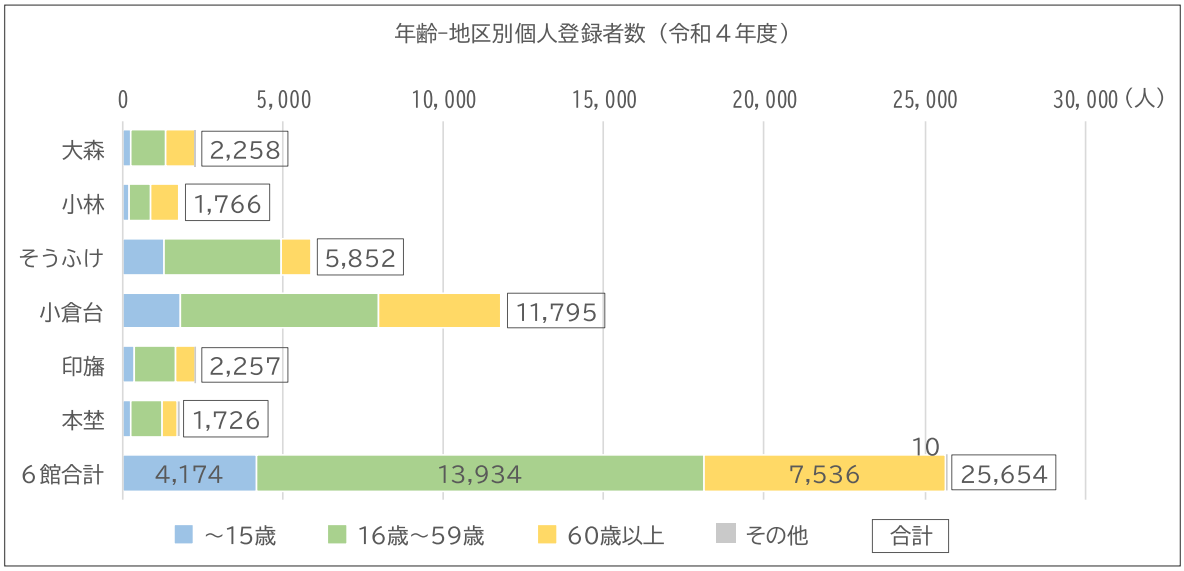

（資料：印西市立図書館年報（令和４年度統計））

●図書資料所蔵冊数の推移

所蔵冊数はおおむね横ばいとなっています。大森、小倉台の順に多く、小林が一番少なくなっています。

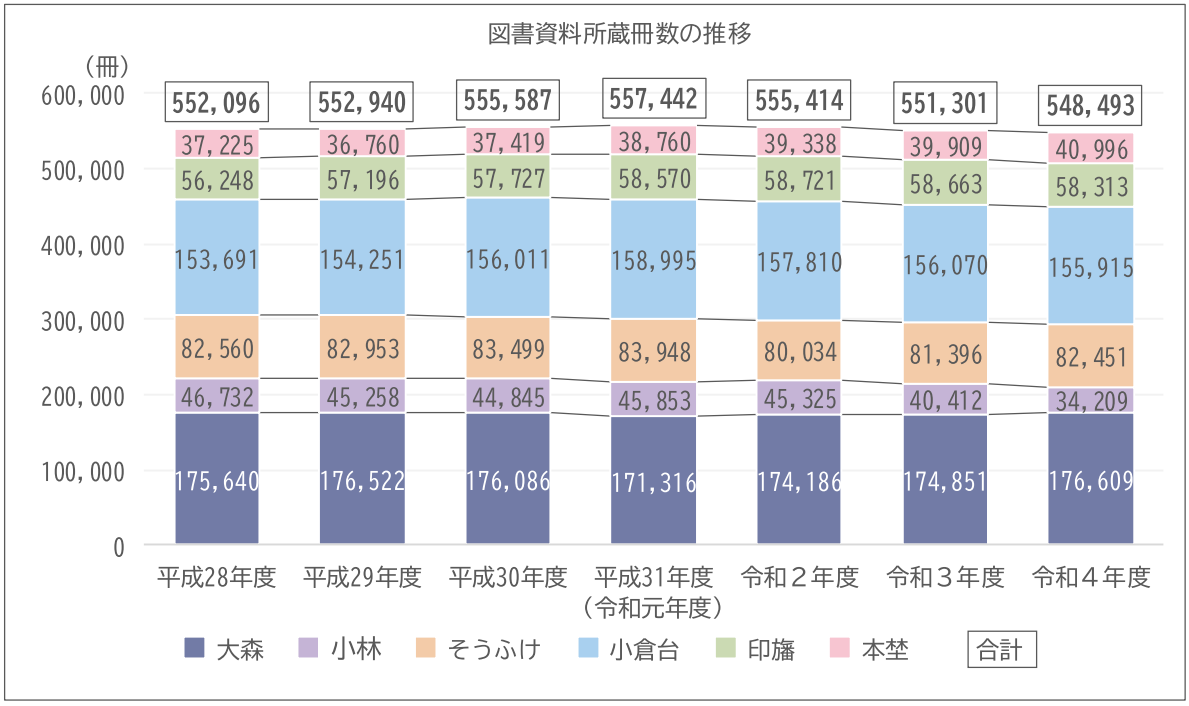

（資料：印西市立図書館年報（各年））

●個人図書貸出冊数・個人図書貸出利用人数の推移

貸出冊数・利用人数共に、全体として、平成 30 年度までは増加傾向でしたが、平成 31 年度（令和元年度）・令和２年度は新型コロナウイルス感染症対策の影響により減少しました。

貸出冊数・利用人数共に、小倉台が最も多く、令和３年度は過去６年間で最も多くなりました。休館の影響を除くと、少ないのは小林、印旛、本埜ですが、本埜については、近隣のそうふけ図書館改修工事による休館のため令和３年度は平年よりも大幅に増加しています。

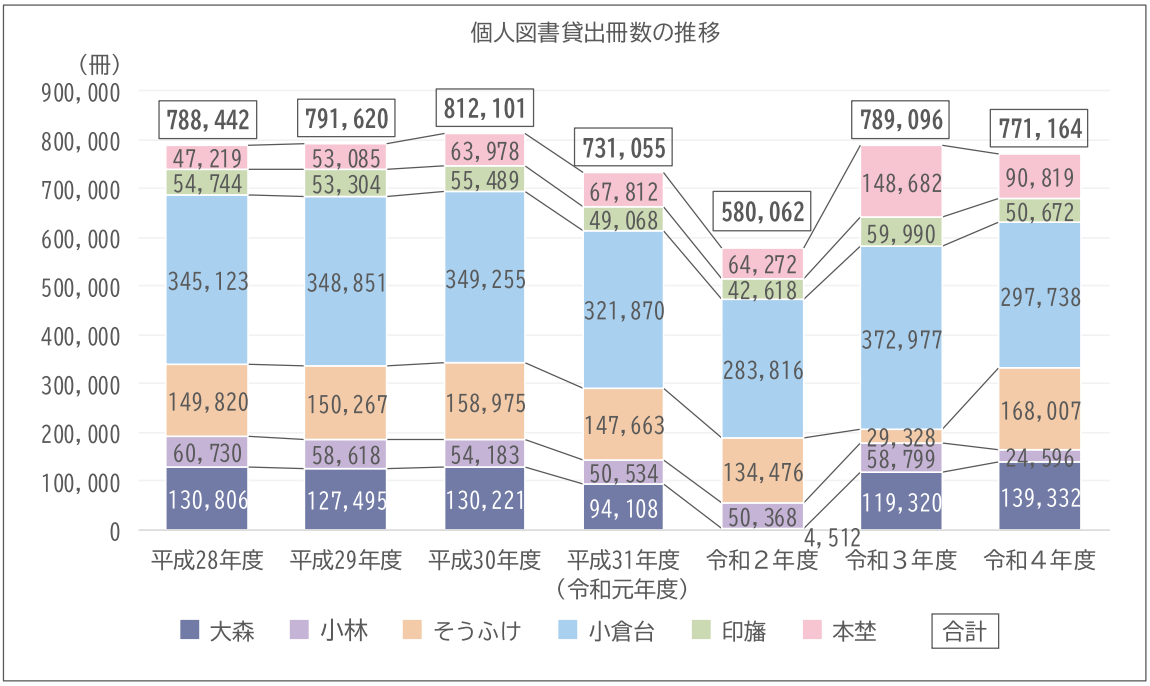

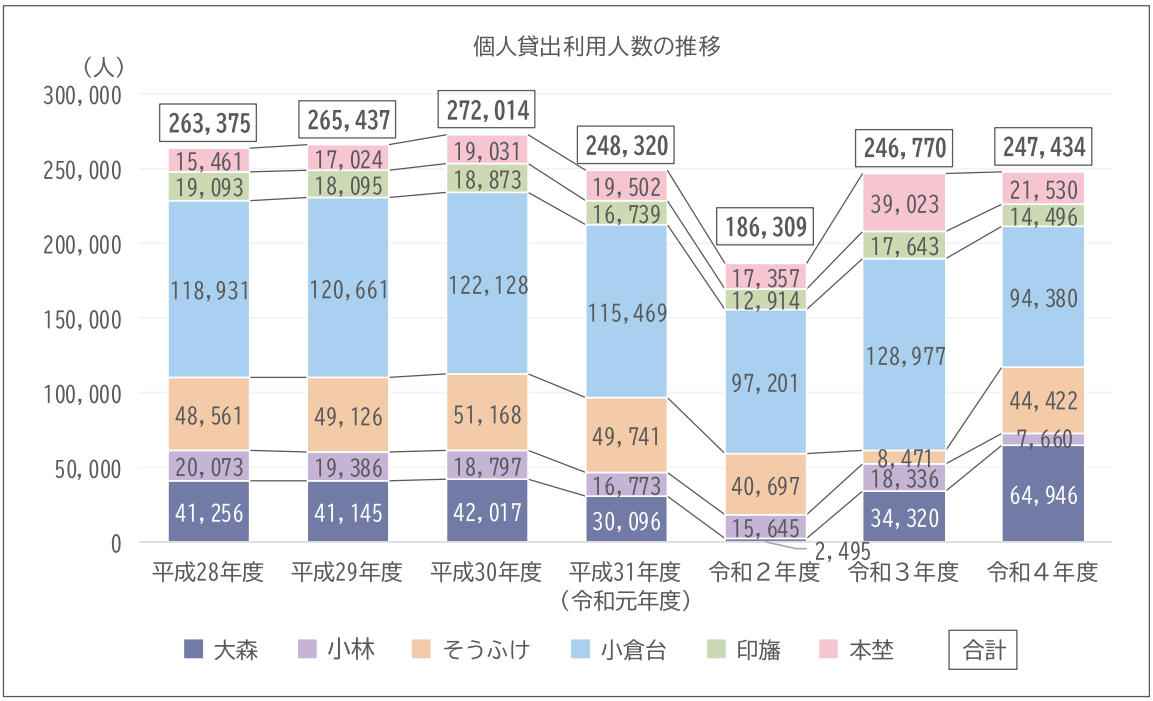

（資料：印西市立図書館年報（各年））

※全館：令和２年２月末から令和２年５月末まで利用休止（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため）
※大森：令和２年１月から令和３年４月末まで休館（大規模改修工事のため）
※そうふけ：令和３年５月から令和４年２月末まで休館（大規模改修工事のため）
※小林：令和４年１０月から令和５年９月末まで休館（保全改修工事のため）

●蔵書数に対する貸出数の割合（令和４年度）

図書資料について、各図書館でのジャンルごとの蔵書数に対する貸出数の割合を算出しました。割合が 150%以上のジャンルは下表のとおりとなりました。

特に 300%以上となったのは、一般資料についてはそうふけでの大活字とコミック、小倉台での小説とコミックでした。児童資料については小林での大型絵本、そうふけでの洋書、絵本、大型絵本、紙芝居、小倉台での小説、絵本、紙芝居、本埜での哲学、技術、小説、洋書、絵本でした。

表　蔵書数に対する貸出数の割合からみる、人気図書のジャンル

館名	割合が 150%以上の図書資料（太字は 300%以上）
大森	一般資料：小説、コミック
	児童資料：絵本、大型絵本、紙芝居
小林	一般資料：-
	児童資料：哲学、絵本、**大型絵本**
そうふけ	一般資料：哲学、技術、産業、**大活字**、小説、**コミック**
	児童資料：総記、**哲学**、歴史、社会、自然、技術、産業、芸術、小説、**洋書**、**絵本**、**大型絵本**、**紙芝居**
小倉台	一般資料：哲学、技術、**小説**、**コミック**
	児童資料：哲学、歴史、自然、技術、産業、**小説**、コミック、**絵本**、大型絵本、**紙芝居**
印旛	一般資料：洋書、コミック
	児童資料：哲学、歴史、洋書、絵本、大型絵本
本埜	一般資料：哲学、技術、小説、コミック
	児童資料：総記、**哲学**、歴史、自然、**技術**、芸術、言語、**小説**、**洋書**、**絵本**、大型絵本、紙芝居
６館全体	一般資料：小説、**コミック**
	児童資料：哲学、歴史、自然、技術、小説、洋書、コミック、**絵本**、大型絵本、紙芝居

（資料：印西市立図書館年報（令和４年度統計）より作成）

図　市全域と各図書館の位置図

●各市立図書館の概要

1	大森図書館	所在地
		印西市大森2535

開館時間	9:00～17:00　水曜日　9:00～19:00				
休 館 日	月曜日（祝休日の時はその直後の平日）				
	年末年始　12月28日～1月4日　特別整理日・臨時休館日				
構　造	鉄筋鉄骨コンクリート造　一部鉄骨造　地上4階			開　館	平成6年10月1日
敷地面積	4,950.88　㎡	駐車場用地	1,850.11　㎡	建築面積	3,142.07　㎡
延床面積	5,317.82　㎡	延床面積の内、図書館占有面積			1,149.21　㎡
管轄エリア	木下、木下南、竹袋、別所、宗甫、木下東、平岡、大森、鹿黒、鹿黒南、亀成、発作、相嶋 浅間前、浦部、白幡、浦幡新田、高西新田、小倉、和泉				

管轄エリアの人口	13,285　人	年少人口（0～14歳）	1,242　人
人口増減（対H30年）	−122　人	生産年齢人口（15～64歳）	7,570　人
人口増減率	−0.91　%	老年人口（65歳以上）	4,473　人

■管轄エリアの人口増減

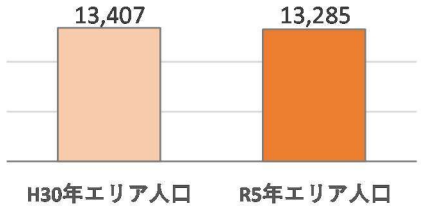

管轄エリアの人口はやや減少傾向

■管轄エリアの人口年齢3区分割合

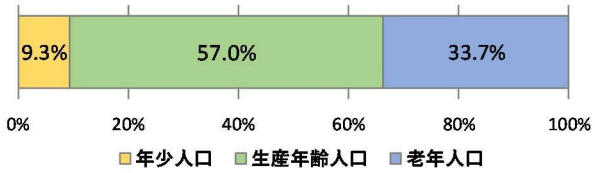

老年人口の比率が高い

【管轄エリア図】

【案内図】

●印西市立図書館本館

大森図書館は市内にある6館の本館であり、市役所と隣接していることから、一般書、専門書、参考書、児童書など様々な分野を広く所蔵している。

特に郷土資料や行政資料などについては重点的に収集・保存することを大きな役割としている。

そのほかマイクロフィルムや複製絵画を所蔵している。

最寄り駅

JR成田線木下駅下車　徒歩15分

所蔵資料	図書資料	雑誌	視聴覚資料	複製絵画	マイクロフイルム
令和5年3月31日時点	176,609　冊	5,939　冊	5,879　点	96　点	3,388　点

エリア別個人登録者数	2,258　人

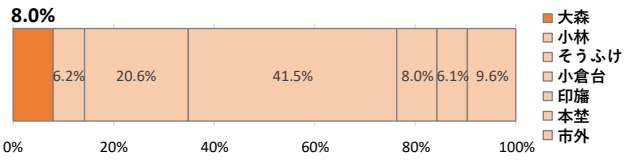

個人図書貸出冊数（図書資料）		139,332　冊
個人貸出利用者数		64,946　人
レファレンス利用件数	窓口	3,455　件
	電話	132　件
	合計	3,587　件

大森図書館からのメッセージ

★大人のためのブックリスト★

大人の方を対象としたおすすめ本のブックリストを作成し配布しています。

▼視聴覚資料も閲覧できます。

★おはなし室内の子育て支援コーナー★

市内各子育て支援センターの案内や子育て関連本を置いています。

▼マイクロフィルムリーダー

▼複製絵画

★ほんのおみくじ★

おみくじに書かれた図書館おすすめの本を貸出します。

2	小林図書館	所在地 印西市小林北5－1－6

開館時間	9:00～17:00				
休 館 日	月曜日（祝日の時は火曜日も休館）　国民の祝日及び休日				
	年末年始　12月28日～1月4日　特別整理日・臨時休館日				
構　造	鉄筋コンクリート造　屋根木造			開　館	平成7年6月1日
敷地面積	3,146.71　㎡			建築面積	1,183.63　㎡
延床面積	2,073.68　㎡	延床面積の内、図書館占有面積			247.29　㎡
管轄エリア	小林、小林官堤、小林北、小林浅間、小林大門下				

管轄エリアの人口	7,713　人	年少人口（0～14歳）	923　人
人口増減（対H30年）	159　人	生産年齢人口（15～64歳）	4,205　人
人口増減率	2.1　%	老年人口（65歳以上）	2,585　人

■管轄エリアの人口増減

管轄エリアの人口はやや増加傾向

■管轄エリアの人口年齢3区分割合

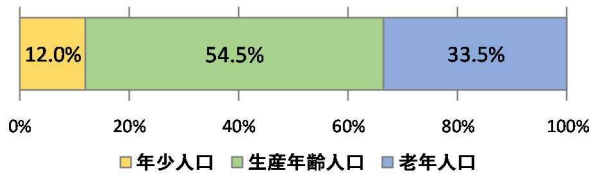

老年人口の比率が高い

【管轄エリア図】

【案内図】

●印西市立図書館分館

既存地域と新興住宅地が混在する自然豊かな地域で、老年人口の比率が高いが、新たな開発が進み人口はやや増加傾向にある。図書館利用者は日常において利用が浸透している60代から70代が多いが、幼稚園や小学校が隣接しており児童や保護者の利用もみられる。そのため、児童書や暮らしに関わる資料の充実に努めている。

最寄り駅
JR成田線小林駅下車　徒歩10分

所蔵資料	図書資料	雑誌	視聴覚資料	複製絵画	マイクロフイルム
令和5年3月31日時点	34,209　冊	127　冊	－　点	－　点	－　点

エリア別個人登録者数	1,766　人

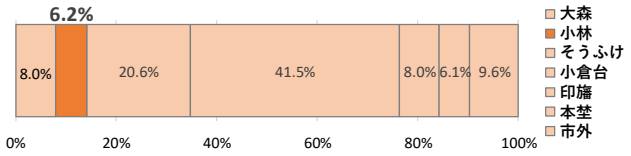

個人図書貸出冊数（図書資料）		24,596　冊
個人貸出利用者数		7,660　人
レファレンス利用件数 令和4年10月から保全改修工事のため休館	窓口	737　件
	電話	41　件
	合計	778　件

小林図書館からのメッセージ

★春のスタンプ祭り★

本を借りて、感想を書いてスタンプをもらおう！春のスタンプ祭りでは子どもたちの感想でいっぱい。

保全改修工事を終えて　▶
令和５年１０月に再開館しました。

★一般展示★

幅広い分野からテーマを決めて展示しています。

★児童展示★

「この本読みたい」と親子の会話もはずみます。

★クリスマス会（児童催し）★

小林親子読書会かたつむり、小林公民館と共催の楽しいクリスマス会。

3	そうふけ図書館	所在地 印西市原3－4

開館時間	9:00～17:00				
休 館 日	月曜日（祝日の時は火曜日も休館）　国民の祝日及び休日 年末年始　12月28日～1月4日　特別整理日・臨時休館日				
構　造	鉄筋コンクリート造　一部鉄骨造			開　館	平成11年2月2日
敷地面積	4,000.01　㎡			建築面積	1,781.13　㎡
延床面積	3,674.49　㎡	延床面積の内、図書館占有面積			500.98　㎡
管轄エリア	東の原、西の原、牧の原、原				

管轄エリアの人口	22,686　人	年少人口（0～14歳）	6,129　人
人口増減（対H30年）	7,847　人	生産年齢人口（15～64歳）	14,214　人
人口増減率	52.88　%	老年人口（65歳以上）	2,343　人

■管轄エリアの人口増減

管轄エリアの人口は増加傾向

■管轄エリアの人口年齢3区分割合

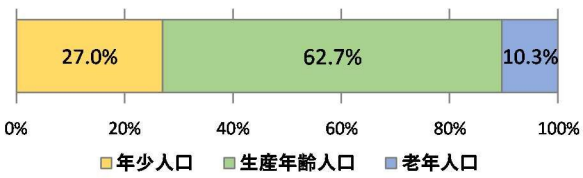

年少人口、生産年齢人口の比率が高い

【管轄エリア図】

【案内図】

●印西市立図書館分館

同施設に児童館があり、小学校や学童クラブに隣接していることから児童の利用が多く見受けられる。

近年は、印西牧の原駅周辺の人口が増加しており、特に子育て世代の利用者が多いため、幼児絵本のほか子育て支援の本のコーナーを設け、子育て世代にも利用しやすい環境づくりに努めている。

最寄り駅
北総線印西牧の原駅下車　徒歩10分

所蔵資料	図書資料	雑誌	視聴覚資料	複製絵画	マイクロフイルム
令和5年3月31日時点	82,451　冊	1,429　冊	－　点	－　点	－　点

エリア別個人登録者数	5,852　人

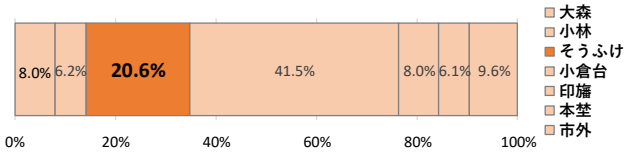

個人図書貸出冊数（図書資料）		168,007　冊
個人貸出利用者数		44,422　人
レファレンス利用件数	窓口	3,404　件
	電話	119　件
	合計	3,523　件

そうふけ図書館からのメッセージ

★児童図書コーナー★

たくさんの絵本が並んでいます。
おすすめの絵本や児童向けの本を毎月紹介しています。

外の景色を　▶
見ながらソファで
ゆっくりと閲覧できます。

▼そうふけ図書館と公民館共催で、ボランティアの方にご協力いただきイベントを実施。

★新刊図書展示コーナー★

そうふけ図書館に新しく入った本を紹介しています。

▼新年に小学生以下の子どもたちを対象におみくじとラッキーブックの貸出を実施。

4	小倉台図書館	所在地 印西市小倉台4－5

開館時間	9:00～17:00　水曜日　9:00～19:00				
休 館 日	月曜日（祝休日の時はその直後の平日） 年末年始　12月28日～1月4日　特別整理日・臨時休館日				
構　造	鉄筋コンクリート造　地下1階・地上2階			開　館	平成12年6月1日
敷地面積	2,646.11　㎡			建築面積	1,560.34　㎡
延床面積	2,700.28　㎡	延床面積の内、地下駐車場面積			1,078.00　㎡
管轄エリア	小倉台、大塚、牧の木戸、木刈、武西学園台、戸神台、中央北、中央南、内野、原山、高花 武西、戸神、船尾、松崎、松崎台、結縁寺、多々羅田、草深、泉				

管轄エリアの人口	45,612　人	年少人口（0～14歳）	7,989　人
人口増減（対H30年）	3,872　人	生産年齢人口（15～64歳）	26,715　人
人口増減率	9.28　%	老年人口（65歳以上）	10,908　人

■管轄エリアの人口増減

管轄エリアの人口はやや増加傾向

■管轄エリアの人口年齢3区分割合

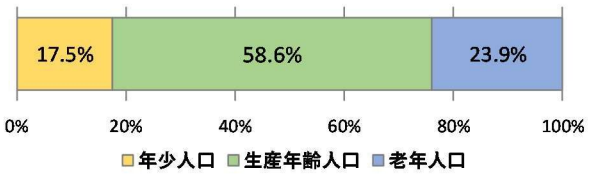

年少人口の比率が高い

【管轄エリア図】

【案内図】

●印西市立図書館分館
（図書館単独の建物）

市内で最も人口が多い千葉ニュータウン中央地区にあり、ニュータウン創設期に入居された方から新しく入居された世帯の幅広い年齢層が利用する市内で一番利用の多い図書館である。

また、商業施設や企業群が立ち並ぶエリアにあることから、児童書・実用書・レファレンス資料・専門書など様々な分野を幅広く収集するよう努めている。

最寄り駅
北総線千葉ニュータウン中央駅下車
徒歩15分

所蔵資料	図書資料	雑誌	視聴覚資料	複製絵画	マイクロフイルム
令和5年3月31日時点	155,915　冊	3,105　冊	4,484　点	－　点	－　点

エリア別個人登録者数	11,795　人

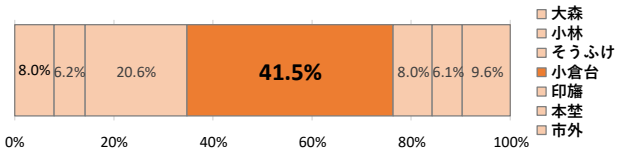

個人図書貸出冊数（図書資料）		297,738　冊
個人貸出利用者数		94,380　人
レファレンス利用件数	窓口	7,477　件
	電話	228　件
	合計	7,705　件

小倉台図書館からのメッセージ

★絵本講座★

地域で長年子どもの読書会の活動をされている方が講師として「絵本の楽しみ方・選び方」の講座を実施。

★閲覧コーナー★

館内ぐるりと座席があり、公園ビューや緑道ビューで落ち着きがあります。

★おはなし室★

丸く階段状の客席で、
おはなし会に楽しく参加していただきます。

★消しゴムはんこ講座★

図書館の本を紹介しながら、消しゴムはんこの作り方の講座を実施。

▼本の紹介コーナー

▼雑誌架

★当日返却コーナー★

当日返された本に目を止める方が多く、またすぐ借りられることも多いです。

5	印旛図書館	所在地 印西市美瀬1－25

開館時間	9:00～17:00				
休 館 日	月曜日（祝日の時は火曜日も休館）　国民の祝日及び休日 年末年始　12月28日～1月4日　特別整理日・臨時休館日				
構　造	鉄筋鉄骨コンクリート造　一部鉄骨造　地上3階			開　館	平成16年1月15日
敷地面積	13,590.65　㎡			建築面積	1,149.11　㎡
延床面積	2,985.05　㎡	延床面積の内、図書館占有面積			376.79　㎡
管轄エリア	瀬戸、山田、平賀、平賀学園台、吉高、萩原、松虫、岩戸、師戸、鎌苅、大廻、造谷、吉田 美瀬、舞姫、若萩				

管轄エリアの人口	12,495　人	年少人口（0～14歳）	1,244　人
人口増減（対H30年）	−642　人	生産年齢人口（15～64歳）	7,589　人
人口増減率	−4.89　%	老年人口（65歳以上）	3,662　人

■管轄エリアの人口増減

管轄エリアの人口はやや減少傾向

■管轄エリアの人口年齢3区分割合

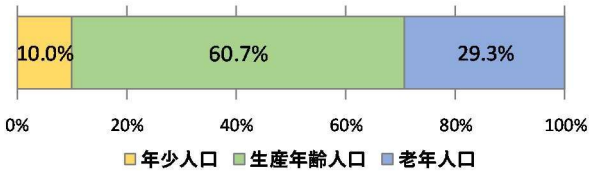

生産年齢人口の比率が高い

【管轄エリア図】

【案内図】

●印西市立図書館分館

自然豊かな旧印旛地域と人口の多い千葉ニュータウン印旛地区をサービス範囲としている。

近隣に病院があることから、比較的一般的な医学書や健康に関する図書を多く収集している。

また、図書館が支所、児童館、健康づくりセンターがある複合施設内にあり、子育て世代やシニア世代の利用が多いことから、幅広い分野の資料を提供できるような蔵書構成に努めている。

最寄り駅
北総線印旛日本医大駅下車
徒歩10分

所蔵資料	図書資料	雑誌	視聴覚資料	複製絵画	マイクロフイルム
令和5年3月31日時点	58,313 冊	1,331 冊	－ 点	－ 点	－ 点

エリア別個人登録者数	2,257 人

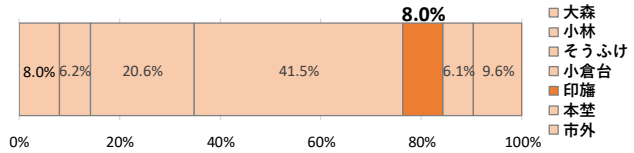

個人図書貸出冊数（図書資料）		50,672 冊
個人貸出利用者数		14,496 人
レファレンス利用件数	窓口	1,944 件
	電話	87 件
	合計	2,031 件

印旛図書館からのメッセージ

▲外の景色を見ながらゆっくりと閲覧できます。

★児童図書コーナー★

ソファや書見台で絵本を見て選べます。

★新着図書展示★

印旛図書館に新しく入った本を紹介しています。

★展示コーナー★

図書館おすすめの本を毎月紹介しています。

★夏のおはなし会★

手あそびや大型紙芝居など夏の特別なおはなし会。

6	本埜図書館	所在地 印西市滝野3－4

開館時間	9:00～17:00				
休 館 日	月曜日（祝日の時は火曜日も休館）　国民の祝日及び休日 年末年始　12月28日～1月4日　特別整理日・臨時休館日				
構　造	木造地上1階			開　館	平成15年4月25日
敷地面積	3,200.14　㎡			建築面積	1,037.53　㎡
延床面積	937.93　㎡	延床面積の内、図書館占有面積			323.80　㎡
管轄エリア	中根、荒野、角田、竜腹寺、滝、物木、笠神、行徳、川向、下曽根、中、萩埜、桜野、押付、佐野屋、和泉屋、甚兵衛、松木、中田切、下井、長門屋、酒直ト杭、安食ト杭、将監、本埜小林、滝野				

管轄エリアの人口	8,400　人	年少人口（0～14歳）	926　人
人口増減（対H30年）	−34　人	生産年齢人口（15～64歳）	5,217　人
人口増減率	−0.4　%	老年人口（65歳以上）	2,257　人

■管轄エリアの人口増減

管轄エリアの人口はやや減少傾向

■管轄エリアの人口年齢3区分割合

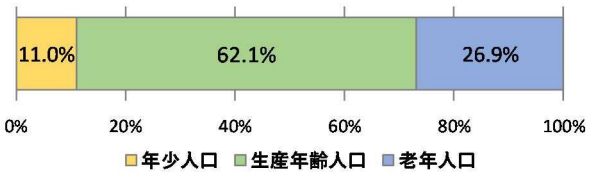

生産年齢人口の比率が高い

【管轄エリア図】

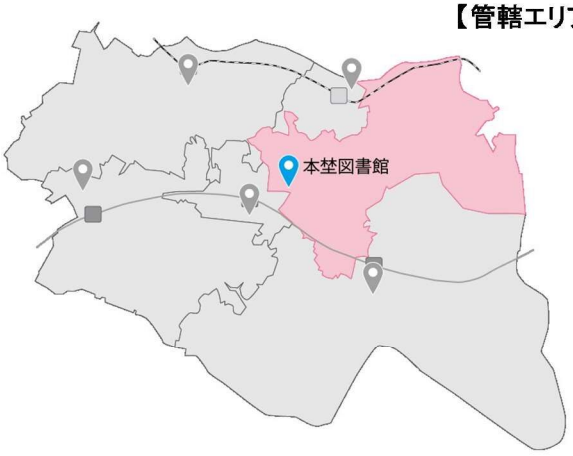

【案内図】

●印西市立図書館分館

緑豊かな既存地域と千葉ニュータウン地域が混在し、子育て世代の人口が増えている地域であることや、同施設には子育て支援センターがあり、近隣には小中学校もあることから児童や家族での利用が多い。

既存地区の定住者の利用もあることを踏まえて、児童書や暮らしに密着した資料などを多く収集・所蔵している。

最寄り駅
北総線印西牧の原駅下車　徒歩15分

所蔵資料	図書資料	雑誌	視聴覚資料	複製絵画	マイクロフイルム
令和5年3月31日時点	40,996 冊	655 冊	－ 点	－ 点	－ 点

エリア別個人登録者数	1,726 人

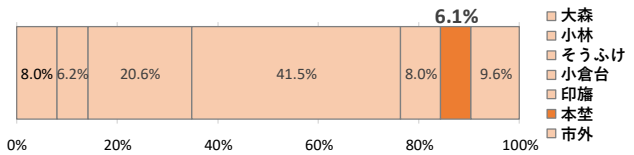

個人図書貸出冊数（図書資料）		90,819 冊
個人貸出利用者数		21,530 人
レファレンス利用件数	窓口	1,185 件
	電話	64 件
	合計	1,249 件

本埜図書館からのメッセージ

★おうちでおはなしかい★

おうちでも「おはなしかい」ができるように、
職員が選んだ紙芝居と絵本をセットで
ご用意しております。

★大型紙芝居★

紙芝居のサイズを大きくして見やすくした
大型紙芝居を提供しております。

★絵本講座★

同じ建物にある「滝野子育て支援センター」で
乳幼児と保護者の方を対象に
「絵本講座」を行っております。

★吉植庄亮氏著作コレクション★

印西市（旧本埜村）ゆかりの歌人、
吉植庄亮氏の著作を収集し、提供しております。

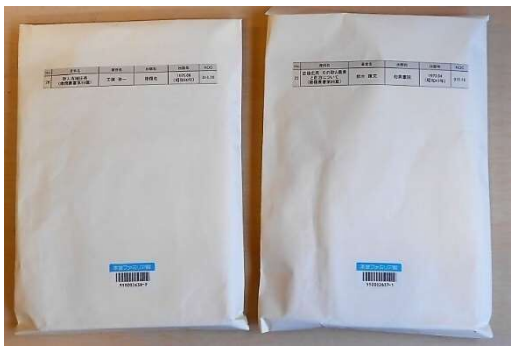

３　図書館サービスに関する市民意識調査結果

計画策定に先立ち、図書館サービスに対する市民の意見を計画に反映させることを目的にアンケート調査を実施しました。

調　査　対　象　者	：市内在住の 18 歳以上の市民　2,000 人
調　　査　　方　　法	：郵送配布のうえ、郵送回答またはＷＥＢサイトでの回答
実　　施　　期　　間	：令和５年７月 24 日（月）～令和５年８月６日（日） ※８月 29 日（火）到着分まで反映
回収数（回収率）	：536 票（内無効票１）（26.8%） …郵送回答 422 票（内無効票１）、ＷＥＢ回答 114 票

次ページ以降に、調査結果の概要を示します。

1. 単純集計

◇は全体質問、◆は限定質問を示す。

(1)回答者自身のことについて

◇性別については女性の方がやや多く、年齢については、60 歳台以上と 30～50 歳台がそれぞれ5割弱を占め、10～20 歳台はわずかであった。

◇職業については常勤の勤め人が多く、次いで無職、専業主婦(夫)の順となった。

◇居住地区については、小倉台エリアとそうふけエリアの回答者が多かった。

◇通勤・通学先については、「通勤・通学をしていない」が3割弱で最も多く、「印西市内(自宅を含む)」と合わせると約半数は基本的に市内にいることが窺える。

◇普段の帰宅時間については、「在宅」であるという回答が最も多かった。それ以外の回答では、現在の閉館時間(大森・小倉台図書館の水曜日を除く)である午後5時以降に帰宅する人(午後5時ごろ以降の回答者)が約半数となった。(右図)

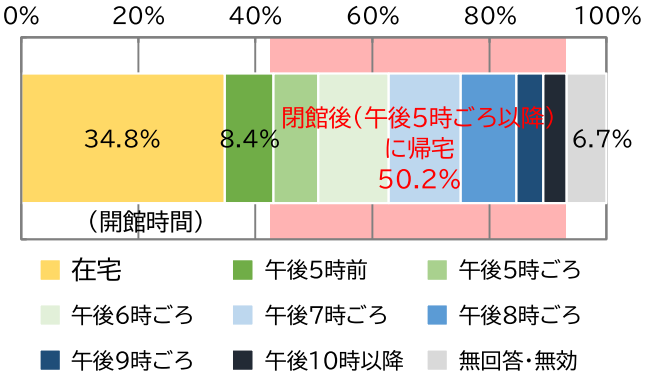

【問6 普段の帰宅時間[SA]】n=535

◇普段の休日については「日曜日」と「土曜日」が回答者の約半数、「祝日」が4割弱となっている。

(2)図書館について

◇図書館の利用の有無については、7割以上が「利用したことがある」と回答した。

「利用したことがない」と回答した人

◆利用しない理由については「本をあまり読まない」、「借りたり返したりが面倒」、「本は自分で購入」、「利用する時間がない」など、回答者の読書習慣による理由が多くなっている。

「利用したことがある」と回答した人

◆一番よく使う図書館については「小倉台図書館」が最も多かった。

◆利用頻度については「年数回」が6割を超え最も多いが、「月数回」、「週1～2回」、「週3回以上」を合わせると4割弱の回答者が定期的に利用していることが伺えた。(右図)

◆よく利用する曜日については「曜日にかかわらず利用している」が半数以上で最も多く、次いで「日曜日」、「土曜日」、「祝日」の順となった。

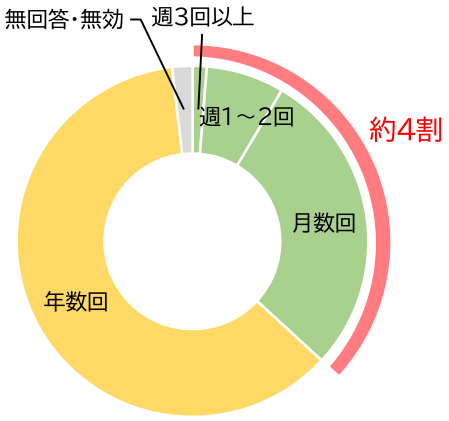

【問11 (限定)利用頻度[SA]】n=377

◆利用したい時間帯については「10:00～12:00」が最も多かった。現在の開館時間(大森・小倉台図書館の水曜日を除く)である午前9時～午後5時内の回答が8割以上を占めており、一方それ以降の時間帯は1割強となった。(右図)

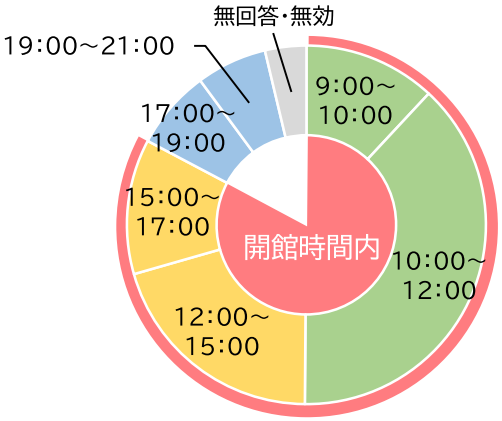

【問13 (限定)利用したい時間帯[SA]】n=377

◆1回の利用での滞在時間については「30分～1時間以内」、「30分以内」が多く、1時間以内の滞在時間を回答した人が8割以上であった。

◆利用目的については「図書や雑誌、CD、DVDを借りる・返す」が最も多く、次いで「館内で図書や雑誌を読む」が多い。ほか、「座席の利用(学習・勉強の場として利用)」、「館内で新聞を読む」も1割弱の回答者が挙げている。「おはなし会に参加する」、「イベントに参加する」といった参加系の回答は2%程度となった。

(3)図書館サービスについて

◆図書館を「利用したことがある」と回答した人の図書館利用の満足度については、「図書館数について」、「職員の対応について」が比較的高い※。一方、「図書の冊数や内容について」、「AV 資料(CD・DVD)の数について」、「開館時間・閉館時間について」は比較的満足度が低い※。(下図)

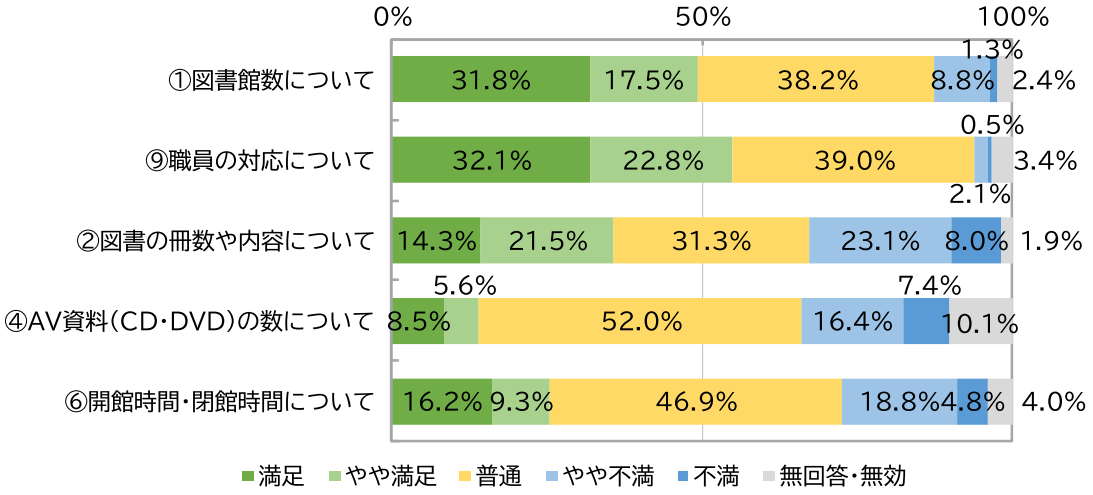

【問16 (限定)図書館利用の満足度[SA]】n=377

※「満足」「やや満足」の割合の合計が大きいものを「満足度が高い」と、「不満」「やや不満」の割合の合計が大きいものを「満足度が低い」とした。

◇知らない図書館サービスについては「国立国会図書館デジタル化資料送信サービスの閲覧(大森・小倉台図書館のみ)」、「図書館資料有料配送サービス」、「来館に支障のある方への宅配」、「マイクロフィルムの閲覧(大森図書館のみ)」が多くなっている。

◇今後充実すべき資料については、「趣味」、「実用書」など生活に役立てる資料や、「専門書」、「児童書」が多くなっている。

◇今後力を入れてほしい取り組みについては、「所蔵資料の量の充実」、「閲覧席・くつろぎスペースの充実」、「フリーWi-Fi の導入」など、蔵書数や利用スペースの充実に関する項目が多くなっている。

(4)電子書籍・電子図書館について

◇電子書籍の利用経験については、8割弱が「利用したことがない」と回答した。

電子書籍の利用経験があると回答した人

◆電子書籍利用経験者の読む本のジャンルについては、「漫画」が最も多かった。

◆使用する情報端末については「スマートフォン」、「タブレット」が多く挙げられた。「スマートフォン」は8割近くの回答者が選択しており、電子書籍利用経験者の中では、電子書籍が身近に利用できるものであることが窺える。

◆電子図書館の利用頻度については「利用したことがない」が6割以上であった。「サービスを知らない」は約2割であり、電子図書館を利用したことがある回答は2割以下であった。上述のとおり、電子書籍が比較的身近でありながらも、電子図書館の存在を知ったうえで利用していない層が多くみられる。(下図)

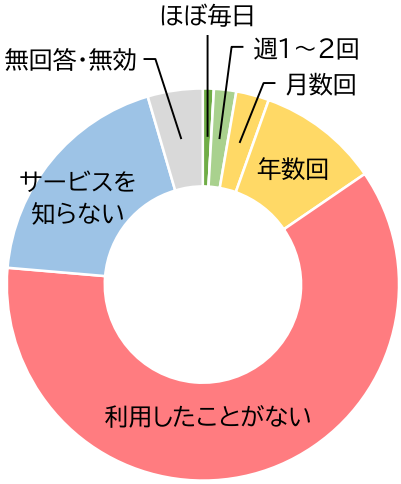

【問24 (限定)電子図書館の利用頻度[SA]】n=110

◆電子図書館で充実してほしい分野については、「趣味・実用書」が最も人気で、ほかにも「雑誌(週刊誌、ファッション誌など)」、「文芸書」が多くなっている。

2. クロス集計（図書館エリア別の回答の特徴ついて）

回答をクロス集計し、図書館エリアごとにみられた特徴を抜粋した。

なお、回答者の属性のうち、問4（お住まいの地区）で回答された地区名を、下表とおり各図書館エリアに分けた。

表：各図書館エリアの地区構成

図書館エリア	問4回答地区名
大森	木下地区 （木下、木下南、竹袋、別所、宗甫、木下東、平岡）
	大森地区 （大森、鹿黒、鹿黒南、亀成、発作、相嶋、浅間前）
	永治地区 （浦部、浦部村新田、白幡、浦幡新田、高西新田、小倉、和泉）
小林	小林地区 （小林、小林北、小林浅間、小林大門下）
そうふけ	牧の原地区 （西の原、原、東の原、牧の原、牧の台）
小倉台	船穂地区 （武西、戸神、船尾、松崎、松崎台、結縁寺、多々羅田）
	草深地区 （草深、泉、泉野）
	中央駅北地区 （小倉台、大塚、牧の木戸、木刈、中央北）
	中央駅南地区 （内野、原山、高花、戸神台、中央南、武西学園台）
印旛	印旛地区 （瀬戸、山田、吉高、萩原、松虫、岩戸、師戸、鎌苅、大廻、造谷、吉田、つくりや台、平賀、平賀学園台）
	印旛 NT 地区 （美瀬、若萩、舞姫）
本埜	本埜地区 （中根、荒野、竜腹寺、角田、滝、物木、みどり台、惣深新田飛地、笠神、行徳、川向、下曽根、中、萩埜、桜野、押付、佐野屋、和泉屋、甚兵衛、松木、中田切、下井、長門屋、酒直ト杭、安食ト杭、将監、本埜小林、立埜原）
	滝野地区 （滝野）

■問8　図書館を利用したことがあるか[SA]　　n=535

全体としては「利用したことがある」が7割を超えている。特に小倉台が最も多く、印旛が最も少なくなっている。

小倉台
利用したことがある
76.4%

印旛
利用したことがある
60.3%

全体
利用したことがある
70.5%

■問9　(限定)図書館を利用しない理由[MA]　　n=156

全体としては「本をあまり読まない」が4割弱で最多となった。ほかの回答で多かったものは、大森では「利用する時間がない」、小林では「借りたり返したりが面倒」、「利用する時間がない」、「読みたい本がない」、「インターネットで足りる」、そうふけでは「借りたり返したりが面倒」、印旛では「場所を知らない」、本埜では「利用する時間がない」となっている。

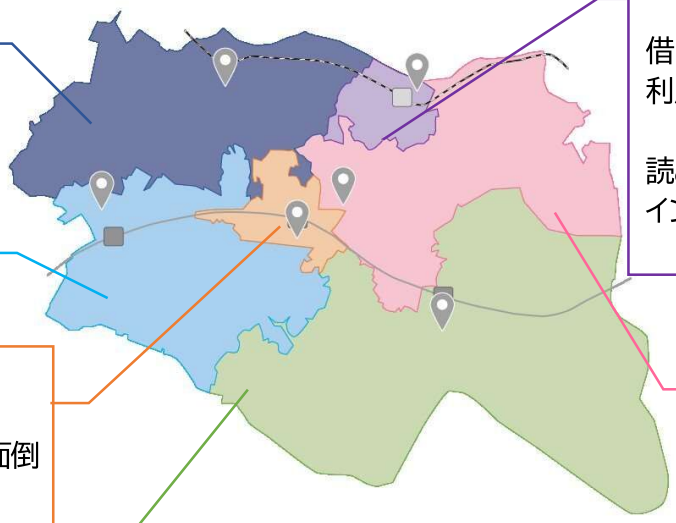

大森
本をあまり読まない
(55.0%)のほか、
利用する時間がない
35.0%

小倉台
本をあまり読まない
35.1%

そうふけ
本をあまり読まない
借りたり返したりが面倒
31.0%

印旛
本をあまり読まない
(34.8%)のほか、
場所を知らない
30.4%

小林
本をあまり読まない
(38.9%)のほか、
借りたり返したりが面倒
利用する時間がない
38.9%
読みたい本がない
インターネットで足りる
22.2%

本埜
本をあまり読まない
(55.6%)のほか、
利用する時間がない
33.3%

全体(抜粋)

本をあまり読まない	38.5%	読みたい本がない	8.3%
借りたり返したりが面倒	26.9%	インターネットで足りる	12.8%
場所を知らない	17.9%	利用する時間がない	22.4%

※最多回答のほか、全体と比較し 10%以上高いものを抜粋

■問 11 （限定）利用頻度[SA]　　n=377

全体としては4割弱が月数回以上の利用頻度となっている。特に小林は多く、約半数が月数回以上の利用頻度となっている。

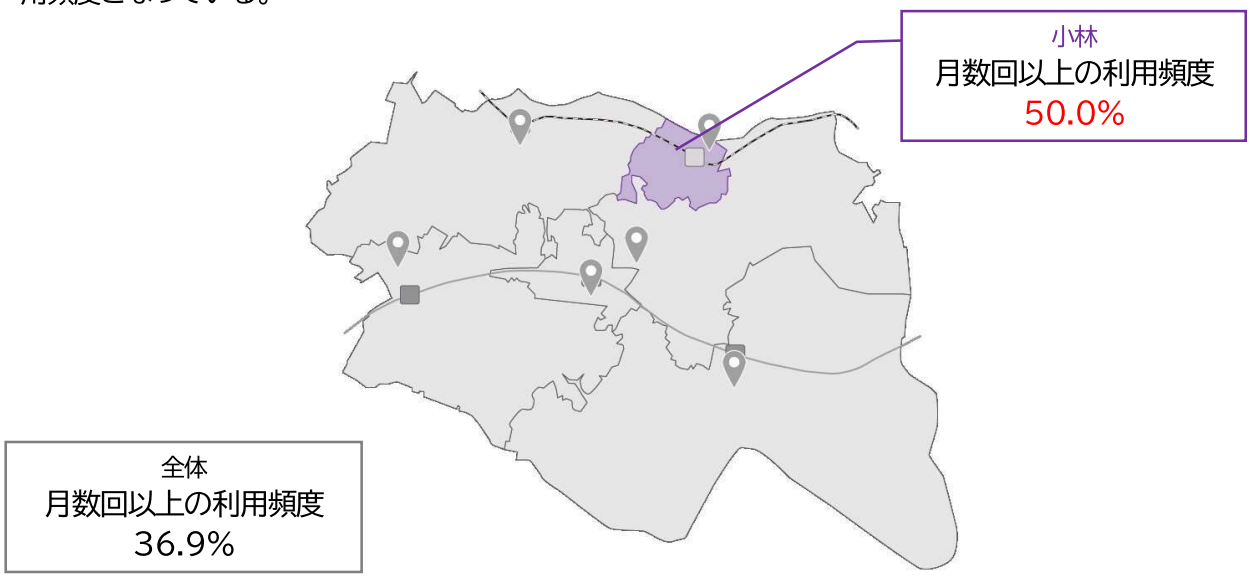

※数値は「ほぼ毎日」、「週3回以上」、「週1～2回」、「月数回」の各回答率を合計したものである。

■問 16-2 （限定）図書館利用の満足度[SA]　②図書の冊数や内容について　　n=377

全体としては約3割が「やや不満」、「不満」となっている。特にそうふけと本埜が多く、どちらも4割超が「やや不満」、「不満」となっている。

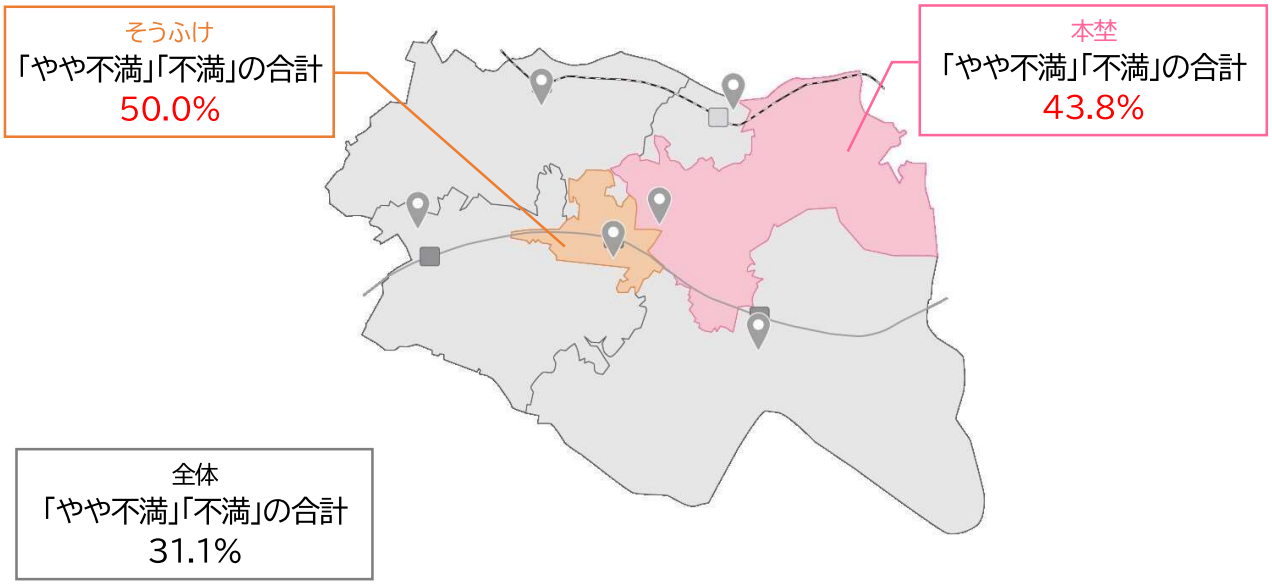

※数値は「やや不満」、「不満」の各回答率を合計したものである。

■問 19　今後力を入れてほしい取組[MA]　n=535

全体としては「所蔵資料の量の充実」が約3割で最多となっている。ほかの回答で多かったものは、大森では「閲覧席・くつろぎスペースの充実」、小林・そうふけ・小倉台では「フリーWi-Fi の導入」、印旛では「閲覧席・くつろぎスペースの充実」となっている。

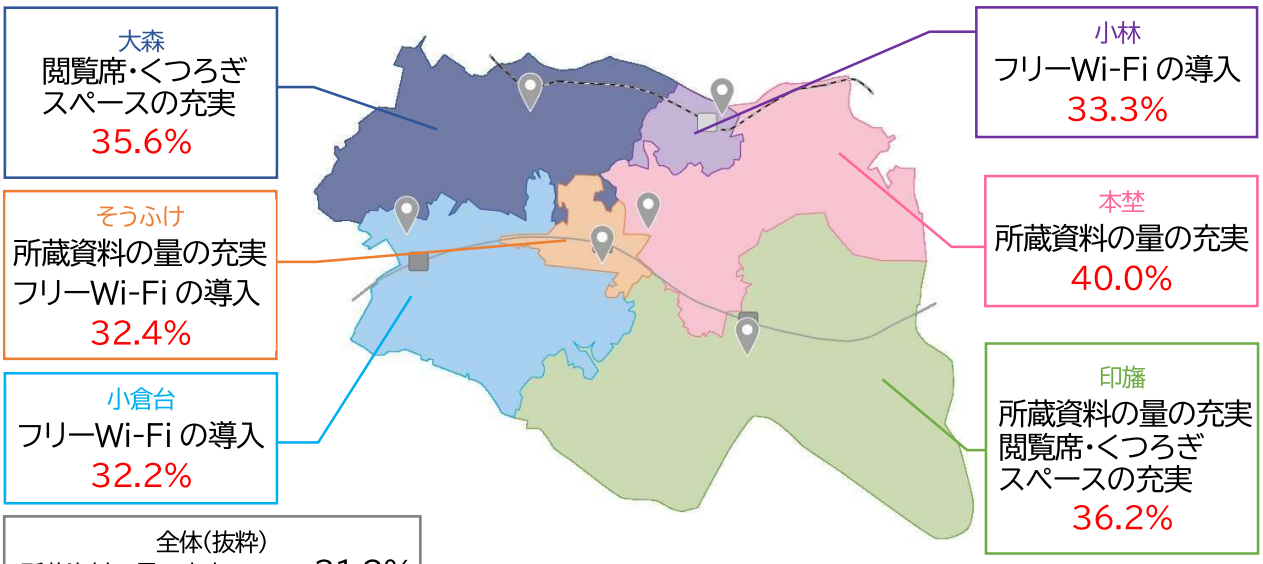

全体(抜粋)
所蔵資料の量の充実　31.2%
フリーWi-Fi の導入　29.5%
閲覧席・くつろぎスペースの充実　31.0%

※最多回答の他、全体と比較し 10%以上高いものを抜粋

■問 21　電子書籍の利用経験[SA]　n=535

全体としては「利用したことがある」は約2割となっている。特にそうふけと印旛が最も多く、約3割となっている。小林と本埜は最も少なく、1割弱となっている。

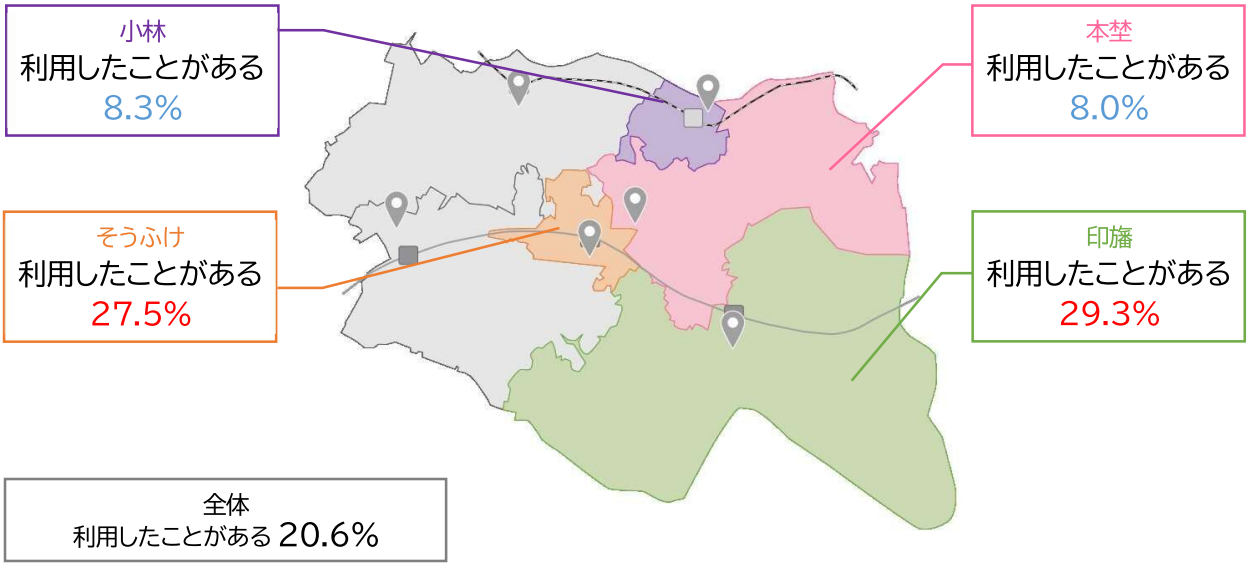

全体
利用したことがある 20.6%

4　課題の整理

公共図書館の役割

- 地域住民の知る権利・読む自由・学びを豊かにする使命がある。
- すべての市民に開かれた図書館であること。
- 地域住民の暮らしと仕事、学び、子育て、楽しみなどをリアルに捉えた活動。
- 地域住民と図書館の協働を育て、地域づくりに貢献する。
- 地域に関わる人の活動をサポートすること。
- 社会の多様な問題を知り、多様な視点から考えるための資料と場を積極的に提供すること。

印西市の関連計画からの市立図書館の課題

- 地域の情報やコミュニティの拠点としての役割がある。
- だれにでも対応できる図書館サービスの充実。
- 施設整備の在り方についての調査・研究。
- 子どもたちの創造力や豊かな心の育成を目指した読書活動の推進。
- 老朽化した図書館の改修推進。

印西市の現状からの市立図書館の課題

- 図書館サービスの充実のためには、人口や年齢構成、居住者層に合わせた図書館資料の充実と管理が求められている。
- 幅広い分野の知識や地域の文化や情報に精通し、利用者の求めに応じ資料を提供できる人材が求められている。
- 年齢構成比はエリアによって違いがあるため、エリアの状況に対応したサービスの提供が求められる。
- ６つの図書館それぞれの特徴を生かしたサービスの検討が必要である。

市立図書館に求められること

- ▶印西市に住んでいる人、通勤・通学している人など、印西市に関わるすべての人に開かれた図書館。（DX の推進、デジタルディバイドへの対応）
- ▶人口の変化及び年齢構成に対応した図書館サービスの充実。（新たな図書館の検討）
- ▶多様なニーズに対応した図書館サービスの提供。（図書館利用が困難な方や多文化）
- ▶地域住民の暮らしを豊かにする読書活動の推進。
- ▶市民が地域の課題を考え解決するための資料、情報を提供など、地域の情報センターとしての役割を担う。
- ▶地域住民が集い交流する機会と場の提供、住民参加の促進。
- ▶適切な施設設備の整備。

６つの市立図書館に求められること

大森図書館

特徴：所蔵資料が最も多く、複製絵画やマイクロフィルムも所蔵している。
文化ホールとの複合施設であり、市役所と隣接、様々な人が集まる場所。
老年人口の比率が高いエリア、少子高齢化傾向。

▶市立図書館本館として、あらゆるニーズに応えることが必要であり、行政各部署や関係機関との連携したサービスの充実が求められる。

小林図書館

特徴：出張所、公民館との複合施設であり、幅広い年齢層の住民が集まる場所。
老年人口の比率が高いエリア、少子高齢化傾向。

▶幼稚園や小学校が隣接し、中学校も近隣にあることから、児童資料の充実、地域住民の憩いの場としての図書館が求められる。

そうふけ図書館

特徴：児童資料の貸出割合が高い。
公民館、児童館、老人福祉センターとの複合施設。
人口が急増しており、年少・生産年齢人口の比率が高いエリア。ファミリー層が多い。

▶小学校や学童クラブに隣接していることから、児童資料の充実やファミリー層のニーズに応える図書館サービスが求められる。

小倉台図書館

特徴：所蔵資料が２番目に多く、個人図書貸出冊数・貸出利用人数ともに最も多い。
レファレンス利用件数が最も多い。
図書館単独の建物。
年少人口の比率が高いエリア。

▶最も人が多く集まる図書館でエリア外の市民も利用。図書館単独の建物であることを生かしたサービスの充実が求められる。

印旛図書館

特徴：支所、保健・地域福祉・健康づくりの拠点、児童館との複合施設。
地域の拠点施設で様々な年齢層の住民が集まる場所。
人口がやや減少気味で、生産年齢人口の比率が高いエリア。

▶地域の人が集う場所としての図書館を目指す。

本埜図書館

特徴：児童資料の貸出割合が高い。
出張所、シルバールーム、子育て支援センターとの複合施設。
人口がやや減少気味で、生産年齢人口の比率が高いエリア。

▶ファミリー層のニーズに応えながら、今後の高齢化の進行も考え、高齢者向けのサービスの充実も求められる。

第３章　目指す市立図書館の姿

１　図書館の使命

公立図書館のサービスの基本は市民の求める資料を収集・整理・保存し情報を提供することです。印西市立図書館は、次の使命を担い、図書館サービスを提供していきます。

- ●あらゆる年代の市民の教育、自主的な学びを支援し、その機会を提供すること
- ●市民の知る自由を保障するため、ニーズに応えられるよう様々な資料を収集すること
- ●市民が様々な情報を入手し、文学や芸術を鑑賞し、地域文化に触れる場所を提供すること
- ●すべての市民が図書館サービスを利用できるよう努めること
- ●幼い時期から子どもの読書習慣を育成し、想像力・創造性を醸成すること
- ●異文化間の交流を助長し、多様な文化が共生できるように努めること

２　基本理念

本計画は５つの基本理念を掲げ、市民が集う印西市立図書館として、計画的に図書館サービスの推進を図ります。

1. 「いつでも、だれでも、どこでも」サービスが行われ、より多くの市民に利用され、愛され、心の豊かさを育む文化の拠点
2. 誰の心にも豊かさをもたらし、子どもたちの未来を育み可能性を広げる図書館
3. 学びとつながる図書館
4. 「住み続けたいまち印西」にふさわしく、住みよさを実感できる図書館
5. 市民のくらしに生き、市民の生涯学習の拠点となり、地域の課題を解決できる図書館

３　印西市立図書館の目指す姿

市民が気軽に図書館に集い、新しい本に出合ったり、仲間を見つけたり、楽しく過ごせる魅力的な図書館を目指します。

いつでも　だれでも　どこでも　気軽に利用しやすい憩いの場

つながる図書館

●つながる図書館イメージ●

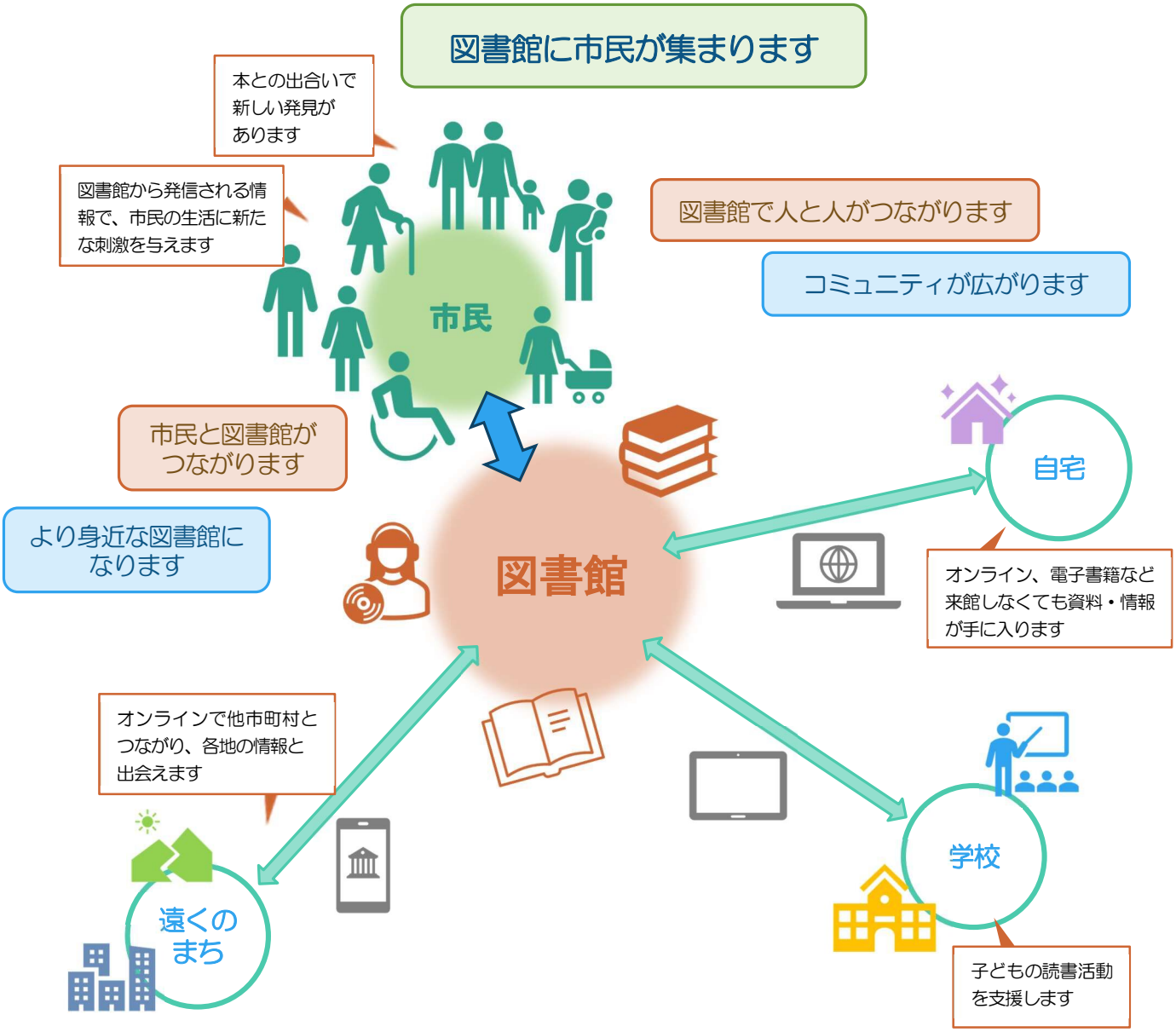

４　図書館の基本方針

印西市立図書館は、図書館法の精神に則り、市民生活の向上に貢献する様々な情報提供と学習支援を行い、「いつでも だれでも どこでも」気軽に利用しやすい憩いの場として、また、地域に根差した市民文化の創造や、地域の情報拠点として市民生活に役立つ施設となるよう市民の参加と協働を得て、図書館奉仕の充実に努めることを基本方針としています。

この基本方針に従い、印西市立図書館サービス計画においては、以下の４本の柱で構成することとします。

基本方針1　市民の「知りたい」「学びたい」「調べたい」を支える図書館サービス

１　基本的な図書館サービス
２　「本と出合う」「本と親しむ」機会作り
３　多様な利用者に対応した図書館サービス
４　デジタル化への対応　～非来館型サービスの充実

基本方針2　子どもたちの未来を育み可能性を広げる図書館

１　子どもの年齢に応じた取組の推進
２　子どもの読書活動の推進

基本方針3　市民のくらし、地域の拠点となる図書館

１　市民との連携　図書館活動への参加
２　関係機関との連携

基本方針4　住みよさを実感できる図書館

１　市民の居場所としての環境の充実
２　専門職員の充実と育成

第４章　基本方針の実現に向けた図書館サービス計画

基本方針	施策	
基本方針１ 市民の「知りたい」「学びたい」「調べたい」を支える図書館サービス	１　基本的な図書館サービス	（１）資料収集・蔵書構成
		（２）貸出・予約サービス
		（３）レファレンスサービス
	２　「本と出合う」「本と親しむ」機会作り	（１）資料展示
		（２）図書館事業の開催
		（３）情報提供及び利用者促進
		（４）ブックリスト
	３　多様な利用者に対応した図書館サービス	（１）高齢者を対象とした図書館サービス
		（２）図書館利用が困難な方へのサービス
		（３）多文化サービス
	４　デジタル化への対応～非来館型サービスの充実	（１）電子図書館の推進
		（２）図書館ホームページの充実と利用促進
		（３）デジタルアーカイブ
基本方針２ 子どもたちの未来を育み可能性を広げる図書館	１　子どもの年齢に応じた取組の推進	（１）乳幼児と保護者
		（２）児童生徒
		（３）ヤングアダルト（青少年）
	２　子どもの読書活動の推進	（１）読書活動を深める機会の提供
		（２）読書環境の整備
		（３）情報の普及・啓発
基本方針３ 市民のくらし、地域の拠点となる図書館	１　市民との連携　図書館活動への参加	（１）図書館ボランティア活動の推進
		（２）市民団体との連携
	２　関係機関との連携	（１）行政部署や関係機関との連携
基本方針４ 住みよさを実感できる図書館	１　市民の居場所としての環境の充実	（１）施設設備の維持管理
		（２）快適な環境の提供
	２　専門職員の充実と育成	（１）継続的な司書の確保及び職員配置
		（２）職員の資質・能力の向上

基本方針１　市民の「知りたい」「学びたい」「調べたい」を支える図書館サービス

１　基本的な図書館サービス

市民の「知りたい」「学びたい」「調べたい」といった要求に対して、図書館サービスの根幹となる利用環境の整備を推進します。

（１）資料収集・蔵書構成

●現状と課題

〇市民の読書・調査研究活動に必要な資料を毎年度収集整備しています。

▶図書資料購入冊数が年々減少しています。増加する人口に対して資料購入が少ないことから市民の多様な資料要求に応えられていないことが課題です。

〇各図書館の地域の特性や利用状況に合わせた資料収集方針を年度ごとに作成し、各館の蔵書を整備しています。

▶蔵書の構成について、その地域の居住者層や利用状況を考慮した選書を行う必要があります。

▶各図書館の地域の特性や利用状況に合わせたレファレンスサービスの充実が必要です。また、課題解決サービス（健康・医療情報、ビジネス支援、法情報）への取組に力を入れていく必要があります。

〇印西市及び周辺地域に関する資料や行政資料などを収集しています。関係機関との連携を強化し、資料の収集や情報交換に努めています。

令和４年度は関係機関からの購入や寄贈により 658 冊を収集しました。

▶積極的に資料を収集し適切に整理保存するとともに、利用者に向けて情報を提供できる方法を検討する必要があります。

資料の保存については時代や利用者ニーズに合わせデジタル化も推進していきます。

●主な取組

主な取組名称	取組の内容
読書・調査研究活動に必要な資料の収集	・市民の読書、調査研究活動を支援するため「資料収集要領」「資料選定基準」に基づき必要な資料を収集します。 ・幅広い情報を収集し、蔵書構成の充実を図ります。
今後取り組むこと ・幅広い分野の情報提供ができるよう、買い替えなども含め適切な資料収集を推進し、図書館資料の充実に努めます。	

主な取組名称	取組の内容
６館それぞれの利用状況に合わせた蔵書構成	・各図書館の地域の特性や利用状況に合わせた資料収集方針を年度ごとに作成して蔵書を構成します。
今後取り組むこと ・各図書館の地域の特性や利用状況に合わせた蔵書構成の充実を図ります。 ・各図書館の地域の特性や利用状況に合わせたレファレンスサービスの充実を図ります ・課題解決サービス（健康・医療事情、ビジネス支援、法情報）の充実を図ります。	

主な取組名称	取組の内容
地域資料の収集	・印西市を中心とした隣接地域及び千葉県内を範囲として収集を行います。 ・印西市に関するものは、郷土資料・行政資料とも積極的に収集します。 ・印西市域以外については、概説的なものや特徴的なものを中心に収集します。 ・必要に応じてデジタル化を検討します。
今後取り組むこと ・積極的に印西市を中心とした地域資料を収集・保存し、提供します。 ・講座や図書館ホームページなどで情報提供することで市民の活動の発展につなげます。 ・必要に応じて資料のデジタル化を推進します。	

（2）貸出・予約サービス

●現状と課題

〇令和４年度の個人貸出点数は 814,954 点となっています。

▶利用者の高齢化、インターネットの普及などの社会の変化に伴い、貸出点数が減少しています。利用が少ない世代に対して、利用を促進するための手法を検討する必要があります。
利用者の利便性の向上と運営の効率化を図るため、IC タグなどを活用した自動貸出・返却機の導入の検討が必要です。

〇他館にある資料の取り寄せや貸出中の資料の予約を行っています。市内在住・在勤・在学の方はパスワードを登録することで図書館ホームページからの予約も受け付けています。令和４年度予約受付点数は 142,449 件で、その内ウェブ予約は 126,086 件と予約全体の 88.5%を占めています。

▶図書館ホームページでのパスワードの申請や、未所蔵予約資料のリクエスト受付方法について検討が必要です。

●主な取組

主な取組名称	取組の内容
資料の貸出しの利便性の向上	・各世代の利用者の学習、調査研究などに役立つ資料を提供します。
今後取り組むこと ・利用が少ない世代に対して利用を促進するための手法を検討します。 ・利用者の利便性の向上と運営の効率化を図るため、IC タグを活用した自動貸出・返却機の導入を検討します。	

主な取組名称	取組の内容
予約サービスの向上	・図書館窓口や電話での受付、図書館ホームページでパスワードを使用した所蔵資料の予約を実施します。
今後取り組むこと ・非来館でのパスワード発行及びウェブでの未所蔵資料のリクエスト受付方法を検討し、実施を目指します。	

（3）レファレンスサービス

●現状と課題

○各図書館の貸出カウンターや案内カウンター及び電話でレファレンスを受け付けています。令和４年度のレファレンス受付件数は 18,873 件です。

▶市民意識調査結果から図書館でレファレンスサービスを行っていることを知らない方がいます。レファレンスサービスの利用を促進するため、広報活動の強化を図る必要があります。
現状では、レファレンスサービスはカウンター及び電話の受け付けのみとなっています。

○利用者の知りたいという要望で回答が難しい内容については、必要に応じて県立図書館などへの依頼・紹介を行うなど可能な範囲での対応を図っています。

▶利用者の「知りたい」「調べたい」「学びたい」など様々な調査研究のサポートに対応するためには、職員が資料について十分な知識を持ち、適切な資料や情報の提供を行う必要があります。

○これまでのレファレンス事例の一部を図書館ホームページの「レファレンス事例集」ページに掲載しています。令和４年度時点でレファレンス事例記録件数は 21 件です。

▶レファレンス事例の公開の更新が課題となっています。

○パスファインダーについては、現在作成方法を検討中です。

▶様々なテーマ設定によるパスファインダーの作成が必要です。

レファレンスサービスとは、図書館が行う利用者サービスの一つで、必要とする文献や参考図書についての問い合わせに応じたり、検索に協力したりするものです。
図書館利用者に対する利用案内（指導）と情報あるいは資料の提供との二つに大別されます。

パスファインダーとは、あるテーマや話題について資料や情報を探したいときの参考に、手始めとなる基本資料の一部や、調べ方を紹介した手引きです。適切なキーワードを選択し、資料の特長を理解しておくことで、調べものがより効率的に進められます。

●主な取組

主な取組名称	取組の内容
レファレンスサービスの利用促進	・利用を促進するためレファレンスサービスの広報を実施します。
今後取り組むこと ・レファレンスサービスについて広報紙や図書館ホームページへ掲載し市民への周知を図ります。 ・インターネットを活用したレファレンス受付を行い利便性の向上を図ります。	

主な取組名称	取組の内容
レファレンスサービスの質の向上	・研修などにより職員のスキルアップを図ります。 ・図書館で回答が難しい質問は県立図書館などへの依頼・紹介で対応を図ります。
今後取り組むこと ・利用者の知りたいという要望に応えられるよう研修への参加や自己研鑽を促進し、職員間の情報共有を図ります。	

主な取組名称	取組の内容
レファレンス事例集の公開	・レファレンス事例集を公開します。 ・パスファインダーの作成の検討を行います。
今後取り組むこと ・レファレンス事例の公開を更新していきます。 ・パスファインダーを作成します。	

２　「本と出合う」「本と親しむ」機会作り

季節や時事に合わせた資料の展示やあらゆる世代に対応した企画事業の開催、市民が「本と出合う」「本と親しむ」「人が集う」機会を提供します。

（1）資料展示

●現状と課題

〇各図書館で定期的に季節や時事などに合わせた資料展示を実施しています。秋の読書週間、子どもの読書週間、環境月間など大型展示を行う際には、展示資料のリストを図書館ホームページで公開しています。

▶資料の展示のみで、展示資料のリスト作成がされていないことが課題となっています。
行政各部署や関係機関と連携した資料展示が課題となっています。

●主な取組

主な取組名称	取組の内容
資料展示の実施	・図書館の利用を促進するため資料展示を実施します。
今後取り組むこと ・展示資料のリストの作成及び図書館ホームページでの公開を実施します。 ・展示内容の充実のほか、市の関係機関と連携した展示を継続実施します。	

（2）図書館事業の開催

●現状と課題

○各図書館で、子どもを対象とした科学あそび、図書館探検隊、スタンプラリー、クリスマス会などの事業を実施しています。

○成人を対象とした事業について、大人向けブックリストの作成やブックコート講座などを実施しています。

▶市民や利用者のニーズの変化は速く、求められている事業展開を進めるためには、事業を整理し新たな事業の取り組みが必要です。

▶講座などの事業を行うための会場の確保が必要です。

●主な取組

主な取組名称	取組の内容
講座・企画事業の実施	・子どもたちの図書館への興味や読書推進につながるような事業や講座を実施します。 ・一般成人の図書館への興味や読書推進につながるような事業や講座を実施します。
今後取り組むこと ・職員のスキルアップやボランティアとの協働など市民や利用者のニーズを把握した新しい事業の実施を推進します。 ・行政各部署や関係機関と連携し共催事業を行います。 ・郷土資料や地域資料について、講座や図書館ホームページで情報提供することで市民の活動の発展につなげます。	

主な取組名称	取組の内容
本と出合う・本と親しむ機会の提供	・小倉台図書館では、職員と利用者からのおすすめ本を紹介する「図書紹介コーナー」を設置しています。 ・大森図書館では「大人のためのブックリスト」を年 1 回発行しています。
今後取り組むこと ・利用者参加の本の紹介コーナーの拡大・充実を図ります。 ・紹介した資料を図書館ホームページなどにも掲載するなど利用促進を図ります。	

（3）情報提供及び利用者促進

●現状と課題

○図書館ホームページは、スマートフォンやパソコンからアクセスできるようになっています。令和４年度は 987,909 件のアクセスがありました。

▶利用者が使いやすいよう、ホームページの内容を充実させていく必要があります。

○図書館では広報活動として、図書館ホームページや広報いんざいへの情報提供のほか、「としょかんつうしん」を年６回発行し、図書館の利用案内を行っています。

▶印刷物以外の媒体による公開の検討を進める必要があります。
市民に分かりやすく役立つ情報の提供に取り組んでいますが、図書館の役割が理解され、より多くの市民の期待に応えられるよう情報発信に工夫が必要です。

●主な取組

主な取組名称	取組の内容
図書館ホームページの充実	・図書館ホームページの内容の充実を図ります。 ・検索機能向上及び表示項目など最新情報の掲載に努めます。
今後取り組むこと ・図書館に対する関心を高め、利用者の拡大を図る取り組みとして、SNS を活用した情報発信、資料案内を行います。	

主な取組名称	取組の内容
刊行物の発行・送信	・利用案内を発行します。 ・転入者への利用案内を配付します。 ・図書館で行っている事業などの情報を掲載した「としょかんつうしん」を発行します。
今後取り組むこと ・印刷物以外の媒体による公開の検討を行い、SNS の活用を含めた刊行物の発行を図ります。 ・刊行物を継続して発行できるよう職員のスキルアップを図ります。	

（4）ブックリスト

●現状と課題

〇新刊絵本を紹介するブックリスト「えほんのくに」を年３回作成・発行しています。

▶より内容の充実したブックリストの作成が必要です。

〇小中学生向けブックリストを年１回作成し、各学校や各図書館での配布を行っています。

▶内容をより充実させるために、学年や季節の行事などに対応したブックリストの作成が必要です。

〇大森図書館の事業の一環として年１回大人のためのブックリストを発行しています。

●主な取組

主な取組名称	取組の内容
ブックリストの作成	・「えほんのくに」などのブックリストを作成します。 ・小学生向けに「ほんのタネ」、中学生向けに「Ｂｏｏｋ de Ｇｏ！」のブックリストを作成・配布します。
今後取り組むこと ・子どもが新しい本に出会えるようブックリストの内容の充実を図ります。 ・より多くの本に触れる機会を作るため、発行回数の増加に努めます。 ・将来の図書館 DX の推進に合わせたブックリストのビジュアル化を検討します。	

ブックリストとは、ある基準で選択され、本を薦めたり、紹介するために作られた目録のことです。印西市の図書館では、様々な年代の子どもたちや成人に向けてブックリストを作成しています。

３　多様な利用者に対応した図書館サービス

すべての市民が「いつでも だれでも どこでも」気軽に利用できる図書館として読書バリアフリーの理念に基づき平等にサービスを提供します。

（1）高齢者を対象とした図書館サービス

●現状と課題

〇利用者の要望に対応するため、大活字本の収集を増やしています。令和４年度の大活字本所蔵数は2,069 冊です。

〇拡大読書器は大森図書館のみ設置しています。

▶要望に合わせた読みやすい大活字本や朗読 CD などの収集が必要です。
拡大読書器を大森図書館以外にも設置していく検討が必要です。

〇来館が困難な方には自宅まで本などを届ける配送サービスを実施しています。

●主な取組

主な取組名称	取組の内容
高齢者の読書活動の推進	・高齢者層が読みやすい大活字本、朗読 CD などを収集します。 ・拡大読書器などの読書支援機器を整備します。 ・自宅などでの受け取りを希望する利用者への配送サービスを実施します。
今後取り組むこと ・大活字本・朗読ＣＤなどの資料を収集し充実を図ります。 ・拡大読書器などの読書支援機器の整備を推進します。 ・来館が困難な利用者へのサービスを実施できる体制などを整備します。	

（2）図書館利用が困難な方へのサービス

●現状と課題

〇令和４年度の図書館利用が困難な利用者への図書館サービスの利用状況を見ると、録音資料の郵送などのサービスの利用は０件、資料の宅配サービスは８件となっています。

▶利用したい市民にサービスが行き届くよう、広報や図書館ホームページなどで図書館サービスについての周知を行う必要があります。

〇図書館利用が困難な利用者への図書館サービスについての情報を収集し、職員間で共有しています。

▶千葉県や千葉県公共図書館協会などで実施されている研修に職員が参加できる勤務体制を整える必要があります。

〇対面朗読サービスや拡大読書器の設置をしていますがほとんど利用されていません。また、対面朗読ができるボランティアの登録を実施していますが、活用実績がない状況です。

▶利用したい人の各サービスの利用を促進するために、積極的に周知を行う必要があります。
大活字本やLLブック、朗読CDなどの資料が少なく、今後、充実を図っていく必要があります。

▶対面朗読サービスについての周知を強化する必要があります。

〇図書館では図書館以外に予約資料の貸出し・返却ができる場所として、サザンプラザで予約資料の受取・図書館資料の返却を行っております。
令和７年度から、（仮称）「千葉ニュータウン中央駅圏複合施設」に図書貸出窓口を設置する予定です。

▶利用者の高齢化や図書館から遠く来館することが困難な方への対応として、貸出窓口の増加やブックポストの設置、移動図書館の導入などを検討する必要があります。

●主な取組

主な取組名称	取組の内容
障がい者サービスの広報	・広報や図書館ホームページなどで対面朗読・宅配・録音資料の郵送等、障がい者サービスについて積極的に周知するとともに、利用者の拡大を図ります。 ・関係機関と連携しながら、利用者の要望の聴取に努めます。
今後取り組むこと ・広報や図書館ホームページなどで障がい者サービスについて周知を積極的に行い、それぞれのニーズにあったサービスが提供できる環境を整備します。	

主な取組名称	取組の内容
職員のスキルアップ	・具体的な取組を実現していくため職員のスキルアップを図ります。
今後取り組むこと ・千葉県や千葉県公共図書館協会などで実施している研修へ、職員の積極的な参加を促進し、一人一人のスキルアップを図ります。 ・福祉関係機関などが実施する研修への参加により、障がい者及び障がいへの理解を深め、対象となる利用者に対し、適切な窓口対応やサービスを提供できるように努めます。	

主な取組名称	取組の内容
ボランティアの育成	・対面朗読ができるボランティアの登録を実施します。
今後取り組むこと ・ボランティアの研修などを定期的に行い、利用者の要望に応えられるよう体制を整備します。	

主な取組名称	取組の内容
環境の整備及び資料の収集・充実	・対面朗読室（大森）、拡大読書器（大森）、プレクストークなどを整備します。 ・「宅配サービス実施要領」「録音資料郵送貸出実施要領」などを作成し要望に応えられるよう体制を整備します。 ・大活字本やLLブックや朗読CDなどの資料の収集・充実に努めます。
今後取り組むこと ・大活字本やLLブック、朗読CDなどの資料を収集し充実も図るとともに、様々な要望に応えられるような体制の整備を図ります。	

主な取組名称	取組の内容
図書館窓口の設置	・図書館以外での図書館資料の受取及び返却場所の増設についての検討を行います。

今後取り組むこと

・利用者の利便性の向上のため、図書館以外での図書館資料の受取及び返却場所の増設について検討します。
・近くに図書館資料の受取及び返却できる施設がない地域へ移動図書館の導入を検討します。

読書バリアフリー①

拡大読書器：TV 画面に文字などを大きく映し出す器械です。
大活字本：通常の本が読みにくい方も読書を楽しんでいただけるよう、内容はそのままに、文字の大きさや行間を大きくし、フォントを工夫して読みやすくなるように作り直した本です。

読書バリアフリー②

対面朗読サービス：読みたい本や雑誌を、専門の対面朗読協力者が代読するサービスです。これにより、活字による読書が難しい方でも読書を楽しむことができます。
朗読 CD：プロのナレーター・声優によって、物語や詩などの朗読が吹き込まれた録音資料です。視力が弱い方や高齢の方も、ラジオや音楽を聴くように、耳だけで「聞く読書」を楽しむことができます。
LL ブック：文字を読んだり、本の内容を理解することが苦手な人がやさしく読めるよう、写真や絵、分かりやすい文章、ピクトグラムなどを用いて内容が分かりやすく書かれている本です。

（3）多文化サービス

●現状と課題

○洋書所蔵冊数は、一般書は 2,342 冊、児童書は 835 冊です。

▶主に英語で書かれている資料を所蔵していますが、蔵書数が少ないことが課題となっています。また、英語以外の言語による資料の収集はほとんどできていない状況です。

○外国語の図書館利用案内がなく、日本語学習資料も少ない状況です。

▶多言語を使用した図書館利用案内の作成が必要です。

▶地域に暮らす異なる民族、言語、文化的背景を持つ人が、図書館を気軽に利用できるよう、また、異文化への興味や関心を持つ市民が多文化社会への理解を深められるよう、外国語の図書や多様なニーズに合わせた資料・情報の提供が必要です。

●主な取組

主な取組名称	取組の内容
外国語資料の収集・充実	・外国人利用者のための外国語資料の充実を図ります。
今後取り組むこと ・英語資料だけでなく多言語の資料の収集・充実を図ります。 ・資料選定のため、職員のスキルアップを図ります。	

主な取組名称	取組の内容
日本語学習資料の収集	・日本で学び生活をする外国人向けの、日本語学習資料や生活に役立つ資料を収集するとともに、情報の提供を行います。
今後取り組むこと ・日本語を学びたい外国人のニーズに対応し、日本語学習資料や生活に役立つ資料の充実を図ります。 ・「利用案内」や「としょかんつうしん」など、図書館で作成している案内の多言語化や外国語を習得している職員の配置などにより、外国人にとってより使いやすいサービスの提供を目指します。 ・翻訳アプリなどの活用により、各図書館での対応に格差が生じないような工夫を行います。	

４　デジタル化への対応　～非来館型サービスの充実

ICT 技術の進歩など社会の変化に対応できる図書館を目指して、デジタル技術の活用を推進します。

（1）電子図書館の推進

●現状と課題

〇令和４年度末時点で 540 点ほどの電子書籍を利用者に提供しています。

▶社会のあらゆる分野において情報化が進んでいることから、電子書籍の収集・提供にも努める必要があり、あらゆる利用者層に対応した資料収集と提供に努めることが必要です。

▶市民意識調査結果から電子図書館を知らない方がいます。有効的な広報手段が確立できていないことが課題となっています。

●主な取組

主な取組名称	取組の内容
電子書籍の充実	・継続的な電子書籍の選定と提供を行います。
今後取り組むこと ・子どもから大人まで幅広い世代に認知・利用してもらえるよう、各利用者層のニーズにあった電子書籍を収集し提供します。	

主な取組名称	取組の内容
利用の拡充	・電子図書館の周知を図り、より多くの利用者に電子書籍の利用を促進します。
今後取り組むこと ・図書館ホームページなどで電子図書館の周知を図り、認知度の向上と利用促進を図ります。 ・電子雑誌など、図書に限らない資料の導入と提供を検討します。 ・音楽配信など、文字媒体に限らない資料の導入と提供を検討します。	

（2）図書館ホームページの充実と利用促進

●現状と課題

○令和５年２月に図書館システムの入れ替えに伴い、図書館ホームページのリニューアルを実施しました。

▶各図書館の事業や利用案内などをお知らせするといった広報活動について、図書館ホームページを有効的に活用しきれていないことが課題となっています。

▶SNS を活用した広報活動を実施できていません。

○図書館ホームページでは、図書館からのお知らせのほか、パスワードを使って、図書館システムと連動した資料検索や予約、利用者情報の修正、貸出資料の延長などといった機能を利用することができます。

▶図書館ホームページを活用したレファレンス受付、未所蔵資料リクエストの受付、パスワード交付、開架図の案内などの要望に対応できていないことが課題となっています。

○デジタルディバイドへの対応として、「大人の図書館探検隊」などの事業を通じて、図書館ホームページや Web-OPAC の利用案内と促進を行っています。

▶事業数が限られているのと、事業の参加者数が少ないため、より多くの利用者に利用促進を行える機会を作ることが課題となっています。

OPAC とは、図書館や資料館などの利用者が使えるように整備された、オンライン蔵書目録検索システムのことで OPAC は「オーパック」または「オパック」と読みます。
インターネットで図書館外からも検索可能なものを Web-OPAC と呼びます。

デジタルディバイドとは、インターネットやパソコンなどの情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のことを言います。

●主な取組

主な取組名称	取組の内容
図書館ホームページの充実	・図書館からのお知らせなど、利用者に必要な情報を継続して更新します。 ・図書館ホームページについて、継続して利用しやすいデザインや操作性の向上に努めます。
今後取り組むこと ・継続的な情報更新に努めます。 ・利用者からの要望などを踏まえ、デザインや操作性を改善していきます。	

主な取組名称	取組の内容
SNS を活用した情報提供	・SNS を活用した広報活動を行います。
今後取り組むこと ・SNS を導入し、有効的な広報活動の方法を検討します。	

主な取組名称	取組の内容
Web-OPAC の機能の充実	・Web-OPAC の機能の充実を図り、継続して利便性の向上に努めます。
今後取り組むこと ・Web-OPAC の充実及び利便性の向上について継続的に検討し、改善していきます。	

主な取組名称	取組の内容
Web-OPAC の利用促進	・Web-OPAC の使い方について講座を開くなど、より多くの人に利用してもらえるような活動を行います。
今後取り組むこと ・継続的な利用促進活動を行います。 ・Web-OPAC を図書館で実際に使ってもらう実践講座を定期的に開催します。	

（3）デジタルアーカイブ

●現状と課題

〇印西市にゆかりのある歌人、吉植庄亮の著作４点をデジタル化し、「デジタルライブラリー」として図書館ホームページで公開しています。

▶資料をデジタル化する技術を持った職員が限られており、デジタル化が進まないことが課題となっています。

●主な取組

主な取組名称	取組の内容
資料のデジタル化	・図書館が所有する吉植庄亮のコレクションをデジタル化します。

今後取り組むこと

・今後デジタル化する資料に関する基準など運用について検討します。
・資料をデジタル化できる技術を持った職員の育成や専門業者への資料のデジタル化の委託などを検討します。
・関係機関と情報共有しながら、充実した資料提供を目指します。
・吉植庄亮のコレクション以外の著作のデジタル化も継続して検討します。

基本方針２　子どもたちの未来を育み可能性を広げる図書館

１　子どもの年齢に応じた取組の推進

本を読むことで、子どもたちが新しい知識を身に付け、興味を広げ、想像力や表現力を養うことができるよう、読書の楽しさを知り、読書体験を深める機会を提供します。

（1）乳幼児と保護者

●現状と課題

〇各図書館では「おはなし会」を定期的に行っているほか、「夏のおはなし会」、「クリスマス会」など季節毎の事業を実施しています。

〇おすすめ絵本や紙芝居のセットを作成して貸出を行っています。（小倉台・本埜）

▶「おはなし会」の参加者数は各図書館で差があり、参加者の少ない館でのニーズの把握や周知を図っていく必要があります。
読み手を確保するためにボランティアの育成や連携の充実が課題となっています。
おすすめ絵本や紙芝居のセットの貸出数が減少しているため、広く周知が必要です。

〇新刊絵本を紹介するブックリスト「えほんのくに」を年３回作成・発行しています。

▶より充実させるために、年齢層や季節の行事などに対応したブックリストの作成が必要です。

〇子どもの発達段階に対応したサービスの向上を目指し、職員のスキルアップのために県立図書館や県公共図書館協会などが主催する研修への参加や研修内容についての情報共有を行っています。

▶幅広い年代の利用者に対して情報提供を行うためには、様々な分野の知識や地域の文化にも精通している職員が必要です。職員の資質向上のために積極的な研修への参加が必要です。

●主な取組

主な取組名称	取組の内容
おはなし会などの実施	・「おはなし会」を実施します。 ・「おうちでおはなしかい」（おすすめ絵本や紙芝居のセットの貸し出し）を実施します。
今後取り組むこと ・おはなし会などの事業を継続して実施します。 ・おすすめ絵本や紙芝居のセット内容の充実を図るとともに、サービスの周知を推進し、利用実績を増やします。 ・すべての図書館で同様のサービス、またはそれに準じた機会を提供できるように取り組みます。	

主な取組名称	取組の内容
ブックリストの作成	・「えほんのくに」などのブックリストを作成します。
今後取り組むこと ・幅広いテーマのブックリストを作成します。 ・子どもたちが新しい本に出会えるよう内容の充実を図ります。 ・将来の図書館 DX の推進に合わせたブックリストのビジュアル化を検討します。	

主な取組名称	取組の内容
職員のスキルアップ	・子どもの発達段階に対応したサービスの向上や基本から専門までの知識・技能を習得します。 ・研修への参加を促進します。
今後取り組むこと ・子どもや保護者に対して充実したサービスを提供するため、研修への積極的な参加を促すなど、職員のスキルアップを図ります。	

（2）児童生徒

●現状と課題

〇子どもたちが図書館や本に興味や関心を持ってもらえるよう、子どもを対象とした事業を実施しています。

▶子どもたちが図書館や本に関心を持ってもらえるよう新しい事業を企画する必要があります。

〇各図書館で、毎月季節や行事・時事に合わせたテーマの展示を行っています。

▶子どもたちの新たな発見につながるよう様々なテーマの展示を行う必要があります。

〇小中学生を対象としたブックリストを年１回作成し、各学校や図書館での配布を行っています。

▶内容をより充実させるために、学年や季節の行事などに対応したブックリストの作成の必要があります。

〇小中学校へ団体貸出やスクール便によるセット貸出しを実施しています。

▶団体貸出、ブックトークなどの依頼、スクール便の参加校が減少しています。

〇毎年、小中学校の職業体験の受け入れを行っています。

スクール便とは、希望する市内小中学校に年３回行う定期配本のことです。小学校１校あたり120冊、中学校１校あたり100冊を配本しています。

●主な取組

主な取組名称	取組の内容
事業の実施	・「スタンプラリー」「図書館探検隊」「科学あそび」などの様々な事業を実施します。
今後取り組むこと ・現在実施している事業を整理し新たな事業の企画・実施を図ります。	

主な取組名称	取組の内容
児童書展示コーナーの充実	・各図書館で児童書の展示コーナーを設け、定期的にテーマを設定し児童書の紹介を行います。
今後取り組むこと ・子どもの読書活動推進を図るため、展示内容の充実を図ります。	

主な取組名称	取組の内容
ブックリストの作成 （小中学生向け）	・小学生向けに「ほんのタネ」、中学生向けに「Ｂｏｏｋ de Ｇｏ！」のブックリストを作成・配布します。
今後取り組むこと ・小中学生の読書活動推進を図るため、対象年齢に応じたブックリストの内容の充実を図ります。 ・将来の図書館 DX の推進に合わせたブックリストのビジュアル化を検討します。	

主な取組名称	取組の内容
学校の読書活動支援	・団体貸出やスクール便などを活用し、学校の読書活動の支援を行います。
今後取り組むこと ・スクール便の内容の充実を図り利用を促進します。 ・学校への団体貸出に対応するため、学習支援に適した資料を積極的に収集します。	

主な取組名称	取組の内容
学校教育との連携強化	・図書館職員と学校図書館関係者との連携強化を図ります。 ・小中学校の職業体験の積極的な受け入れに努めます。
今後取り組むこと ・各図書館においてエリア毎に近隣学校との交流を推進します。 ・小中学校の職業体験を積極的に受け入れます。	

（3）ヤングアダルト（青少年）

●現状と課題

○図書館にヤングアダルト（青少年）コーナーや専用の棚づくりを行っています。

▶青少年向けの図書資料の所蔵が少ないこと、またその年齢層の図書館利用が少ないことが課題となっており、利用促進の対策が必要です。
また、図書館の規模によっては、ヤングアダルト（青少年）コーナーを作るスペースがないことが課題となっています。

●主な取組

主な取組名称	取組の内容
ヤングアダルト（青少年）への読書支援	・各図書館でヤングアダルト（青少年）向けの資料を集めたコーナーを作り利用促進に努めます。 ・ヤングアダルト（青少年）向けのブックリストを作成し、市内学校などへの配布、図書館ホームページで公開を行い、読書支援を行います。
今後取り組むこと ・ヤングアダルト（青少年）向けの資料の充実を図ります。 ・ヤングアダルト（青少年）対象のブックリストを作成し、利用促進を図ります。 ・各図書館でヤングアダルト（青少年）コーナーの設置を推進します。	

図書館における「ヤングアダルト」とは、13 歳から 18 歳の子どもと大人の間の世代を指します。図書館では児童書は卒業したものの大人の本はまだ難しいという世代向けの図書を用意しています。

２　子どもの読書活動の推進

言葉を学び、感性を磨き、表現力・想像力を高め主体的に生きていくために、すべての子どもが読書に親しみながら成長することができるよう、「印西市子ども読書活動推進計画」を踏まえ子どもの読書活動を推進します。

（１）読書活動を深める機会の提供

●現状と課題

〇ブックスタート事業として、子育て支援課が４か月児を対象とした「ころころ相談」に参加した赤ちゃんとその保護者に、絵本と子育て情報をセットにして手渡しています。図書館は、この手渡す絵本の選定会議に参加をしています。

▶読み聞かせや絵本の手渡しは子育て支援課のボランティアが行っており、図書館職員の読み聞かせなどの派遣がないことから、実状を把握する必要があります。

〇健康増進課では母子健康手帳交付時におすすめ絵本のリストを配布しています。図書館は、このおすすめ絵本のリストの作成を行っています。

〇図書館では資料の収集や読書相談を行うほか、幼児や小学生を対象とした定期的な「おはなし会」の開催や展示による本の紹介などを行っています。また、図書館探検隊など図書館業務体験ができる事業の実施、市内小中学校の施設見学や職業体験の受入れを行っています。

▶おはなし会の参加者数や見学・体験の申込数は各図書館で差がある状態です。より魅力的な事業の提案や周知が課題となっています。

〇団体貸出や読書相談による読み聞かせ支援を行っています。また、子育て支援センターなどへ講師派遣をして、読み聞かせや読み聞かせ講座を行っています。

▶職員数が不足しているため、講師派遣の調整を図る必要があります。

ブックスタートとは、０歳児健診などの機会に、絵本をひらく楽しい「体験」と「絵本」をセットでプレゼントする活動です。
赤ちゃんの幸せを願い、行政と市民が協働する自治体の事業として、全国で行われています。

●主な取組

主な取組名称	取組の内容
家庭における読書活動の推進	・ブックスタート事業や母子健康手帳交付時に絵本のリストの配布を行います。
今後取り組むこと ・担当課と連携しブックスタート事業を継続します。 ・ブックスタート事業については、関係各課がそれぞれの経験や情報を活用し、相互の事業の向上を図ります。	

主な取組名称	取組の内容
図書館での読書活動の推進	・資料の収集・保存・読書案内を実施します。 ・おはなし会や展示などによる本の紹介を行います。 ・図書館探検隊など図書館業務体験の充実を図ります。 ・市内小中学生の施設見学や職業体験の受入れを行います。
今後取り組むこと ・子どもの年齢・発達・興味・関心を踏まえた資料収集を行い、おはなし会などの事業や読書案内の充実に努めます。 ・図書館を身近なものに感じてもらえるように施設見学や体験の機会を増やし、職業体験の受入れも積極的に行っていきます。	

主な取組名称	取組の内容
関連施設での読書活動の推進	・子育て支援センター・保育園などと連携を図り、絵本や紙芝居の団体貸出のほか、読み聞かせ講座などを行います。
今後取り組むこと ・読書相談や読書案内ができるよう図書館職員のスキルアップを図り、各施設への読書支援を行います。 ・円滑な運営に必要な図書館職員数の確保に努めます。	

（2）読書環境の整備

●現状と課題

○図書館では読書相談における助言・情報提供を行っています。図書については計画的な購入を行っていますが、外国語資料についてはあまり収集をしていない状態です。

▶図書資料購入冊数が年々減少しています。増加する人口に対して資料購入が少ないことから市民の多様な資料要求に応えられていないことが課題です。また、外国語資料を収集するための知識や情報収集が不足しています。

○生涯学習まちづくり出前講座では「読んであげよう！」や「本の修理講習」の実施や講師派遣を行っており、毎年学校の図書ボランティアなどから依頼があります。

○各図書館に「書籍除菌機」の設置、非来館型サービスとして電子図書館及び図書館資料有料配送サービスを導入し、安心安全に資料提供できる環境整備に努めました。

○図書館職員が学校図書館担当者会議及び学校司書連絡会へ参加し、学校図書館に関する成果と課題の共有を図っています。

▶学校図書館担当者などとの連携及び図書館サービスの広報活動が不足している状態です。活動目的の共有を含め、連携体制の強化が課題となっています。

○図書館のおはなし会などの事業を、図書館ボランティアと協力して行っています。

▶事業の充実のため、関連施設（公民館や子育て支援センターなど）や地域で活動している読書ボランティアとの交流や情報交換をする機会の創出が課題となっています。

●主な取組

主な取組名称	取組の内容
図書館資料の整備と活用の充実	・読書相談における助言や情報提供の充実を図ります。 ・外国語資料を含む図書資料の計画的な選定と購入を進め、蔵書の充実を図ります。 ・出前講座「読んであげよう！」「本の修理講習」の実施及び講師派遣を行います。
今後取り組むこと ・出前講座の講義内容の見直しや充実を図り、依頼に応えられるような体制を整えます。 ・幅広い分野の情報提供ができるよう、買い替えも含め適切な資料収集を推進し、図書館資料の充実に努めます。 ・市内で生活する子どもへの外国語資料も充実を図ります。	

主な取組名称	取組の内容
学校教育との連携強化	・図書館職員と学校図書館担当者などとの連携強化を図ります。 ・小中学校の職業体験の積極的な受け入れに努めます。
今後取り組むこと ・各図書館においてエリア毎に近隣学校との交流を推進します。 ・小中学校の職業体験を積極的に受け入れます。 ・学校図書館担当者などとの連携を強化します。	

主な取組名称	取組の内容
ボランティアとの連携協力	・読書ボランティアなどと連携・協力体制をつくり、子どもの読書活動を支える体制を整えます。
今後取り組むこと ・地域で活動している読書ボランティア、関連施設との情報交換の場を設けるなど、連携・協力体制の充実を図ります。 ・図書館が地域と子育て世代をつなげる場のひとつとなるよう、読書ボランティアなどの意欲やアイディアが十分に発揮できる環境を整備します。	

（3）情報の普及・啓発

●現状と課題

○「としょかんつうしん」やブックリスト「えほんのくに（幼児）」、「ほんのタネ（小学生）」、「Ｂｏｏｋ　de　Ｇｏ！（中学生・高校生）」を発行し、読書活動の推進を行っています。

▶一定の効果はあるものの、周知が不足している状態です。対象者に向けて効果的にアピールする手法を検討する必要があります。

○学校図書館担当者会議で学校図書館に関する成果と課題の共有を図っています。また、ブックスタート事業では配布する絵本の選定を行っています。

▶学校図書館担当者などとの連携及び図書館サービスの広報活動が不足している状態です。活動目的の共有を含め、連携体制の強化が課題となっています。

●主な取組

主な取組名称	取組の内容
主催事業やブックリストなどの子どもの読書活動事業の周知	・「としょかんつうしん」やブックリスト「えほんのくに（幼児）」「ほんのタネ（小学生）」「Ｂｏｏｋ　de　Ｇｏ！（中学生・高校生）」を発行し読書活動を推進します。
今後取り組むこと ・発行物については、印刷物以外の媒体による公開の検討を行い、SNS などの活用を含めた情報発信を図ります。 ・情報発信の手法は定期的に見直しを行い、その時代に合った手段で、対象者に効果的に発信できるように努めます。	

主な取組名称	取組の内容
関連施設との連携協力による広報	・学校図書館担当者会議での情報交換を行います。 ・ブックスタート事業へ参加します。
今後取り組むこと ・学校図書館担当者会議での情報共有を通じて図書館活動への理解を深めてもらい、学校との連携強化を図ります。 ・ブックスタート事業では現場の情報を積極的に収集し、図書館事業との相互発展を図ります。	

基本方針３　市民のくらし、地域の拠点となる図書館

１　市民との連携　図書館活動への参加

市民の参加や協働により利用しやすい地域の情報拠点としての図書館を目指します。

（１）図書館ボランティア活動の促進

●現状と課題

〇図書館ボランティアについては、おはなし会や企画事業など、様々な形で地域の読書活動を支えています。

▶平成 25 年度から図書館ボランティアの登録を開始していますが、講座・事業での連携以外にも、ボランティアの活用を検討する必要があります。
ボランティアの登録の更新、ボランティアを対象とした研修の実施が課題となっています。

●主な取組

主な取組名称	取組の内容
図書館ボランティアとの連携・支援・育成	・図書館ボランティアと連携した講座・事業を実施します。 ・ボランティアの育成及び活動の場を提供します。
今後取り組むこと ・より充実した内容の講座・事業を実施するため、図書館ボランティアとの連携を強化します。 ・図書館ボランティアを対象とした研修などを定期的に実施し、習得した技術を活かすための場を設けます。 ・「図書館ボランティア受入実施要領」やマニュアルの見直しを行います。	

（2）市民団体との連携

●現状と課題

〇地域で読書活動を推進している市民団体への図書館資料の貸出しや図書館の事業に講師やボランティアで参加していただくなど、お互いに協力して行っています。

▶読書団体以外に地域で活動している団体との交流や連携がほぼありません。

●主な取組

主な取組名称	取組の内容
読書会や文庫などへの資料の提供	・団体の要望に応じた図書館資料の貸出を行います。 ・資料によっては市外の自治体の図書館から資料の取り寄せを行います。
今後取り組むこと ・要望に応じられるよう資料の充実を図ります。	

主な取組名称	取組の内容
事業の協力	・おはなし会などの図書館事業へ市民団体に協力・参加していただきます。
今後取り組むこと ・継続して団体と協働し、図書館を身近に感じられるような新たな読書活動推進事業の充実を図ります。 ・活動を支援し、広く紹介していきます。	

２　関係機関との連携

行政部署や関係機関との連携により本と情報に出会う機会となる事業を展開します。

（１）行政部署や関係機関との連携

●現状と課題

〇行政各部署や関係機関と連携し、ブックスタート事業や環境月間展示など、共催事業や企画展示の実施を行っています。また、業務で必要な資料を依頼に応じて提供しています。

▶図書館利用のＰＲが不足しており、図書館活用の機会が少ない状態です。
行政各部署や関係機関と連携し共催事業や企画展示の実施により、多くの市民が本と情報に出会う機会が必要です。

●主な取組

主な取組名称	取組の内容
行政機関などとの連携	・資料の提供や事業の連携を図ります。
今後取り組むこと ・より活用してもらえるよう行政機関へ図書館利用推進を図ります。 ・共催事業の実施により協力関係の充実を図ります。 ・様々な依頼に応えられるような資料の充実を図ります。	

基本方針４　住みよさを実感できる図書館

１　市民の居場所としての環境の充実

市民が集う活気のある居心地の良い魅力ある図書館を目指し環境の充実を図ります。

（1）施設設備の維持管理

●現状と課題

○「印西市公共施設長寿命化計画」及び「印西市公共施設適正配置アクションプラン」に基づき、保全改修を行っているところです。
大森図書館は令和２年１月～令和３年２月 27 日、そうふけ図書館は令和３年５月～令和４年１月 27 日に大規模改修工事を、小林図書館は令和４年 10 月～令和５年９月 30 日に保全改修を行いました。今後は印旛図書館、本埜図書館、小倉台図書館の保全改修工事を順次行う予定です。
▶工事中の運営について、利用者への配慮が必要です。

○人口の変化及び年齢構成に対応した新しい図書館が求められています。
▶現時点では具体的な計画はありませんが、情報収集及び研究調査が必要です。

○資料を保存する書庫が不足しています。
▶資料の保存を継続するため、書庫の増設や保存場所の確保が必要です。
事務室や書庫などのバックヤードが不足しているためスペースの確保が必要です。

○小倉台図書館以外の５館は複合施設のため、図書館の事業では公民館などの施設を利用して行っています。小倉台図書館の集会室は小さいため事業に制限があります。

●主な取組

主な取組名称	取組の内容
適切な施設設備の維持管理	・利用者が安全・安心に図書館を利用できるよう、計画的に適切な施設設備の維持管理に努めます。
今後取り組むこと ・設備の老朽化などによる不具合の解消に努めます。 ・省資源・省エネルギーを念頭に置いて施設設備の維持管理に努めます。 ・改修時において、書庫などバックヤードのスペースの増設を検討します。	

主な取組名称	取組の内容
新規施設の整備検討	・人口の変化及び年齢構成に対応した図書館サービスを提供できるよう新規施設の整備の検討を行います。
今後取り組むこと ・印西市公共施設整備基本方針に基づき、適切に図書館サービスを提供できるよう、施設の統廃合、集約化、複合化を含めた新規施設の整備を検討します。 ・資料を保存する書庫の確保、施設のバリアフリー化、集会室や会議室、学習スペースや集いのスペース、駐車場の確保なども念頭に置いた検討を行います。	

（2）快適な環境の提供

●現状と課題

〇利用者から読書や調べ物をするための閲覧席の増加の要望があります。

▶各図書館とも閲覧席を増設するスペースがなく、対応策が課題となっています。

〇図書館でのインターネット閲覧のデータベースについては、国会デジタル化資料送信サービスを導入して利用者のニーズに対応しています。

▶現状では新聞などの有料データベースが未導入となっています。

〇市民意識調査結果にもあるように、フリーWi-Fi の導入が望まれています。

〇大森図書館及び小倉台図書館では毎週水曜日 19 時まで開館時間の延長、祝日開館を行っています。

▶大森図書館・小倉台図書館以外の開館時間の延長や祝日開館が求められています。

●主な取組

主な取組名称	取組の内容
閲覧席の設置	・利用者の館内での図書館資料の閲覧に対応するため各図書館に閲覧席を設置します。
今後取り組むこと ・閲覧席の配置を工夫し、増設を検討します。 ・各図書館でレイアウト替えを行い、利用者のニーズに合った閲覧席を確保します。	

主な取組名称	取組の内容
館内での資料閲覧への対応	・利用者へのインターネット閲覧環境の拡充を図ります。
今後取り組むこと ・新聞などの有料データベースの導入を進めます。 ・図書館のインターネット支援サービスの環境を整えます。 ・各図書館のフリーWi-Fi 環境の整備を進めます。	

主な取組名称	取組の内容
利用者ニーズに応じた図書館の開館時間	・大森図書館及び小倉台図書館では、毎週水曜日 19 時まで開館時間の延長及び祝日開館を行っています。
今後取り組むこと ・開館時間及び開館日数の設定について、地域の実情や市民の生活時間などを考慮して検討を図ります。	

２　専門職員の充実と育成

子どもから大人までの幅広い年代の利用者に対して図書館サービスを提供するため司書資格を有する正規職員の確保や配置に努め、職員のスキルアップを図ります。

（１）継続的な司書の確保及び職員配置

●現状と課題

〇市立図書館６館の職員は令和４年度末時点で、正規職員 17 名で、そのうち司書採用職員を含む司書資格保有者は６名です。司書資格を保有している任期付職員が８名となっています。

▶司書資格を有した正規職員を６館すべてに配置することができていません。

▶継続した図書館サービスを行うためには、司書資格を有する正規職員の確保が必要です。

●主な取組

主な取組名称	取組の内容
司書資格者の確保	・司書資格を有する職員の確保に努めます。
今後取り組むこと ・現職員の年齢などを考慮した計画的な人的配置を検討し、司書資格を有する正規職員の確保に努めます。 ・司書資格を有する職員の各図書館への配置に努めます。	

主な取組名称	取組の内容
職員配置の充実	・適正な人員を配置します。 ・任期付職員及び会計年度任用職員の採用を行います。
今後取り組むこと ・充実した図書館サービスを達成するために適正な配置に努めます。	

（2）職員の資質・能力の向上

●現状と課題

○県立図書館や県公共図書館協会などが主催する実践的研修へ参加し、研修で得た情報を職員間で共有しています。

▶幅広い年代の利用者に対して情報提供を行うためには、様々な分野の知識や地域の文化にも精通している職員が必要です。職員の資質向上のために積極的な研修への参加が必要です。また、近年実施されているｅ-ラーニング形式の遠隔研修の活用が求められています。

▶各図書館の職員が少ないため研修に参加する機会が少ない状態です。

▶図書館内での研修、共通意識が不足しています。

●主な取組

主な取組名称	取組の内容
職員の能力向上	・県立図書館や県公共図書館協会や行政などが主催する実践的研修への積極的な参加を促進します。 ・課題解決に向けた自主研修を励行します。 ・研修で得た情報を職員間で共有します。
今後取り組むこと	・職員の資質向上のために積極的な研修への参加を促進します。 ・遠隔研修への参加を促進します。 ・職員の自主研修を励行します。 ・研修内容を職員間で情報共有するため研修の機会をつくります。

ｅ-ラーニングとは、パソコンを使用し、インターネット上でできる教育・学習形態のことです。IT 技術を活用した教育システムで、24 時間いつでも、どこででもアクセス可能なことから、受講者を時間や場所の束縛から開放する利点があります。

第５章　計画の推進に向けて

図書館サービス計画を進めていく基盤として、財源の確保及び、適切な施設の整備に努めます。

また、市民により良いサービスを提供するために、司書資格を有する正規職員の確保に努めるとともに、図書館職員のスキルアップを図るため、研修への参加を強化します。

１　サービス計画評価の指標

図書館サービス全体の指標を設置し、毎年の状況を調査、確認します。

基本方針	指　標	令和4年度（現状値）	令和 10 年度（目標値）	令和 15 年度（目標値）
1	図書資料受入点数	10,486 点	15,000 点	20,000 点
1	市内登録者数	25,657 人	34,000 人	34,000 人
1	個人貸出点数	814,954 点	855,000 点	900,000 点
1	資料予約件数	142,449 件	160,000 件	190,000 件
1	レファレンス件数	18,873 件	25,400 件	25,500 件
1	電子書籍受入点数	295 点	500 点	700 点
1	電子書籍貸出点数	988 点	1,500 点	2,000 点
2	児童資料受入点数	2,429 点	3,600 点	4,300 点
2	児童資料貸出点数	346,295 点	350,000 点	355,000 点
2	児童対象事業数	38 事業／年	40 事業／年	40 事業／年
3	ボランティアとの連携事業数	6 事業／年	15 事業／年	15 事業／年
4	職員研修等の充実	13 回／年	20 回／年	20 回／年

２　計画の進行管理

計画の進捗状況を把握するため、第４章基本方針の実現に向けた図書館サービス計画の各施策の「主な取組」について、毎年、取組状況の調査を実施し、各取組みや指標目標の達成状況などに関し内部評価を行い、印西市立図書館協議会に報告し第三者評価を受け、図書館運営の改善に努めます。

計画期間は令和６年度から令和 15 年度の 10 年間ですが、計画の中間年度にあたる令和 10 年度に中間評価を実施し、計画の達成状況、図書館を取り巻く社会状況の変化、上位計画の変更を踏まえて、施策の見直しなどを行います。

計画の最終年度（令和15 年度）には、サービス計画の達成状況を評価し、次期計画策定に反映するものとします。

資料編

1　計画の策定体制

●策定経緯

年月日	内容
令和５年５月26日	令和５年度第１回印西市立図書館協議会
令和5年7月24日～ 令和5年8月6日	図書館サービスに関する市民意識調査を実施
令和５年７月13日	教育委員会定例会にて計画策定について説明
令和５年７月28日	令和５年度第２回印西市立図書館協議会
令和５年９月28日	令和５年度第３回印西市立図書館協議会
令和５年11月９日	令和５年度第４回印西市立図書館協議会
令和5年11月9日～ 令和5年11月21日	図書館協議会委員に意見徴収
令和5年12月11日	文教福祉常任委員会にて計画素案の説明
令和5年12月8日～ 令和5年12月20日	図書館協議会委員に意見徴収
令和5年12月20日～ 令和5年12月26日	庁内意見照会
令和5年12月21日	教育委員会定例会にて計画素案の説明
令和６年１月５日～ 令和６年１月18日	市民意見公募（パブリックコメント）を実施
令和６年２月29日 （予定）	令和５年度第5回印西市立図書館協議会

●印西市立図書館協議会委員名簿

任　期　　令和4年6月　1日から
令和6年5月31日まで

氏名	経歴	備考
磯　　昌　稔	学校教育関係者	令和４年６月１日から令和５年３月31 日まで
安　川　　徹	学校教育関係者	令和５年４月１日から令和６年５月31 日まで
竹 原　　淳 子	学校教育関係者	
永　田　　望	学校教育関係者	
武 井　　榮 子	社会教育関係者	
黒 澤　　真 澄	社会教育関係者	副委員長
石 ケ 谷　　康 子	学識経験者	
倉 沢　　正 則	学識経験者	委員長
関 口　　佳 穂 里	学識経験者	
石 渡　　美 香	学識経験者	
栗 山　　由 香	公募委員	

●答申

印西図第２１２号
令和４年１１月８日

印西市立図書館協議会　様

印西市立大森図書館
館長　秋谷　守

印西市立図書館の運営のあり方について（諮問）

このことについて、図書館法（昭和２５年法律第１１８号）第１４条第２項より下記のとおり諮問します。

記

１　諮問事項
印西市立図書館の運営のあり方について

２　諮問理由
（１）趣旨
印西市立図書館は、地域における情報やコミュニティの拠点として、子どもから高齢者まで一人ひとりが自ら学び、生きがいや自己表現などにつながる生涯を通して学べる環境づくりのために、市内に図書館６館を整備し、図書館サービスの提供を行ってまいりました。
また、印西市では、「印西市公共施設等総合管理計画」及び「印西市公共施設適正配置実施方針」を踏まえ、各施設における集約化や複合化などの方策を具体的に推進していくための「印西市公共施設適正配置アクションプラン」が令和２年３月に策定され、その対策内容と実

施時期として令和５年度から令和８年度までに、大森図書館・小倉台図書館について、「大規模改修終了後に指定管理者制度の導入を進めます。」と挙げられています。そのような中で、令和４年８月には、印西市子どもの文化連絡会から「印西市のよりよい図書館運営のために指定管理者制度を導入しないでください。」という内容の要望書が、４，７００人を超える署名と共に、市長、教育長に提出されました。

図書館においては、読書推進という役割に加え、市民生活の向上に貢献する様々な情報提供と学習支援を行い、地域の情報拠点として市民生活に役立つ施設となること。また、印西市に関する出版物や新聞記事など、地域に関する資料の収集、蓄積することが求められております。

（２）審議事項

図書館の特性なども考慮しながら、図書館を取りまく状況の変化、新たな課題に対応した印西市立図書館の運営のあり方について（運営主体「直営、指定管理者、部分委託も含め」）諮問するものです。

令和６年２月２９日

印西市立大森図書館長　様

印西市立図書館協議会
委員長　倉沢　正則

印西市立図書館の運営のあり方について（答申）

令和４年１１月８日付け印西図第２１２号で諮問のありましたこのことについては、「印西市立図書館の運営のあり方について（答申）」のとおり答申します。

１．これまでの印西市の図書館

（１）施設整備

印西市の図書館としては、昭和５４年（１９７９年）の中央公民館図書室での図書貸出しから始まり、昭和５７年（１９８２年）に移動図書室「あおぞら号」が導入され、公民館図書室と巡回図書が中心でした。

しかし、図書室としての集客力は少なく、自然と図書館のある近隣自治体を利用する方が多くなり、住民意識調査の中でも、図書館は望まれる施設として常に上位にあるという状況でした。

平成３年（１９９１年）の基本計画に図書館の整備が初めてうたわれ、その内容は、生涯学習社会のなか、住民の読書意欲に対応するため、図書館を整備し、きめ細やかな図書館サービスの提供を図るというものでした。

平成６年（１９９４年）１０月に大森図書館（文化ホールとの複合館）が開館し、その後、平成７年（１９９５年）６月小林図書館、平成１１年（１９９９年）２月そうふけ図書館、そして、平成１２年（２０００年）６月小倉台図書館が開館しました。

平成２２年（２０１０年）３月、印西市・印旛村・本埜村合併により新「印西市」が誕生し、印旛図書館、本埜図書館が加わり、合計６館による運営が開始されました。

（２）開館時間など

平成１５年（２００３年）７月図書館ホームページによる蔵書公開、図書館資料のインターネット予約が開始され、同年１０月には大森図書館・小倉台図書館で水曜日の開館時間の延長が開始されました。また、祝休日の開館については、平成２０年（２００８年）から試行を繰り返し、平成２８年（２０１６年）４月から大森図書館・小倉台図書館で元日を除くすべての祝休日が開館となりました。令和３年（２０２１年）７月非来館型サービスの電子図書館システムの運用が開始されました。

２．図書館を取り巻く状況の変化

（１）環境

新型コロナウイルス感染症により、私たちの生活は大きく変化しました。その他にも、毎年のように起こる豪雨や台風による自然災害、平成２３年（２０１１年）の東日本大震災以降頻発する地震など、感染症や防災に対応した図書館運営が求められています。

（２）年齢階層別人口の推移

印西市の年齢層別人口割合推移をみると、年少人口（１５歳未満）割合は縮小する傾向にあり、高齢者人口（６５歳以上）割合は一貫して拡大しています。また、生産年齢人口（１５～６４歳）割合は平成１７年（２００５年）まで拡大していましたが、その後縮小に転じています。その結果、平成２７年（２０１５年）まで、年少人口（１５歳未満）割合は１４．９%、生産年齢人口（１５～６４歳）割合は６４．３%、高齢者人口（６５歳以上）割合は２０．４%となっています。

年齢階層別人口割合

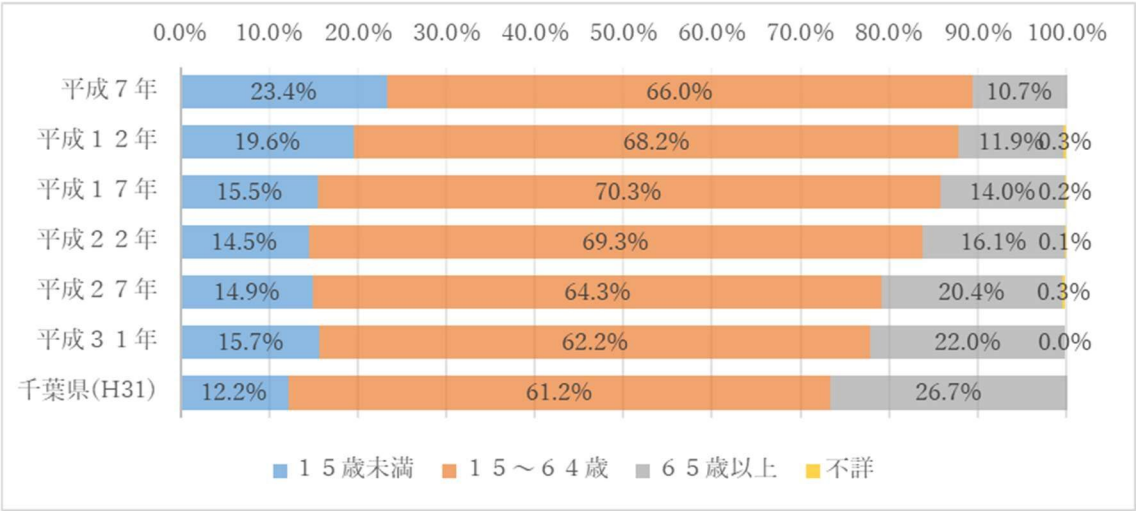

（出典：印西市地域公共交通網形成計画（基礎調査）報告書（令和２年３月）、国政調査（平成２７年まで）、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（平成３１年１月））

（３）将来人口

印西市の将来推計人口によると、印西市の人口は令和１０年（２０２８年）の１１０，１００人をピークに、その後、減少に転じると推計されています。

年齢別区分では、高齢者人口（６５歳以上）は増加する傾向であり、生産年齢人口（１５～６４歳）は、令和５年（２０２３年）がピークで、それ以降は減少する傾向であり、年少人口（１５歳未満）は、近年、増加傾向にありましたが、令

和5年（２０２３年）をピークに減少していくと推計されています。

なお、住民基本台帳に基づく平成３１年度（２０１９年）の人口は１０万人を超えており、将来推計人口の動向は現在の推計から変容することが予想されていますが、長期的には、総人口の減少と高齢者人口の増加という傾向は継続していくものと考えられます。

総人口の推移と将来人口推計

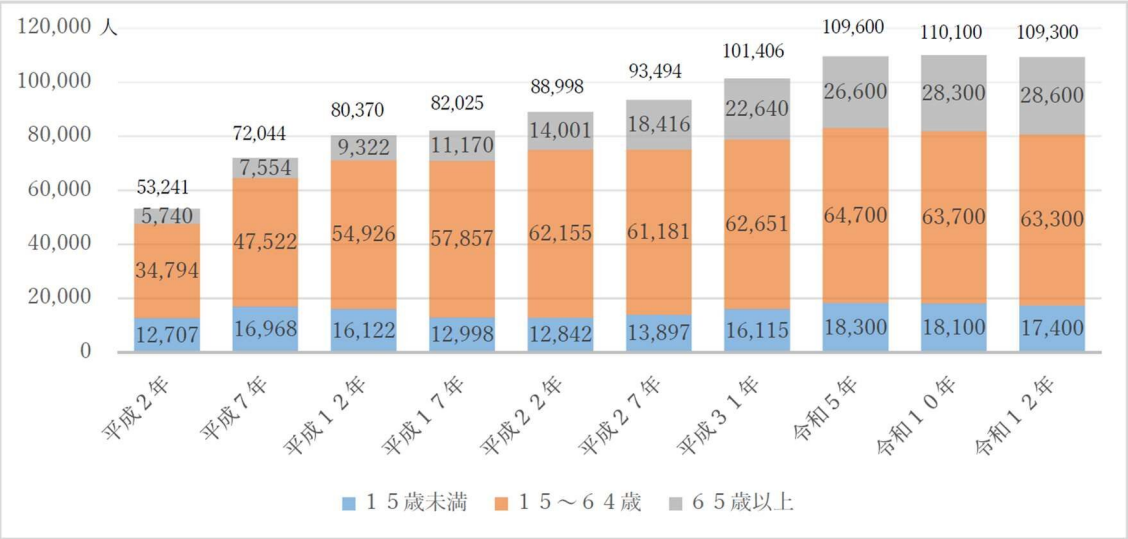

平成２２年印西市・印旛村・本埜村合併、平成３１年まで実績値、令和５年から推計値
（出典：印西市地域公共交通網形成計画（基礎調査）報告書（令和２年３月）、千葉県年齢別・町丁字別人口（平成２９年まで）、「将来人口及び世帯推計の内訳」（印西市））

３．公立図書館の特性

公立図書館は、図書館法の「無料の原則」から、地域住民に対して年齢・性別・国籍等に関係なく誰でも等しく図書館サービスを無料で提供する図書館です。

近年では、少子高齢化・高度情報化・国際化が進展する社会情勢のなかで、市民に多種多様な資料を提供する地域の情報センターとして、また、生涯学習を促進する施設としてなくてはならない施設であると同時に、学んだことを活かし表現する場としても位置づけられています。さらに地方分権の進展とともに、自ら地域を良くしていこうとする市民の力が必要であり、行政と協働してまちづくりを進める担い手づくりの拠点として重要な施設になっています。

４．印西市立図書館の特性

印西市立図書館は、各駅圏の住宅街に６館の図書館が配置されており「いつでも、誰でも、歩いて行ける、自転車でも行ける」など気軽に立ち寄れる公共施設として整備されています。

蔵書の構成についても、その地域の居住者層や利用状況を考慮した選書を行っていることから、地域住民に身近な図書館として親しまれ多くの利用があります。

５．図書館における指定管理者制度の経緯

平成１５年（２００３年）の地方自治法の改正により、『図書館を含む「公の施設」の設置目的を効果的に達成するため必要があるときは、条例の定めるところにより、指定管理者に当該施設の管理を行わせることができる』と規定しています。公の施設は、設置者自らが管理運営することを原則としていますが、その設置目的を効果的に達成するために必要と認めるときに限って指定した団体・企業に管理を委ねることができます。

指定管理者制度の目的は、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに経費の節減等を図るとされていました。

平成１７年（２００５年）に市の「公の施設の指定管理者制度に関する指針」が策定され、コミュニティーセンター、青年館、学童クラブなどの施設が指定管理者制度を導入していきました。

平成１７・１８年度（２００５・２００６年度）に市の指針を受け、図書館協議会で今後の「図書館運営について」が議題にあがり、協議した結果「利用料金のない図書館には、指定管理者制度の導入はそぐわない」という結論をだしました。

平成１９年（２００７年）に入り教育委員会生涯学習課では、公民館・図書館・文化ホールそれぞれで指定管理者制度の導入の方向性について、他市の状況等を含め調査研究を行い、平成２０年（２００８年）３月に「公民館及び図書館・文化ホールの指定管理者制度について（報告）」という報告書がまとめられ、その中では、「図書館においては、指定管理者制度を導入しないが他市の状況等を参考に引き続き調査・研究していきたい」と報告されています。

平成２２年（２０１０年）に総務省から、指定管理者制度は「公の施設の管理において、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応に寄与してきたところですが、地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意するべき点も

明らかになってきたことから」、次の点に留意の上、改めて制度の適切な運用に努められるよう次のような助言がありました。①「指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねられる制度になっていること。」②「指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものであること。」

このようなことから、経費節減のみに着目するのではなく、制度の導入をするのであれば、その施設の設置の目的の適切な達成を図ることを自治体に求めています。

平成２９年（２０１７年）3月に印西市では、将来にわたって市民サービスを維持していくため、長期的な視点を持って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として、「印西市公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という）を策定し、その内容としては、計画期間の平成２９年度から平成６２年度までの３４年間で現在保有する全ての公共施設の更新を続けた場合、毎年約７億円不足し、その削減方法として、「指定管理者制度の導入」が計画されました。

また、平成３１年（２０１９年）2月には「印西市公共施設適正配置実施方針」（以下、「適正配置実施方針」という。）を策定し、施設類似型別の今後の方向性や令和１２年度（２０３０年度）までに検討する各施設の方策を示しました。

印西市公共施設適正配置アクションプラン（以下、「アクションプラン」という）は、適正配置実施方針で示した施設分類型の今後の方向性を踏まえ、各施設における集約化や複合化などの方策を具体的に推進していくための実施計画として策定されました。

その中で、策定内容と実施時期ということで、大森図書館、小倉台図書館については、２０２３年度から２０２６年度までに指定管理者制度の導入と計画されています。

６．指定管理者制度のメリット

（１）利用時間の延長

利用者の生活スタイルに合わせた図書館利用ができ、公平なサービス提供ができます。

（２）開館日数の増加

開館日数が増えることにより、利用者がいつでも利用することができるようになり、サービスの充実につながります。

（３）接客態度の向上

民間の高い接客技術を持つ職員による質の高いサービスの提供ができるようなり、サービスの充実につながります。

（４）民間企業のコスト感覚の導入、経費（人件費）削減

民間企業のコスト感覚を導入し、業務の効率化を進めることでより迅速なサービス提供が図られます。

（５）利用者の満足度を上げ、より多くの利用者を獲得しようとする民間経営の発想ができます。

民間経営の発想を取り入れることにより、他の企業体などとの共同企画を展開することにより新たな利用者層の獲得を図ることができます。

７．指定管理者制度のデメリット

（１）公益性の確保が難しい

図書館は、図書館法第１７条で「入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない」という「無料の原則」があるので、利用料金に当たるものがありません。そのため、利用者が増え貸出冊数が増えても収益は増えません。むしろ、仕事量が増し人件費が増すと考えられます。企業にとっては、社会貢献ということは行なわれても、利益につながりにくい施設です。

利益を上げるためには、経費削減が行われサービスの低下につながりかねません。削減を行いやすい経費としては、人件費でありますが、図書館サービスは人に左右されます。専門性を有する図書館スタッフを確保し育成することは、時間も費用もかかるため、公益性を追求する図書館には不向きかと考えます。

また、図書館には多くの個人情報があり、適切に取り扱われるか不安があります。

（２）専門性の継続及びサービスの低下

指定管理者制度では、数年で指定管理者が代わることがあるため、利用者の多様で幅広い読書要求に応えられる経験の蓄積ができにくいと考えられます。また、地域に係る文化や歴史などや地域の特性の把握が難しいことから、所蔵資料と未所蔵資料を適切に把握し提供することが困難と考えることから、図書館サービスの低下につながる恐れがあります。

（３）適切な選書が難しい

利用者を獲得し、満足度を上げるために、図書館内に喫茶店や売り本の配置という事例がありました。こちらについては、図書館という施設の大きさは限られていることから、一部の蔵書が図書館内から消えているということになり、その多くは、あまり利用の無い地域の歴史や文化といった資料です。地域の歴史や文化に関する資料を収集・提供し保存することは図書館の役割と考えます。

また、人気のある本を多く取り揃え、利用者の満足度を上げるといった取り組みも見受けられ、人気の無い本は排除されるといった選書が行われている事例がありました。この偏った選書については、利用者のニーズは多岐にわたることからも利用者の知る権利に反しています。

指定管理者制度のデメリットとして、「公益性の確保が難しい」「専門性の継続及びサービスの低下」「適切な選書が難しい」などがあげられますが、図書館サービスは人に左右され、専門性の継続が必要とされることから、公益性を追求する図書館には不向きな制度です。

8．図書館における指定管理者制度の状況

（1）市区町村図書館の指定管理者導入状況　　単位：館

自治体数	特別区	政令市	市	町村	合計
2020 年度まで導入	16	10	181	61	268
導入率	69.6%	50.0%	23.7%	11.3%	19.9%

図書館数		特別区	政令市	市	町村	合計
2020 年度まで導入		130	62	369	68	629
	①民間企業	123	49	303	34	509
	②ＮＰＯ	0	2	23	12	37
	③公社財団	0	11	28	19	58
	④その他	7	0	15	3	25
導入率		57.3%	21.8%	17.6%	10.8%	19.4%

導入した館の指定管理者の性格（%）

①民間企業 80.9%　②ＮＰＯ5.9%　③公社財団 9.2%　④その他 4.0%

（出典：図書館における指定管理者制度の導入調査について 2021（報告））

（2）指定管理を導入し、その後、直営に変更した図書館

県名	図書館名
茨城県	守谷中央図書館
栃木県	那須塩原市図書館
新潟県	南魚沼市図書館、十日町図書館
長野県	飯島町図書館
愛知県	新城図書館
兵庫県	稲美町立図書館
島根県	出雲市立大社図書館、出雲市立平田図書館、安来市図書館
徳島県	三好市井川図書館
香川県	善通寺市立図書館
高知県	佐川町立図書館
山口県	下関市立中央図書館
福岡県	小群市立図書館
佐賀県	佐賀市立図書館東与賀館
熊本県	菊水市泗水図書館
鹿児島県	西之表市立図書館、いちき串木野市立図書館、いちき串木野市立図書館市来分館

主な理由①市町村合併による一括運営のため

②経費面でのメリットがなくなったため

③教育施設にはなじまないと考えたため

（3）指定管理者導入で問題の発生した事例

- 館長をはじめ数人の職員が同時に退職。
- 不適切な選書が行われる。
- サービス改善に取り組んだ館長が解雇され訴訟へ。
- 直営時に行われていたサービスが「仕様書にない」ことを理由に中止。

全国的に図書館での指定管理者制度の導入率は、約１９%と低く、指定管理者制度を導入し、その後、直営に変更した図書館があることは、制度的に図書館には不向きな制度です。

9．利用者アンケート結果

（1）開館時間

印西市立図書館の開館時間については、午前９時から午後５時、大森・小倉台図書館のみ毎週水曜日午後７時まで開館しています。

利用者アンケートにおいて「開館・閉館時間について」の満足度調査の結果を見ると、満足・やや満足合わせて４１．１%、普通３５．４%、やや不満・不満合わせて１０．８%ということから、開館時間については、概ね現在の開館時間で満足していると考えられます。

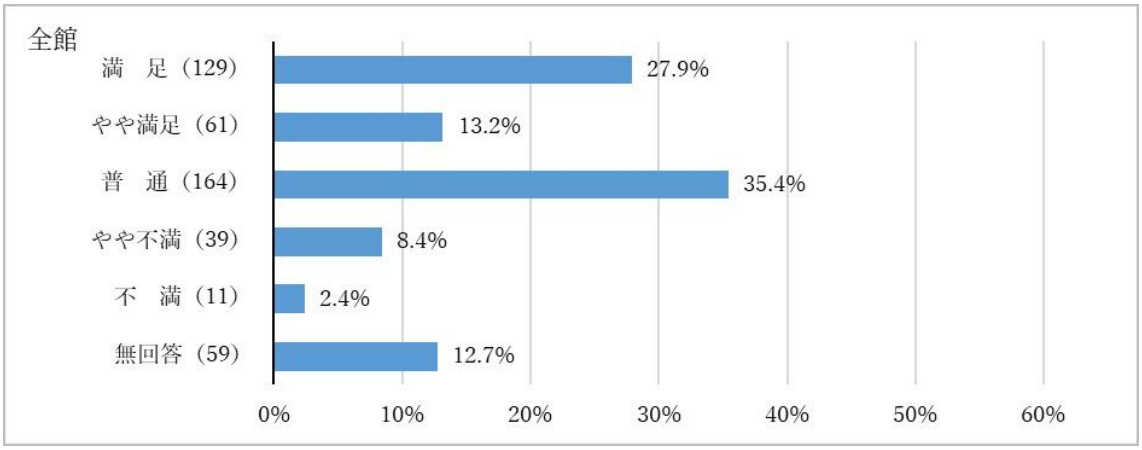

（出典：印西市立図書館利用者アンケート結果報告令和４年６月）

（２）開館日数

印西市立図書館の休館日は、毎週月曜日。祝休日については、小林・そうふけ・印旛・本埜図書館が休館、大森・小倉台図書館については開館しています。

利用者アンケートにおいて「開館日数について」の満足度調査の結果を見ると、満足・やや満足合わせて４５．６%、普通３５．４%、やや不満・不満合わせて６．６%ということから、開館日数については、概ね現在の開館日数で満足していると考えられます。

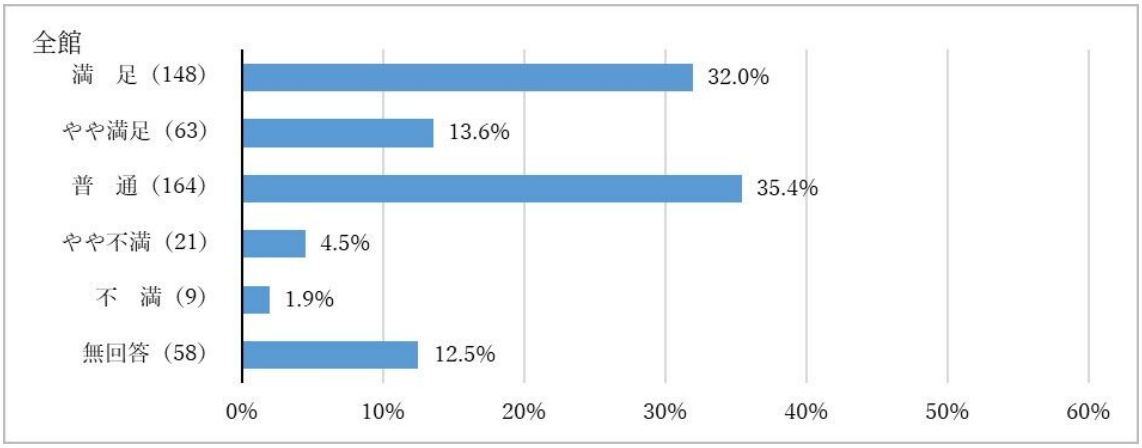

（出典：印西市立図書館利用者アンケート結果報告令和４年６月）

（３）接客態度

利用者アンケートにおいて「職員の対応について（接客態度）」の満足度調査の結果を見ると、満足・やや満足合わせて６７．８%、普通１９．２%、やや不満・不満合わせて１．８%ということから、職員の対応については、概ね満足していると考えられます。

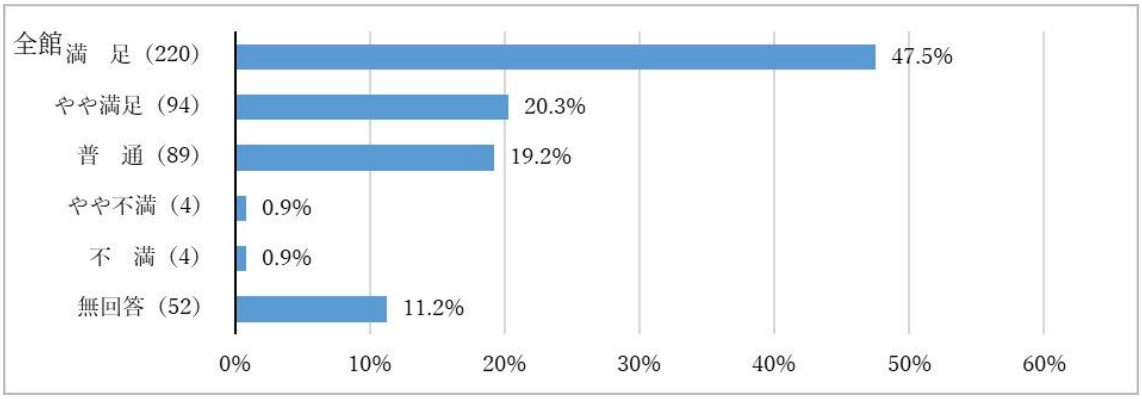

（出典：印西市立図書館利用者アンケート結果報告令和４年６月）

10．図書館サービスの質的向上

（1）レファレンスサービス

利用者の「知りたい」「調べたい」「学びたい」等様々な調査研究のサポートに対応するためには、図書館職員が資料について十分な知識を持ち、適切な資料や情報の提供を行う必要があります。そのためにも、資料の充実を図り、経験の積み重ねられた司書職員の配置が必要です。

また、パスファインダーやレファレンス事例集の作成は、資料や情報を探す手引きとなるので定期的な更新が必要です。

（2）児童サービス（子ども読書活動推進計画を含む）

ことばを学び、感性を磨き、表現力・想像力を高め、主体的に生きていくために、すべての子どもが読書に親しみながら成長する必要があり「子どもの読書活動を深める機会の提供・充実」「子どもの読書活動をみんなで支える読書環境の整備・充実」「子どもの読書活動に関する情報の普及・啓発」を進めていく必要があります。

（3）青少年サービス

読書離れが著しいといわれている青少年期の利用者に向けて、青少年が本に親しむきっかけづくりや利用しやすい図書館を目指した展示・企画・講座などの取り組みが必要です。

（4）学校との連携協力

図書館には学校教育を援助する役割があります。朝の読書や授業に活用する本の貸出のほか、教職員や児童生徒の研修や社会科見学の受け入れ、学校図書館の選書や運営のアドバイスなど多様な連携協力が必要とされています。

また、図書館と学校との連携を効果的に行うためには、学校での窓口となる学校図書館司書の配置が必要です。学校図書館司書は、本の選書や図書館内の整備を行うとともに、教職員が授業の参考になる資料を用意したり、子どもに本を読む楽しさや喜びを伝え、子どもと本を結ぶという役割があります。現在印西市の学校には、学校図書館司書は２・３校に一人の配置しかありません。近隣自治体の学校図書館では、その役割が重要であることから全校配置となっており、印西市の学校図書館にも早期に学校図書館司書の全校配置を望みます。

（5）多様な利用者へのサービス

○図書館利用が困難な利用者へのサービス

図書館の利用が困難な利用者への図書館サービスの提供として、様々な利用者の状態や状況に配慮したサービスの提供が必要です。

○高齢者サービス

高齢者が健康で生きがいを持って生活をするために図書館が役立てるよう、生涯学習支援、資料・情報の提供及び施設環境の利便性の向上が必要です。

○多文化サービス

地域に暮らす異なる民族、言語、文化的背景を持つ人が、図書館を気軽に利用することができるよう、また、異文化への興味や関心を持つ市民が多文化社会への理解を深められるよう、外国語の図書や多様なニーズに合わせた資料・情報の提供が必要です。

（6）展示や企画事業（課題解決支援サービス含む）

市民や利用者のニーズを把握した展示・企画・講座などの開催。

市民の生活や仕事上の課題解決を支援するサービスとして、資料・情報の提供や関連団体・機関と連携したサービスの提供が必要です。

（7）行政部署や関係機関との連携

行政各部署や関係機関と連携し共催事業や企画展示の実施により、多くの市民が本と情報に出合いつながる場としての図書館となることが必要です。

（8）図書館ボランティアとの連携と支援・育成

図書館ボランティアについては、おはなし会や各種事業など、様々な形で図書館事業や地域の読書活動を支えています。

また、読書活動に関わるボランティア向けの講演会や講習会などを充実し、ボランティアを育成するとともに、ボランティア一人ひとりが習得したスキルを活かすための場が必要です。

（9）市民・地域との協働・参画による図書館づくり

地域で活動する市民団体やボランティアなどと協働して、地域のニーズに応える読書活動を推進するとともに、その活動を支援し広く紹介することで、ボランティア活動の活性化につながります。

（10）情報提供及び利用者促進事業の実施

広く市民に図書館サービスの情報を提供するため、ホームページ・広報誌・図書館だよりなどを利用し、市民に分かりやすく役立つ情報の提供に取り組んでいます。図書館の役割が理解され、より多くの市民の期待に応えられるよう情報発信に工夫が必要です。

11．図書館資料の充実と管理

（1）資料購入費の充実

過去５年間の資料購入費の推移をみると、新聞・雑誌・マイクロフィルムについては、ほぼ横ばいに推移、視聴覚資料については、横ばいもしくは減少傾向に推移、図書資料については、平成３０年度と令和４年度を比較すると約４，６００，０００円、約３，６００冊減少しています。そのため、新しい蔵書は少なく利用者の減少の原因の一つになっていると考えます。また、利用者アンケートでも、今後充実する必要があるサービスとして「蔵書の充実」が５４．６％の要望がありました。

市内の人口は年々増加しており、令和４年度では人口が１１万人を超えています。一人当たりの図書資料購入費を比較

しても減少しているため、図書館サービスを充実させ利用者の多様な資料要求に応えるためには、図書資料費の増額が不可欠です。

「決算額比較」

	H３０年度	R１年度	R２年度	R３年度	R４年度
新聞	2,969,079 円 (30 紙)	3,053,789 円 (30 紙)	2,871,703 円 (30 紙)	2,882,018 円 (30 紙)	3,005,628 円 (30 紙)
雑誌	2,375,383 円 (188 ﾀｲﾄﾙ)	2,415,241 円 (196 ﾀｲﾄﾙ)	2,410,030 円 (217 ﾀｲﾄﾙ)	2,403,545 円 (214 ﾀｲﾄﾙ)	2,320,107 円 (207 ﾀｲﾄﾙ)
図書資料	19,416,182 円 (12,391 冊)	19,111,238 円 (11,257 冊)	16,973,893 円 (10,154 冊)	15,048,960 円 (9,007 冊)	14,788,386 円 (8,730 冊)
視聴覚 資　料	507,058 円 (117 点)	481,080 円 (97 点)	567,661 円 (106 点)	356,969 円 (93 点)	424,971 円 (117 点)
マイクロ フィルム	560,520 円 (46 巻)	560,520 円 (46 巻)	570,900 円 (46 巻)	625,900 円 (46 巻)	625,900 円 (46 巻)
合計	25,828,222 円	25,621,868 円	23,394,187 円	21,317,392 円	21,164,992 円
人口	101,406 人	103,794 人	106,080 人	108,141 人	110,208 人
一人当たりの 図書資料購入費	191.4 円／人	184.1 円／人	160.0 円／人	139.1 円／人	134.1 円／人
一人当たりの 図書資料購入費 (千葉県内市町村平均)	154.0 円／人	187.0 円／人	151.0 円／人	150.0 円／人	164.0 円／人

（出典：印西市立図書館年報、一人当たりの図書資料購入費（千葉県内市町村平均）については千葉県の図書館）

（２）地域の特徴を考慮した館別資料の充実

利用者アンケートの結果から館別の「今後、充実する必要がある図書資料ランキング」をみると、児童書（読物・絵本）が印旛・本埜・そうふけで上位にありました。一方、大森・小林・小倉台などでは、文芸書、実用書、専門書が上位にあるという結果になりました。

このことからも、居住者層や利用者層の違いがあり、地域に根差した６館体制をとる図書館では、地域の情報収集を行い居住者層に合わせた選書を行う必要があります。

館別の「今後、充実する必要がある図書資料ランキング」（雑誌、新聞、視聴覚資料等は除く）

	１位	２位	３位	４位	５位
大森	文芸書	実用書	専門書	児童書 （読物・絵本）	入門書
小林	専門書	実用書	文芸書	児童書（読物・絵本）、 洋書	
そうふけ	文芸書	児童書（読物・絵本）、 実用書		専門書	児童書 （調べ物）
小倉台	実用書	専門書	文芸書	児童書 （読物・絵本）	児童書 （調べ物）
印旛	児童書 （読物・絵本）	文芸書	児童書 （調べ物）	専門書	実用書
本埜	児童書 （読物・絵本）	実用書	専門書、 文芸書		児童書 （調べ物）

（出典：印西市立図書館利用者アンケート結果報告令和４年６月）

（３）児童書の充実と買い替え

本を読むことは、豊かな感性、創造力、表現力をうみだし、未来を担う子どもたちの糧となります。読書により、考える力や自己理解力を高め、自らの考えを伝えられるコミュニケーション能力も高まり、また読書習慣を身につけることで、国語力を向上させ、より豊かに生きる力、楽しみの基になるため児童書の充実が必要です。

また、子どもたちにたくさん読まれて傷んでいる本や古くなった本を積極的に買い替える必要があります。

（４）青少年用図書の充実

青少年向けコーナーを設置し、青少年が関心を持つ多様な資料・情報提供を行うためには、内容を工夫するとともに資料の充実が必要です。

（５）郷土・行政資料の収集と提供

市の郷土資料や行政資料等の歴史的資料については、資料に精通した職員により収集・整理・提供・保存することが、

図書館の大きな役割であり市の財産として大切なものになります。

また、講座やホームページ等で情報提供することで市民の活動の発展につながります。

（6）電子書籍などの充実

令和3年（２０２１年）7月から非来館型サービスの電子図書館システムの運用が開始されていますが、市民の図書館サービスに対する要望が多様化し増大している状況です。

社会のあらゆる分野において情報化が進んでいることから、図書館においても紙媒体の資料に加え、電子資料の収集・提供にも務める必要があり、あらゆる世代に対応した資料収集と提供に努めることが必要です。

（7）その他の資料の充実

雑誌や新聞などの定期刊行物の資料費は、横ばい傾向にありますが、利用者アンケートでは、雑誌の充実も求められているところであり、また、多様な利用形態による電子書籍の充実も併せて進める必要があります。

（8）図書館資料保存のための書庫の確保

図書館には、印西市に関する出版物や新聞記事など、地域に関する資料の収集・整理・提供・保存することが求められています。

図書館資料の適切な除籍を行い保管する書庫スペースの確保に努めてきましたが、図書館の保管スペースには限りがあることや、年々保管する必要のある資料が増えてくると考えられることから、外部に保管場所を借りることや利用のない公共施設などを利用するなど検討を行う必要があります。

12．職員体制

司書採用職員は現在５名であり、年代的には５０歳代となっています。

図書館６館中、印旛図書館には司書資格を有する正規職員も配属されておりません。

子どもから大人までの幅広い年代の利用者に対して情報提供を行うためには、様々な分野の知識や地域の文化や情報にも精通している司書資格を持つ職員が継続的に図書館に係ることで、窓口や市民との対話をとおし「市民の要望」や「時代や地域の変化」にあわせた柔軟な対応ができます。そのことからも図書館サービスの充実のためには、司書資格を有する正規職員の確保や配置及び研修が必要です。

また、印西市立図書館サービスの中心は大森図書館であり、図書館６館の総括を行うため、大森図書館長には図書館の管理運営に必要な知識や経験及び司書資格を有する図書館長の配置が必要です。

13．図書館の配置

印西市の将来推計人口によると、印西市の人口は令和１０年（２０２８年）の１１０，１００人をピークに、その後、減少に転じると推計されていますが、その時期が推計より早く令和５年１月に人口１１万人を超え、印西牧の原駅圏周辺で人口が顕著に増えました。

また、図書館は、各駅圏に配置され６館が連携する体制で運営を行っているところですが、現在策定中の印西市公共施設整備基本方針では、「適正に図書館サービスを提供できるよう、施設の統廃合、集約化、複合化を含めた新規施設の整備を検討することが必要です。」と示されております。

図書館利用者アンケートの地区別利用状況をみると、中央駅南地区と牧の原地区が２８％を超え、次いで中央駅北地区が１３．１％となっていることからも、図書館の配置について検討していくべきです。

（1）地区別人口の推移　（単位：人）

年	木下地区	大森地区	永治地区	中央駅地区	牧の原地区	船穂地区	小林地区	印旛地区	ＮＴ印旛地区	本埜地区	ＮＴ本埜地区	計
H25	6,940	5,613	1,540	33,563	10,675	4,150	7,598	8,716	4,742	3,781	5,171	92,489
H26	6,885	5,598	1,515	33,581	11,192	4,305	7,564	8,601	4,883	3,758	5,203	93,085
H27	6,786	5,513	1,485	33,674	11,675	4,534	7,542	8,543	4,910	3,697	5,135	93,494
H28	6,695	5,451	1,462	34,724	12,570	4,736	7,565	8,403	4,883	3,600	5,096	95,185
H29	6,605	5,423	1,439	35,969	13,564	4,975	7,546	8,258	4,933	3,529	5,080	97,321
H30	6,577	5,419	1,414	36,505	14,839	5,241	7,558	8,101	5,036	3,459	4,984	99,133
H31	6,548	5,378	1,396	37,005	16,581	5,414	7,522	7,997	5,088	3,515	4,962	101,406
R2	6,555	5,352	1,371	37,114	18,707	5,735	7,456	7,851	5,164	3,436	5,053	103,794
R3	6,462	5,260	1,347	37,707	20,266	6,242	7,453	7,691	5,168	3,321	5,163	106,080
R4	6,438	5,384	1,329	37,407	21,629	7,241	7,632	7,462	5,178	3,310	5,131	108,141

（出典：データいんざい２０２２）

（2）地区別人口の推移

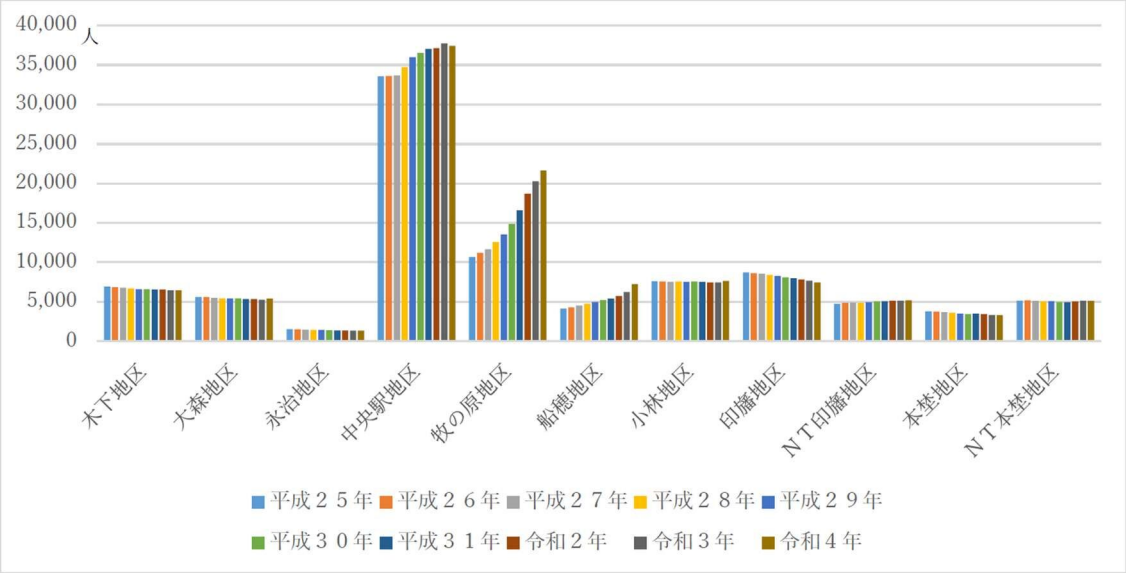

（3）地区別利用状況

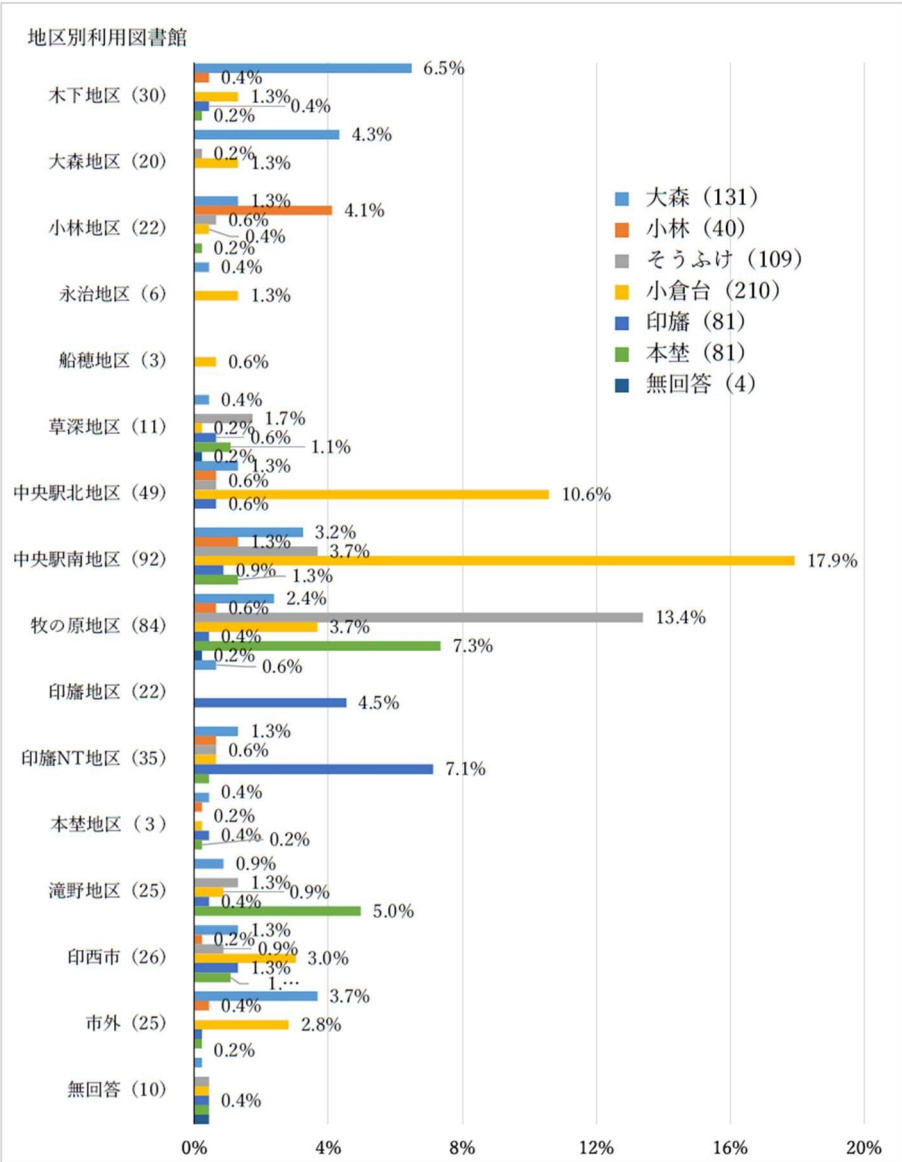

（出典：印西市立図書館利用者アンケート結果報告令和４年６月）

14．運営主体

運営主体について、指定管理者、部分委託、直営と分け検討を行いました。

（1）指定管理者制度について

指定管理者制度については、「印西市公共施設等総合管理計画」において、公共施設の更新を続けた場合、毎年約７億円不足し、その削減方法として、指定管理者制度の導入が計画されましたが、図書館では、利用料が無料であることや、直営から民間に運営が移った場合、消費税が課税され、更に利益を確保する必要があります。このことから、図書館における指定管理者制度では、資料費や人件費から消費税や利益を捻出されることが多く、財源不足の対策につながるとは考えにくい施設です。

総務省からの助言では、指定管理者制度は「経費節減のみに着目するのではなく、制度の導入をするのであれば、その施設の設置の目的の適切な達成を図ることを自治体に求め、経費節減のみが目的にならないよう留意すること」とありますが、「印西市公共施設等総合管理計画」では経費削減の方法として「指定管理者制度の導入」が計画されていることについて不可解な感覚があります。

図書館に指定管理者制度を導入するのであれば、その施設の設置の目的の適切な達成を図る必要があります。

指定管理者制度については、他の施設には有効な方法と考えますが、利用者の「知りたい」「学びたい」という公平性の観点からも、印西市立図書館には「そぐわない制度」と考えますので、「印西市公共施設適正配置アクションプラン」の見直しをお願いします。

（2）窓口の業務委託方式（部分委託）について

窓口の業務委託方式を導入している図書館は、主に人件費の削減を目的に、貸出・返却・レファレンス業務を委託しています。現在の市の窓口は、図書館で直接雇用した会計年度任用職員が、図書館職員の基で業務にあたっています。仮に窓口を委託したとしても、経費の費目が人件費から委託費に変わるだけ、企業の管理費や消費税が加わるなどで、費用対効果の面からも大きな成果を得ることは難しいです。

（3）直営方式について

現在、直営方式で運営がされていますが、「職員体制について」の検討からも、「司書資格を有する職員採用が無かったことによる、司書資格を有する正規職員の不足」が指摘されていることや、「図書館の配置」の検討からも、人口の増加による図書館の配置の検討による司書資格を有する正規職員の不足が懸念されるところです。このことからも、公平性のある継続的な図書館サービスを行うためには、司書資格を有する正規職員を採用し、図書館の体制強化を図りながら直営で運営していくべきです。

結びに、「図書館とは何か」「図書館サービスとは何か」など基本を踏まえ市の目指す図書館像を明確にし、印西市立図書館の基本方針である「地域に根差した市民文化の創造や、地域の情報拠点として市民生活に役立つ施設」となるよう、印西市立図書館の特性を生かしながら引き続き直営方式で運営し、市民のための図書館サービスの充実を心から願い答申いたします。

印西市立図書館協議会委員

任期　令和４年６月１日から令和６年５月３１日

番号	氏　名	備　考
1	くらさわ　まさのり 倉　沢　正　則	委員長 東京基督教大学名誉教授
2	くろさわ　ますみ 黒　澤　真　澄	副委員長 前白井市立図書館長
3	いそ　まさとし 磯　　昌　稔	印旛中学校長 任期：令和４年６月１日から令和５年３月３１日
	やすかわ　とおる 安　川　　徹	船穂小学校長 任期：令和５年４月１日から令和６年５月３１日
4	たけはら　じゅんこ 竹　原　淳　子	六合小学校教諭
5	ながた　のぞみ 永　田　　望	原山中学校教諭
6	たけい　えいこ 武　井　榮　子	印西ふるさと案内人協会
7	いしがや　やすこ 石ケ谷　康　子	図書館ボランティア
8	せきぐち　かほり 関　口　佳穂里	印西木刈親子読書会
9	いしわた　みか 石　渡　美　香	図書館ボランティア
１０	くりやま　ゆか 栗　山　由　香	市民公募

印西市立図書館協議会審議経過

会議経過及び内容

開催日	説明及び審議事項
令和4年１１月8日	・印西市立図書館の運営のあり方について（諮問） ・図書館における指定管理者制度の経緯について
令和5年3月１４日	・指定管理者制度の導入に関する事務指針について
令和5年5月２６日	・公立図書館における指定管理者制度導入の課題
令和5年7月２８日	・「印西市立図書館の運営のあり方について」答申案
令和5年9月２８日	・「印西市立図書館の運営のあり方について」答申案
令和5年１１月9日	・「印西市立図書館の運営のあり方について」答申案
令和6年2月２９日	・「印西市立図書館の運営のあり方について」答申

・地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）　平成１５年7月１７日　「総務省自治行政局長」
・指定管理者制度の運用について　平成２２年１２月２８日　「総務省自治行政局長」
・印西市公共施設等総合管理計画　平成２９年3月　「印西市」
・印西市公共施設適正配置実施方針　平成３１年2月　「印西市」
・印西市公共施設適正配置アクションプラン　令和2年3月　「印西市」
・「公立図書館の指定管理者制度について―２０１６」２０１７年3月　「公益社団法人日本図書館協会　図書館政策企画委員会」
・指定管理者制度の導入等に関する事務指針　令和４年7月　「印西市」
・指定管理者制度導入施設一覧表　令和４年4月　「印西市」
・印西市公共施設整備基本方針（案）市民意見公募手続（パブリックコメント）の結果（令和4年１０月1日（土）～令和4年１０月３１日（土）　「印西市」
・地域の図書館として　２００１．７　「図書館雑誌」
・千錫烈「公立図書館における指定管理者制度導入の課題」関東学院大学人文学会　紀要　第１３４号（２０１６）
・子文連　Ｎｅｗｓ　Ｌｅｔｔｅｒ　Ｎｏ．２　２０２２．９．１３　「印西子どもの文化連絡会」
・図書館に指定管理者制度とは？！　「印西子どもの文化連絡会」
・貸し出し2万冊水増し　２０２３年6月２７日　「毎日新聞」
・「印西市のよりよい図書館」にむけての提言　２０２３年9月２３日　「印西子どもの文化連絡会」
・印西市統計書　データいんざい２０２２　令和5年3月　「印西市」
・印西市立図書館利用者アンケート結果報告　令和４年6月　「印西市立図書館」
・印西市立図書館年報　平成２９年度統計～令和３年度統計　「印西市立大森図書館」
・千葉県の図書館　平成３０年度～令和４年度　「千葉県公共図書館協会」
・図書館・博物館等への指定管理者制度導入に関する調査研究報告書　平成２２年3月　「株式会社三菱総合研究所」

２　条例・規則等

●印西市立図書館設置条例

平成６年３月 30 日条例第７号

（趣旨）

第１条 この条例は、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 10 条の規定により、印西市立図書館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条 本市は、市民の教育と文化の発展に寄与するため、印西市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第３条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
印西市立大森図書館	印西市大森 2535 番地

２ 図書館に次に掲げる分館を置く。

名称	位置
印西市立小林図書館	印西市小林北五丁目１番地６
印西市立そうふけ図書館	印西市原三丁目４番地
印西市立小倉台図書館	印西市小倉台四丁目５番地
印西市立印旛図書館	印西市美瀬一丁目 25 番地
印西市立本埜図書館	印西市滝野三丁目４番地

（職員）

第４条 図書館に、館長のほか司書その他必要な職員を置く。

（利用の制限）

第５条 館長は、図書館を利用する者が管理上適当でないと認められる行為をしたときは、その利用を制限することができる。

（図書館協議会）

第６条 法第 14 条第１項の規定により、印西市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

２ 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

３ 委員の定数は、10 人以内とし、その任期は、２年とする。ただし、再任は、妨げない。

４ 欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第７条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、印西市教育委員会規則で定める。

（以下、附則を省略。）

●印西市立図書館設置条例施行規則

平成６年３月 30 日教育委員会規則第６号

（趣旨）

第１条 この規則は、印西市立図書館設置条例（平成６年条例第７号。以下「条例」という。）第７条の規定により、印西市立図書館（以下「図書館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（事業）

第２条 図書館は、図書館奉仕のため、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。）第３条の規定により、次に掲げる事業を行う。

（1）図書館資料（法第３条第１号に掲げる図書館資料をいう。以下同じ。）の収集、整理及び保存
（2）図書館資料の貸出し
（3）読書案内、読書相談及び参考調査
（4）他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力
（5）他の図書館との図書館資料の相互貸借
（6）分館の運営
（7）読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及び奨励
（8）館報その他の読書資料の発行及び頒布
（9）時事に関する情報及び参考資料の紹介及び提供
（10）市内学校図書館との連絡提携
（11）読書団体との連絡及び協力並びに団体活動の促進
（12）図書館利用に障害のある者に対する援助
（13）その他図書館の目的達成のために必要な事業

（館長の職務）

第３条 館長は、上司の命を受け、図書館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

２ 館長は、担当の業務の円滑な運営を図るため、必要に応じ、班の責任者（以下「主任」という。）を指定する。

（職員の職及び職務）

第４条 条例第４条において図書館に置くことのできる職員（館長を除く。）の職及び職務は、次のとおりとする。

職員	職	職務
事務職員	副館長	館長を補佐し、館長に事故あるときは、その職務を代理する。
	分館長	上司の命を受け、図書館分館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	副参事 主幹 副主幹 主査 主査補	上司の命を受け、所掌事務を掌理する。
	主任主事 主任司書 主事 司書	上司の命を受け、事務を掌る。

技術職員	主任図書作業員	上司の命を受け、図書整理作業を掌る。
その他の職員	図書作業員	上司の命を受け、図書整理作業に従事する。

２ 前項に掲げるもののほか、印西市職員の再任用に関する条例（平成 22 年条例第４号）及び一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成 19 年条例第 24 号）に規定する職員を置くことができるものとする。

（主任の職務）

第５条 主任は、上司の命を受け、担当する班の事務を管理する。

（事務分掌）

第６条 図書館に置く班及びその事務分掌は、次のとおりとする。

庶務班

（1）公印の保管に関すること。

（2）文書の収受及び発送に関すること。

（3）文書、帳簿の整理及び保存に関すること。

（4）庶務及び会計に関すること。

（5）統計、調査及び広報に関すること。

（6）施設、設備及び備品の維持管理に関すること。

（7）印西市立図書館協議会（以下「協議会」という。）に関すること。

（8）前各号に掲げるもののほか、他の班に属さない事務

奉仕班

第２条に規定する図書館事業の実施に関すること。

（臨時又は非常勤の職員）

第７条 図書館には、第４条に定めるもののほか、必要に応じ、臨時又は非常勤の職員を置くことができる。

（開館時間）

第８条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、印西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたときは、これを変更することができる。

区分	開館時間
大森図書館及び小倉台図書館	午前９時から午後５時まで。ただし、水曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）（以下「祝日法」という。）第３条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）は午前９時から午後７時まで
小林図書館、そうふけ図書館、印旛図書館及び本埜図書館	午前９時から午後５時まで

（休館日）

第９条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

区分	休館日
大森図書館及び小倉台図書館	１ 月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日） ２ 1月1日から4日まで ３ 12 月 28 日から 31 日まで ４ 特別整理期間として年１回 14 日以内で館長が定める日
小林図書館、そうふけ図書館、印旛図書館及び本埜図書館	１ 月曜日（その日が祝日法第２条に規定する祝日に当たるときは、その翌日）

	２ 休日 ３ １月２日から４日まで ４ 12 月 28 日から 31 日まで ５ 特別整理期間として年１回 14 日以内で館長が定める日

（利用の制限）

第 10 条 館長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、図書館資料及び施設の利用を制限することができる。

（1）図書館内の風紀秩序を乱し、又は騒がしい行為をしたとき。

（2）その他管理上支障があると認められるとき。

（損害の賠償）

第 11 条 利用者は、図書館資料、設備器具等を著しく汚損又は破損若しくは亡失したときは、現品又は相当の代価をもって賠償しなければならない。

（個人貸出し）

第 12 条 図書館資料の個人貸出しを受けることができる者は、本市に居住し、又は通勤若しくは通学している者とする。ただし、館長が必要と認めた場合は、この限りでない。

２ 図書館資料の個人貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、図書館カード申込書（別記第１号様式）を館長に提出して、図書館カード（別記第２号様式）の交付を受け、これにより申し込まなければならない。

３ 図書館カードの有効期間は、発行日から３年（本市に通勤又は通学している者は１年）とし、更新手続により引き続き同じ期間の延長とすることができる。

４ 第２項の図書館資料の個人貸出しを受けようとする者及び前項の規定により更新手続を行う者は、本人であることを証明する身分証明書、運転免許証その他本人及びその居住を確認できるものを提示するものとする。

５ 第３項の更新手続を行わず、かつ、個人貸出しを受けた最後の日から３年以上経過している場合は、登録を抹消する。

６ 図書館カードを紛失したとき、又は図書館カード若しくは図書館カード申込書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかに館長に届け出なければならない。

７ 図書館カード及び貸出しを受けた図書館資料は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

８ 個人が貸出しを受けることができる図書館資料の数量及び貸出期間は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りでない。

区分	貸出数量	貸出期間
図書及び雑誌	制限なし（ただし、期間内に読み切れる範囲）	２週間。ただし、他の利用を妨げない場合は、更に２週間に限り延期することができる。
大型絵本	２点以内	２週間
視聴覚資料	３点以内	２週間
複製絵画	２点以内	４週間

（団体貸出し）

第 13 条 図書館資料の団体貸出しを受けることができる者は、市内の地域又は職域で活動を行う団体及び読書会等で、館長が適当と認めたものとする。

２ 図書館資料の団体貸出しを受けようとする者は、団体の責任者を定め、あらかじめ、団体貸出登録申込書（別記第３号様式）を館長に提出して、図書館カードの交付を受け、これにより申し込まなければならな

い。
３ 図書館カードの有効期間は、発行より１年とし、更新手続により引き続き同じ期間の延長とすることができる。
４ 前条第５項から第７項までの規定は、団体貸出しの場合に準用する。
（団体貸出しの期間及び数量）
第 14 条 団体貸出しを受けることができる図書館資料は、図書のみとし、貸出期間は、貸出日から２月以内とし、同時に貸出しを受けることができるその数量は、１団体 400 冊以内とする。ただし、館長が必要と認めたときは、この期間及び数量を変更することができる。
２ 前項の貸出期間内に、当該団体貸出しを受けた者から申出があったときは、他の者の利用を妨げない限りにおいて、１月を限度として貸出期間の延長をすることができる。
（貸出しの制限）
第 15 条 貴重資料その他館長が特に指定した図書館資料は、貸出しを行わないものとする。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りでない。
（図書館資料の返却）
第 16 条 貸出しを受けた図書館資料は、定められた貸出期間内に返却しなければならない。
２ 館長は、図書館資料を貸出期間内に返却しなかった者に対し、書面、電話等により督促を行い、その督促に応じず返却しなかった者に対し、状況により期間を定めて貸出しを禁止することができる。
（図書館資料の複製）
第 17 条 図書館資料の複製は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 31 条及びその他の法令に基づいて行う。ただし、技術上困難なもの及びその他館長が不適当と認めたものを除く。
（資料の受贈及び受託）
第 18 条 図書館は、個人又は団体から資料の寄贈及び寄託を受けることができる。
２ 寄贈及び寄託を受けた資料は、他の図書館資料と同様の取扱いにより一般の利用に供することができる。
３ 図書館は、寄託された資料の汚損又は破損若しくは亡失についてその責を負わないものとする。
（事業計画及び事業報告）
第 19 条 館長は、毎年度開始後速やかに、図書館の当年度の事業計画及び前年度の事業実施状況について教育委員会及び協議会に報告しなければならない。
（図書館協議会）
第 20 条 条例第６条の規定により設置された協議会に委員長及び副委員長を置く。
２ 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
３ 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
４ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
（協議会の会議）
第 21 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。
２ 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
３ 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（協議会の庶務）
第 22 条 協議会の庶務は、図書館において処理する。
（補則）
第 23 条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。
（以下、附則を省略。）

3　法令等

●図書館法

（昭和二十五年法律第百十八号）

第一章　総則

（この法律の目的）

第一条　この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーシヨン等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

２　前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（図書館奉仕）

第三条　図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一　郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二　図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三　図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四　他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五　分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六　読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七　時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八　社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九　学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

（司書及び司書補）

第四条　図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

２　司書は、図書館の専門的事務に従事する。

３　司書補は、司書の職務を助ける。

（司書及び司書補の資格）

第五条　次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一　大学を卒業した者（専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二　大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三　次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ　司書補の職

ロ　国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ　ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

２　次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一　司書の資格を有する者

二　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

（司書及び司書補の講習）

第六条　司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

２　司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

（司書及び司書補の研修）

第七条　文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

（設置及び運営上望ましい基準）

第七条の二　文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

（運営の状況に関する評価等）

第七条の三　図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第七条の四　図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（協力の依頼）

第八条　都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、その長又は教育委員会）に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

（公の出版物の収集）

第九条　政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

２　国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章　公立図書館

（設置）

第十条　公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条及び第十二条　削除

（職員）

第十三条　公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館（第十五条において「特定図書館」という。）にあつては、当該特定地方公共団体の長）が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

２　館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

（図書館協議会）

第十四条　公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

２　図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条　図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第十六条　図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（入館料等）

第十七条　公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条　削除

（図書館の補助）

第二十条　国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

２　前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条及び第二十二条　削除

第二十三条　国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一　図書館がこの法律の規定に違反したとき。

二　地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。

三　地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章　私立図書館

第二十四条　削除

（都道府県の教育委員会との関係）

第二十五条　都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

２　都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

（国及び地方公共団体との関係）

第二十六条　国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条　国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

（入館料等）

第二十八条　私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

（図書館同種施設）

第二十九条　図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

２　第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

（以下、附則を省略。）

●図書館の設置及び運営上の望ましい基準

（平成24年12月19日文部科学省告示第172号）

第一　総則

一　趣旨

1　この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。

2　図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二　設置の基本

1　市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。

2　都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。

3　公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三　運営の基本

1　図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。

2　市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。

3　都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。

4　私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。

5　図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四　連携・協力

1　図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。

2　図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五　著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

六　危機管理

1　図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。

2　図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第二　公立図書館

一　市町村立図書館

1　管理運営

（一）基本的運営方針及び事業計画

1　市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。

2　市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3　市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

（二）運営の状況に関する点検及び評価等

1　市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の2の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。

2　市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。

3　市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4　市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

（三）広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインター

ネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

（四）開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

（五）図書館協議会

1　市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。

2　図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

（六）施設・設備

1　市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。

2　市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2　図書館資料

（一）図書館資料の収集等

1　市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。

2　市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

（二）図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3　図書館サービス

（一）貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

（二）情報サービス

1　市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。

2　市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に努めるものとする。

3　市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

（三）地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

ア　就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供

イ　子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供

ウ　地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

（四）利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

ア　（児童・青少年に対するサービス）　児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

イ　（高齢者に対するサービス）　大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

ウ　（障害者に対するサービス）　点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

エ　（乳幼児とその保護者に対するサービス）　乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施

オ　（外国人等に対するサービス）　外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供

カ　（図書館への来館が困難な者に対するサービス）　宅配サービスの実施

（五）多様な学習機会の提供

1　市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。

2　市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

（六）ボランティア活動等の促進

1　市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。

2　市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4　職員

（一）職員の配置等

1　市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。

2　市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職

務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の２に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。

３　市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。

４　市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

（二）職員の研修

１　市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。

２　市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

二　都道府県立図書館

１　域内の図書館への支援

１　都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。

ア　資料の紹介、提供に関すること

イ　情報サービスに関すること

ウ　図書館資料の保存に関すること

エ　郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること

オ　図書館の職員の研修に関すること

カ　その他図書館運営に関すること

２　都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。

３　都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

２　施設・設備

都道府県立図書館は、第二の二の６により準用する第二の一の１の(六)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

ア　研修

イ　調査研究

ウ　市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

３　調査研究

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかわる地域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。

４　図書館資料

都道府県立図書館は、第二の二の６により準用する第二の一の２に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア　市町村立図書館等の要求に十分に応えるための資料の整備

イ　高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

５　職員

１　都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の６により準用する第二の一の４の(一)に定める職員のほか、第二の二の１、３及び４に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。

２　都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、それらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

６　準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

第三　私立図書館

一　管理運営

１　運営の状況に関する点検及び評価等

１　私立図書館は、その運営が適切に行われるよう、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定した上で、その目標の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

２　私立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者その他の関係者・第三者による評価を行うことが望ましい。

３　私立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

４　私立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、積極的に公表するよう努めるものとする。

２　広報活動及び情報公開

私立図書館は、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開を行うことが望ましい。

３　開館日時

私立図書館は、開館日・開館時間の設定に当たっては、多様な利用者に配慮することが望ましい。

４　施設・設備

私立図書館は、その設置の目的に基づく図書館サービスの水準を達成するため、多様な利用者に配慮しつつ、必要な施設・設備を確保することが望ましい。

二　図書館資料

私立図書館は、当該図書館が対象とする専門分野に応じて、図書館資料を計画的かつ継続的に収集・組織化・保存し、利用に供することが望ましい。

三　図書館サービス

私立図書館は、当該図書館における資料及び情報の整備状況、多様な利用者の要望等に配慮して、閲覧・貸出・レファレンスサービス等のサービスを適切に提供することが望ましい。

四　職員

１　私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましい。

２　私立図書館は、その職員の資質・能力の向上を図るため、当該職員に対する研修の機会を確保することが望ましい。

4　統計資料

●図書資料年間受け入れ冊数（購入・寄贈）の推移

上段：購入（冊）、下段：寄贈（冊）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
大森	3,019	3,063	2,541	965	332	1,947	2,239
	372	366	432	473	231	403	471
小林	1,301	1,348	1,355	1,312	1,336	1,029	68
	181	180	396	163	172	172	97
そうふけ	1,819	2,213	2,142	2,419	2,074	930	1,469
	223	158	261	604	284	122	216
小倉台	3,128	3,232	3,203	3,441	3,418	2,706	2,727
	505	359	491	257	313	326	626
印旛	1,375	1,532	1,648	1,568	1,505	1,211	1,190
	183	161	170	181	139	139	156
本埜	1,293	1,459	1,502	1,552	1,489	1,184	1,037
	141	288	148	116	65	237	190
計	11,935	12,847	12,391	11,257	10,154	9,007	8,730
	1,605	1,512	1,898	1,794	1,204	1,399	1,756

●年齢別・図書館エリア別個人登録者数の推移

年齢別個人登録者数の推移

上段：登録者数（人）、下段：登録率（%）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度（令和元年度）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
0-6	424	423	423	393	380	412	456
	1.2%	1.3%	1.3%	1.2%	1.3%	1.4%	1.6%
7-12	3,135	3,148	3,212	3,176	2,775	2,631	2,502
	9.1%	9.7%	10.0%	10.0%	9.2%	9.0%	8.8%
13-18	3,075	2,738	2,652	2,617	2,545	2,361	2,169
	8.9%	8.4%	8.2%	8.3%	8.4%	8.0%	7.6%
19-22	1,620	1,400	1,317	1,184	1,122	1,063	994
	4.7%	4.3%	4.1%	3.7%	3.7%	3.6%	3.5%
23-29	2,374	1,949	1,755	1,567	1,433	1,323	1,242
	6.9%	6.0%	5.4%	5.0%	4.8%	4.5%	4.4%
30-39	4,769	4,506	4,459	4,313	4,153	4,095	4,052
	13.8%	13.9%	13.8%	13.6%	13.8%	14.0%	14.3%
40-49	5,704	5,520	5,529	5,478	5,221	5,142	5,068
	16.6%	17.0%	17.1%	17.3%	17.3%	17.5%	17.9%
50-59	4,475	4,011	3,948	3,755	3,538	3,356	3,224
	13.0%	12.4%	12.2%	11.9%	11.7%	11.4%	11.3%
60-69	5,603	5,277	5,088	4,854	4,483	4,286	3,978
	16.3%	16.3%	15.8%	15.4%	14.9%	14.6%	14.0%
70～	3,278	3,463	3,917	4,284	4,512	4,677	4,703
	9.5%	10.7%	12.1%	13.6%	15.0%	16.0%	16.6%
合計	34,457	32,435	32,300	31,621	30,162	29,346	28,388
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

図書館エリア別個人登録者数の推移

上段：登録者数（人）、下段：登録率（%）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度（令和元年度）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
大森	3,651	3,296	3,224	3,001	2,677	2,497	2,258
	10.6%	10.2%	10.0%	9.5%	8.9%	8.5%	8.0%
小林	2,395	2,268	2,194	2,123	1,978	1,876	1,766
	6.9%	7.0%	6.8%	6.7%	6.6%	6.4%	6.2%
そうふけ	4,742	4,783	5,067	5,304	6,316	6,583	5,852
	13.8%	14.7%	15.7%	16.8%	20.9%	22.4%	20.6%
小倉台	13,541	13,048	13,062	12,881	11,486	11,088	11,795
	39.3%	40.2%	40.4%	40.7%	38.1%	37.8%	41.5%
印旛	2,989	2,796	2,787	2,703	2,538	2,443	2,257
	8.7%	8.6%	8.6%	8.6%	8.4%	8.3%	8.0%
本埜	2,551	2,280	2,183	2,069	1,927	1,824	1,726
	7.4%	7.0%	6.8%	6.5%	6.4%	6.2%	6.1%
小計	29,869	28,471	28,517	28,081	26,922	26,311	25,654
	86.7%	87.8%	88.3%	88.8%	89.3%	89.7%	90.4%
市外	4,588	3,964	3,783	3,540	3,240	3,035	2,734
	13.3%	12.2%	11.7%	11.2%	10.7%	10.3%	9.6%
計	34,457	32,435	32,300	31,621	30,162	29,346	28,388
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

●予約・リクエスト受付件数の推移

単位：件

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
大森	3,143	2,921	2,979	2,279	1,085	2,542	2,604
小林	2,090	2,014	2,286	2,198	1,837	2,059	809
そうふけ	3,300	3,108	3,408	3,072	2,664	436	3,101
小倉台	9,850	10,304	9,226	8,798	6,975	8,858	7,273
印旛	1,653	1,587	1,672	1,332	1,396	1,603	1,438
本埜	1,019	998	949	812	779	1,758	1,138
小計	21,055	20,932	20,520	18,491	14,736	17,256	16,363
Ｗｅｂ予約	105,625	109,302	115,319	109,578	104,464	125,498	126,086
合計	126,680	130,234	135,839	128,069	119,200	142,754	142,449

*各図書館受付分は「予約・リクエストカード」の受付件数
*Ｗｅｂ予約は、ホームページから、市内図書館所蔵資料への予約件数
*令和２年度：新型コロナウイルス感染予防のため４月は利用休止（4/10まで電話・Ｗｅｂでのリクエスト受付は実施）、4/11から6/8まで窓口・Ｗｅｂいずれも予約受付中止
*令和３年度：５月から２月まで、そうふけ図書館は改修工事で休館

●予約・リクエスト提供資料の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
図書資料（所蔵）	98,951	103,764	108,570	99,578	97,662	114,102	110,093
図書資料（購入）	1,451	1,061	1,156	1,121	1,189	1,262	5,612
図書資料（借入）	2,760	2,718	2,667	2,639	2,706	2,942	2,874
図書資料（コミック）	2,749	2,358	2,609	2,297	2,368	2,585	2,295
雑誌	6,266	5,656	5,807	4,964	5,106	5,448	5,660
視聴覚・複製絵画	2,471	2,507	2,591	1,994	1,932	2,539	2,092
合計	114,648	118,064	123,400	112,593	110,963	128,878	128,626